

188.82
74

188.82-Ta74ウ
1200500728322

3024-3027

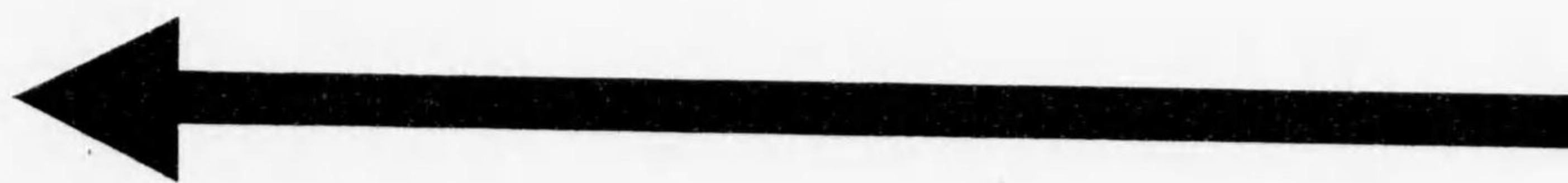
集簡書尙和菴澤

註編助之善 辻

店書波岩



始



81



庫文波岩

3024—3027

集簡書尙和菴澤

註編助之善辻

188.82
TA74



店書波岩



918
286

例言

一、昭和の初より五年の頃に互り、細川護立侯爵を中心として、同志の士若干相集まり、澤菴和尚全集編纂刊行の事あり。予も亦その席末を汚し、主として和尚の書簡を編輯した。その時に集つた書簡は、無慮三百六十餘通に及んだ。全集第四卷として收められたものは即ちそれであつて、凡そ七百四十頁を計へる。本書はその中よりめぼしきもの百通を選んだものである。

一、本書選集にあたり、文中の人名其他の語について註解をつけて、讀者の便に供した。

一、本書選集について、細川侯爵は特に澤菴和尚全集より抄出の許可を與へられた。茲に記して謝意を表す。

昭和十七年一月

辻善之助

目次

一 村尾彦右衛門に與ふる書	二	三 肖稚寺に與ふる書	三
二 小出吉英に贈る書	三	四 堀直寄に贈る書	四
三 又兵衛に與ふる書	六	五 某に與ふる書	六
四 小出吉英に贈る書	七	六 秋庭半兵衛に與ふる書	七
五 小出吉英に贈る書	八	七 某に與ふる書	六
六 小出吉英に贈る書	〇	八 秋庭半兵衛に贈る書	八
七 浮木庵に與ふる書	三	九 某に與ふる書	一
八 相國寺内慈照院某に與ふる書	四	〇 某に與ふる書	三
九 土井利勝に贈る書	六	一 某に與ふる書	八
一〇 小出吉英に贈る書	七	二 松平定綱に贈る書	三
一一 小出吉英同吉親に贈る書	九	三 楊稊巢に與ふる書	六
一二 某に與ふる書	〇	四 大仙院に與ふる書	九

全	小出吉英に贈る書	二七六	五	小出吉英に贈る書	三三八
六	小出吉英に贈る書	二七八	六	細川光尙に贈る書	三三五
七	細川光尙に贈る書	二八〇	七	小出吉英に贈る書	三三七
八	細川光尙に贈る書	二八二	八	酒井忠勝に贈る書	三三八
九	小出吉英に贈る書	二八五	九	柳川調興に與ふる書	三三九
十	小出吉英に贈る書	二九一	100	波多策庵に與ふる書	三三〇
十一	天祐に與ふる書	三〇一			
十二	細川光尙に贈る書	三〇六		書簡によつて見たる澤菴和尙	三三五
十三	小出吉英に贈る書	三一		澤菴和尙略歴	三六三
十四	無行居士に與ふる書	三六			

澤菴和尙書簡集

一 村尾彦右衛門に與ふる書

(註) 近況を報じ但馬に隱遁の志を告ぐるもの。

歳暮珍重候。扱もく天下一變の後、音信不通、且夕床しく候。かやうにうつりかはる世の中とは、誰しも思ひながら、様々おはれとも申てもく盡ぬ事共、夏より已來候。心のまゝなる友もあらまし、目に見る有様をも語り、慰もあるべき、世の中の人、富貴榮華の物語より外なく候得は、更々我等式の類ひは、獨り無常の窓に向ひて、獨言いふて暮す計に候。内々此冬は、都にも住詫ぬれば、いかなる山の奥へも分入、野狸子をふすへて、春を待へきかなと思ひより候まゝ、若は其國湯山温泉寺奥などに、人知れず隠れ住をもし、ひとりには、かくしく下の濱などへ立出て、語りあかし可申かなと思ひ候得共、一日くのうち、後後寒といふ貧僧のかたき出頭せられ、何方へも可立出様候はねは、心のまゝにも任すへからす候。捨てだに此世の外はなきものを、こゝろひとつをなくさむ計に候。道もかはき、

暖にもなり候は、出石(三)をも深く忍び、湯山邊へ、卒度可參候。たとへは、人界は水を釣瓶の車の如し。くりかへし、またくりかへし、車の底にめぐるか如し、鳥の林に遊か如し、歸りてはゆき、行ては歸り、前生また前生、何れの世より、うき世をめぐるつなにか、今よりまた來世(四)就來世(五)いつの終りを知るべきや。此理を知りながら、うけかたき人身を得、あひ難き佛法にあひ、むさ／＼とやみの夜におくり果へきや。此たひあひかたき法にあひ、一つの心をさとり、眞如の至りを胸にすまし、長夜の闇を照し、三無不可得の心を心の外に得て、在家の女人を帶しなから、正覺の位に至るべき事、思はさらめや、後の悔かへらぬは、元の水のごとし、惜みても、(此末五行不詳)

(日附闕ク)

紫野庵僧

村彦殿(五)

(一) 元和元年大坂落城をいふ。(二) 但馬國をいふ。(三) 但馬出石澤菴の郷里。
(四) 京都大徳寺。(五) 但馬豊岡油屋村尾彦右衛門氏藏。

二 小出吉英に贈る書

(註) 但馬出石の城主にして澤菴郷里の領主たる小出吉英に
與へて、吉英より預つた中庵といへる者の醫學修業に
ついてのべたもの。

別書申入候。先日直に御物語可申上存候へ共、色々之御物語ともに推うつり罷歸候。中庵儀、御かけにて、學問とも仕候。李文長(一)在京中者、稀なる事に御座候と存、私李文長(二)と庵申、文長子共同前に指南被仕候様にと申候故、五山方長老西堂衆四書共御聞候へとも、是は外様にてあらき事にて御座候上、やう／＼論語はて申分御座候。中庵と朝夕子共に同様に仕候て問申候故、四書皆々をしこまかにすまし申候。李文長子どものけ申ては、たれも別に無御座候程に仕候。何より重寶に存候。其外とくと仕候もの共、大方よみ申候。五經之内禮記一部は、四書程御座候。是は文字よみの分と、我等おしへ申候。醫書などは、何をよみ申候共、文字之力自由に御座

候。今から醫道仕ならひ候はよき醫者に可罷成候。いつまでもよみ物にかゝり申候出家之様に仕候て居申ても、いかゝに候間、急度醫者に取かゝり申様候は、可然と申事候。其身のためと申、又御家に居申ても、醫師は一方の御用に立申事候間、尤と被思召候は、其通にさせ可申候。内々と延壽院^(三)へも、書狀之次には、我等物をも教申若者一人御座候間、弟子に進度と申置候。今程者老々之故、門弟にいつれも召加候事不成様に被申候。とかく醫者をも仕候は、可然と思召候は、又延壽院へも可申遣候。延壽院成不申候は、道三^(三)へ成とも、民部太輔^(四)へ成とも、如何様三人之間へ、可然御座候半哉。玄治^(五)、玄琢^(六)、其外壽徳庵^(七)、何へなり共にて御座候。何れも我等知音申半候。然とも弟子衆の又弟子と申と、直弟と申は、後迄の覺へもちかひ申候事候。又被召遣候御家にも、直弟と申候へは、四方のきこへも、後々能御座候。今こそ若く御座候へ共、無程年も可參候間、直弟にも成申様にて可然存候。學問の成不成之事は、何れも今と同前に御座候。一分の心懸なくては成不申候。物なとよみてきかせなといたさるゝ事は、今はどれも不罷成事候。同様に候は、直弟も可然御座候半や、尤と思召候は、又延壽院へも申て可遣候。延壽院同心にて

も御座候は、江戸へ成共、主心懸次第可被遣候哉。御意を承届候て、延壽院へも、又は道三へ成共、可申遣候。被召遣候者なにて被仰遣候へは、師匠の前も、又同學の心も結構に罷成候て、其身も可然持不申候へは、成にくゝて、六ヶ敷御座候間、以後は、とも御座候へ、先づ最初者、物をもおしへ申候。若きもの一人、茶堂にも掃地にもと思召候て、そはにめしをかれ、一言をも御指南頼申由申て遣候は、身持能可有御座かと存候。これも尤と思召候は、其通にも可仕候。一日くゝと仕候は、物をよみ書仕候て、うかゝと仕候は、居申候。急度醫師に取かゝり申て、可然儀と存候。此通得御意候。是に居申候とて、御奉公仕事にても無御座候間、主參候は、江戸へ成とも、主次第にと思召候は、近日江戸へ便足も御座候半間、延壽老へ書狀共下可申候。所思召承度候。恐々謹言。

三月十六日(元和二年カ)

雲龍院^(八)

宗彭(花押)

大守尊^(九)下

(一) 李文長は朝鮮の人。慶長元和の頃我邦に留まり元和元年には和泉にあり。當時澤菴

は京都より書を寄せた事がある。翌二年三月には共に和泉水間牛瀧に遊んだことが東海和尚紀年録に見える。この書簡はその頃のものであらう。(一) 曲直瀬道三玄朔名を正紹といひ當時の名醫である。(二) 曲直瀬玄朔の子玄鑑名は親清。(三) 曲直瀬民部太輔玄鎮名は親昌。(四) 岡本啓迪院玄治名は諸品。(五) 野間玄琢名は成岑。(六) 野間玄琢名は成岑。(七) 壽徳庵玄由姓未詳。(八) 小出吉英の父吉政の法號でその菩提寺、但馬出石にあり。(九) 内閣記録課本澤菴書簡寫。

三 又兵衛に與ふる書

(註) 又兵衛何人か不詳、杉を贈られたのを謝するもの。

杉百本植給候。何よりの御志にて候。つき候へは、誠に千年之道具にて候。其後者不能面謁候。閑暇之節來臨待申候。恐々謹言。

小春廿六(元和二年カ)

宗彭(花押)

南宗寺

又兵衛殿

宗彭

御宿所

(一) 東海和尚紀年録によれば、元和二年二月、和尚は但馬出石城主小出吉英に乞うて松樹を南宗寺の焼地に植ゑたことがある。この書狀はその頃のものであらう。(二) 和泉堺。(三) 南宗寺所藏。

四 小出吉英に贈る書

(註) 端午の節句の贈物を謝するもの。

爲今日之御祝儀、御書、殊粽一折、砂糖鹽之小折、風流之爲躰、當年未見候。初以驚目申候。重々難述筆舌候。殊更御詠歌不淺候。返事につまり申候。

されはこそ我日本に見もしらぬもろこしちかきこまの爪とは
さゝちまきいわひそへけりあやめ草蓬か島のいのちのへけむ

何とも不被申候へとも、申さぬも慮外にて候間如此候。常光之儀、永逗留も御座候とて申上存候へ共、早速に湯本迄に罷下候間、其通に候。又策也儀可承存候。明日

者參上可申候。万々期貴面抛筆候。恐々謹言。

端午

雲龍院

尊酬(三)(宛名闕ク)

宗彭(三)(花押)

(一) 但馬城崎か。(二) 内閣記録課本澤菴書簡寫、宛名なけれども、この書簡寫は小出氏宛のものを集めたものなるにより標題の如く掲出す。

五 小出吉英に贈る書

(註) 在京都の澤菴天祐兩人への贈物を謝せるもの。

尙々、十五夜十六夜、近年無之月見仕候。殊當年之月思切たる月、近年不覺儀と申儀候。御詠歌二首殊御情深覺申候。御贈答申候。きこえ可申候哉。

八月十二日之尊書、濃々と兩人方え被下候。殊御使態被仰付、御樽二荷物數寄なる被仰付様、皆々手に取見申、扱々と申合候。盃之臺兩人へ之御志にて二つ、松菊愛らしき様子、破籠重五、様々之御菓子肴、可申様も無之候、船にて月迄も見候様にと

御書中に御座候故、山六左内證被申候へ共、霄之間雲むらかりて、村雨など可仕候なと見及候間、先御使并鈞菴、清左衛門、半兵衛、鼎山、不取合御樽を開、御酒被下候中、雲も晴行、月さし上候迄、御酒分に被下、月を見申候。更行候へは、兩人及鶏鳴之前迄、月を見申候。此故見もあきたらす候間、吉祥寺、城運、清右衛門、鼎山、十六夜に申請候而、及深更、いさよひの月、乍雨御酒數獻被下、よく之儀に候。吉祥みせみくと哉らん出申候。其後は立出る峯の一さしせはき所にて出申候、きもをつふし申候。不大方興態御推察可被下候。早々御禮狀進候所(可脱カ)に、毎日毎夜風雨夜前迄ふり申候故、上申人も、河水定(脱アラシ)而延引たるへきと存候中、又候上方來人など御座候而、何共難遁儀共、一日くと御禮狀致延引迷惑候間、京都此國へ、爲月見之御心付、か様之儀者、昔も有御座間敷と申合候、過分難申盡次第候。追々猶可申入候。恐々謹言。

八月廿三日

宗彭(三)(花押)

紹杲(三)(花押)

小出大和守殿

人々御中

(一) 天祐、大徳寺の僧。 (二) 内閣記録課本澤菴書簡寫。

六 小出吉英に贈る書

(註) 小出吉英の長子帶刀二十一歳で寛永三年十月二十一日

父に先だつて卒した。この書は恐らくその時のものであらう。

老樂の春は、いと眠かちなれと、御詠にあはれをもよほされ、夢もむすはぬ夜もすから、御歌を冠におき、三十一首をつらね、今朝書付、御目にかへ候。かへらぬ御事なるいかに(からカ)もして、御忘れ草のたねまかほしく、冬の御わつらひなとさしおこりてはと人々申相候。

現とも夢ともいさやしら雲のかゝるあたなる人のゆく衛は捨る身も世の秋からにともすれはともに露けき墨染のそて

石の火の光りの間そとかねて世を知らはなけかしとはおもへとも
 樓の上に待しかひなく宵の間にはやくも月の雲かくれせし
 ともし火のきゆるは誰も同じ世を我あり顔に身をわすれぬる
 いは木には中々しかし心ある人こそ世をはなけきはてぬれ
 吹風のさそふとてある花ならはなと咲そめてうきめ見せぬる
 つゆにたにおされてたほむ若草をいかにふきしく春の山風
 はるを得て咲ちるたにもおしむ世をまたつほむえの雪折の梅
 きゆる名は露にこそたてあだし野々烟のすゑの雲そかなしき
 誰か世にとまりはてむ先立をのこり顔にてなけくはかなさ
 西に入きのふの月のまたこよひめぐりあひぬる人のおもかけ
 ちゝにもものゝかなしき秋の日はあれとさかりも知らてちる花の春
 るりといふ玉のすかたもいたつらにくたけてものをおもふ世の中
 とりにあけかねに暮とも日にそひておもひの(色カ)□やなほふかみ草
 きゝすなく春のやけのゝあはれをも子をおもふ人の知るところそきけ

はかなきはぬる夜の夢といひしかといやはかなきはうつゝなりけり
 おしみてもかひなきものをちる花にちらすあらしをうらみはてゝき
 もぬけつるそのうつ蟬はからもありなき身のはてよいかになりゆく
 ひかりきゆる玉のありかはありといへと黄泉のそこへ行くよしもなみ
 心なき鳥も心をおとるかす人のわかれのおりにふれては
 龜の上の山には知らし常ならぬ此世の人のかゝるなけきは
 埒のうちにもるてふ花の花もちらす嵐はさくるよしなし
 梅一木花こそちらめ春の風香をたに枝にのこさしとふく
 花のはる紅葉の秋もいたつらに見はてぬ夢のさむるはかりに
 何もかもたのみはててむありと思ふきのふのうつゝけふの夢の世
 野邊の露を我か身の上におきなからきゆるものとも知らてはかなき
 薄氷の見る／＼きへて池水にありとはすれとかはるすかたは
 へたてぬる關の東の峯の雲雨とふり來て袖はしほるゝ
 かち人のつけのをくしもいたつらときく心こそみたれ髪なれ

何事も夢のゆめ見ることゝろそとなけくがうちもおもひわすれね

太守幕下(一) (月日闕、寛永三年)

澤菴

(一) 但馬美倉郡香住村伊藤源左衛門氏所藏。

七 浮木庵に與ふる書

(註) 浮木庵何人なるか詳ならず。寛永四年幕府大徳妙心兩
 寺の住持任命の濫なるを咎めて、元和元年法度公布以
 後幕府の許なくして住持に任ぜられたるものの無效を
 宣言した。この書狀はその時のものであらう。

尙々、萬々千々難申盡候へとも、急便之間、先一書如此期後便候。

不寄存珍書、如向顔、再三不去手候。先々御息災にて候へは、一段之事候。御歸國
 之事、南光僧正御心に被掛由候間、遅速之事難計、相調事可爲必定候。命成けりに
 て候間、養保候て、一度御歸國可爲珍重候。愚拙事、就本寺之儀、不意に罷下候。

御書中示給候事、致得心候。如仰國方之者存義一筋に候。佗國之人ハ、必翻手候。其段令得心候。遂面話候心地候而、芳書不去手候。殊尊章尤託處之心、顯然於句外、不耐感嘆之情候。呈私篇度、又御望之物相調進度候へ共、今日出船之由候故、急々不任心候。後便に可進候。賢深公知足院ニ御入候間可相渡候。愚拙之儀、八月比迄も、大槩可令逗留候。其中又々可申入候。急々之間抛毫候。恐々謹言。

澤菴

宗彭 (花押)

賜水節

浮木庵

貴報

(一) 天海。 (二) 甲府市坂田季吉氏所藏。

八 相國寺内慈照院某に與ふる書

(註) 大徳寺法度一件について上洛したことの挨拶をのべたもの。

猶々、早々被聞召付候而、芳訊候。難盡謝語候。期拜顔之時抛禿毫。

すゑの露もとのしつくをひとつそとおもひはてゝも袖はぬれけり

可被發一笑候也。

從是可奉呈愚書之處、遮而尊染、過々量々、殊松茸一折御懇意不知所謝候、今度愚拙式迄令上洛候儀、諸五山并當寺妙心寺其外淨土宗等出世諸法度、板防州承之儀、定而其元へも、近日可被仰出候。御黒印之御書出、先日板防州被爲見候。就其萬事寺中之儀評儀等御座候、依之乍存無音令迷惑候。近日扣禪扉、可述拜謝候。佳招之儀期其節候。恐惶頓首。

九月望 (寛永五年)

宗彭白

檢束庵

宗彭

拜答慈照□室

侍衣閣下

(一) 寛永四年幕府、五山并大徳妙心其他諸大寺出世の濫なるを責めてその出世を停めた時のことをいふ。 (二) 右について大徳寺に於ては議論紛然たり。澤菴はその事につい

て堺南宗寺より上洛し硬論を主張し幕府に抗議を呈することとなる。(三) 東京市岡崎正也氏所藏。

九 土井利勝に贈る書

(註) 大徳寺法度の事件について澤菴は玉室宗珮・江月宗玩と共に連署して幕府に抗辯の書を呈した。その爲めに幕府より召されて、寛永六年二月京を發し、閏二月に江戸に着いた。この書狀はその時老中土井利勝に呈したものである。

今度爲訴訟可申上罷候趣、

大徳寺

入院出世之事、不令言上候儀、一山之越度迷惑不過之候。雖然全非輕 上意申、無調方故、如此之儀候。向後者、隨分家之道相勤、其上入院之儀、以連署令言上、於御許者、其以後申降

繪旨、入院執行可申候。然者堅守 御法度、永重佛祖道仕事候。只今當寺出世之者、京田舎南派北派懸而拾一人御座候内、御書出以後、出世仕候衆五人御座候。憚 上意申、板倉周防守殿如御存、自去年本寺之出仕相止居被申候。無調方之次第被成御赦免候様申上度候。以右之趣、御取成所奉頼候也。

二月 日 (寛永六年)

宗珮 (花押)
宗彭 (花押)
宗玩 (花押)

土井大炊頭殿

(一) 寺の住持になること。(二) 大徳寺の中の塔頭に南北兩派あり、龍源院派と大仙院派とである。龍源院は本寺の南にあるによつて南派といひ、大仙院は北にあるによつて北派といふ。(三) 元和元年家康の定めた大徳寺の法度をいふ。(四) 玉室。(五) 江月。(六) 東京市前山久吉氏所藏。

一〇 小出吉英に贈る書

(註) 江戸へ下る途中より贈つたもの。

夜前戸塚に留申、只今川崎と哉らん申所にひるのやすみ仕候處へ、御書被下、御念入候段、難申盡候。さきへ書狀もたせ進候。はやそれへ可參候。今度我等罷下候事、如御意不存寄儀候。板防州、我等も、とかく下候様にと内證被仰候付、不遁罷下候。されとも奉行之御事候間、申合御下候へと申様に候へは、如何候間、皆々存よる分罷見下候て可然なとの事にて候間、廣德寺え可罷着候。明日それへ可參存候。先書に申入候玉江兩老は、晦日朔日之間に京を立可被申候。我等は廿五日に京を罷立候。先へ我等一人罷下候。此度は不思議に懸御目事、万々期貴面候。恐々謹言。

壬二月六日(寛永六年)

宗彭(花押)

小出大和守殿

御報

今夜は先廣德寺へ罷着へく候。日高候は、今晚にも、それへ可參候。暮候は、明日可參候。

(一) 所司代板倉周防守重宗。 (二) 玉室、江月。 (三) この書狀は本文に夜前戸塚に留申云々とあり、また廣德寺へ可罷著候とあり、大德寺法度一件で江戸へ召された時のものである。日付に閏二月とあるによつても寛永六年のものであることは明かである。

(四) 櫻井勉氏蒐集澤菴遺柬。

一一 小出吉英同吉親に贈る書

(註) 澤菴和尚等配流の事いよく決定したについて、そのことを報じたもので、和尚等の配流地への出發は六月三日であるから、この書狀は五月のものであらう。

尚々、手前しまひ仕候てから、御左右可申候。

昨晚御使御座候。我等をは、出羽もかみの内かみの山と申所へ被遣候。玉室は赤楯と申所へ被遣候。上之山は、六日七日に參候よし候。赤楯は白河のあたり、三日四日路と申候。江月は無別儀候。さて又罷出候事は、定日未知候。即御見舞とて、御兄弟御出候へは、手前用とも仕舞申事、成不申候。餘人には、たれにもはやあひ不

申候。御兄弟中へは、不懸御目候事は成間敷候へ共、先御出被成候事御無用に存候。堺へ策首座上せ候。大徳寺へも飛脚上せ候。書状(ママ)とも、身のまはりいかに何もなきと申ても、出家のは一人して、くどく仕候故、出行前者いつかたにても迷惑申候間、御左右可申候。即刻御出被成間敷候。恐々謹言。

廿六日(寛永六年五月)

宗彭(花押)

小出大和守殿

同 對馬守殿

(一) 最上。(二) 上の山。(三) 大阪市金井次郎氏所藏。

一二 某に與ふる書

(註) 澤菴和尚等江戸出發以後、配流地へ赴く途中の狀を報じたもの。

玉室與予三日同途、四日之朝分南北別離、室(ニ)は配所奥州赤楯。予如書面、乘轡中よ

り、小筒取出、盃を取かはし、在露命再會ヲ期。

宗彭

天分南北兩鳥飛。何日舊棲雙狝歸。聚散無恒只如此。世上禽亦有樞機。

玉室和

草鞋竹杖傍空飛。舊院何時把手歸。水遠山長猶絕信。別離今日已忘機。

白川

拙作 都へとむかしの人も今の身も
たよりあらはのしら川の關

金風吹起白川波。秋滿胸襟感慨多。百歲人間元旅寓。東漂西泊是娑婆。

同

それとなき旅たにあるにさすらふる身は黒髪も白川の關

安積山

葛城のむかし覺えて影見ゆるあさかの山の山の井の水

信夫

みたるなと人をいさむも折からにわか心さへしのふもちすり

松島ちかければ

ゆるされぬ身はいつ行てみちのくのちかのしほかまちかきかひなし

あこやの松

千年山千とせもかけてめてたきはあこやの松に木かくれの月

狂歌等少々記進候。可被附丙丁童子候也。

(宛名日附關々、寛永六年八月)

(一) 玉室。 (二) 東京東海寺所藏。

一三 肖椎寺に與ふる書

(註) 奥州謫居の地より寄せたもの。

都へとむかしの人も今の身も便あらはの白川の關

便あらはいかて都へつけやらんけふ白川の關を越ぬと古歌に御入候

白川・金風吹起白川波。秋滿胸襟感慨多。百歳人間元旅寓。東漂西泊是沙婆。

白川より八里はかり過しあとのなべかけといふ宿にとまりて、あけの朝に、玉室とは左右に別て、さらは互に命全くして再會を期すへきとて、道のちまたにて藥酒の小瓶取出て、盃取かはし、

天分南北兩鳧飛。何日舊棲雙獺歸。聚散無恒只如此。世上禽亦有樞機。

玉室老高和

草鞋竹杖傍空飛。舊院何時把手信。水遠山長猶絕信。別離今日已忘機。

和璠公勻以別

分段生兮分段死。同居地亦不同居。古人於此太親切。君擲異端誦佛書。

奥方の人うちとけたるやうにして、その心さらにしられず、たのみかたければ、

うちとけてかたるもおくをしらせぬは心のその白川の關

關東と奥州との堺を越行、道すから皆名所ともあり。安積山は采女のことのはにふり、山の井にかけをうつすよし、

葛城のむかし覺えて影見ゆる安積の山の山の井の水

伊達の郡を通り、信、夫庄司か館ちかし。

みたるなと人をいさむも折からにわか心さへしのふもちつり
 配所は最上郡上之山、正宗館仙臺へ一日半路、松島へ二日程近き所也。
 ゆるされぬ身はいつ行てみちのくのちかのしほかまちかきかひなし
 あこやの松こゝなれは

千とせ山千とせもかけてめて、なかく見度心に候か
 此國におもひかけきやさかたの海士の筈屋をやとせむとは
 數々申度候へ共、便候は、重而と筆を留候。互に命なりけりに候。御養生候て、
 我々も歸寺再面所希候。江戸下向以來、始終之事、道安、宗不への狀に申候間、道
 庵へ被仰、可有御聞候。書狀御覽候ても不苦候。

肖椎寺(日附關ク)

宗彭子

(一) 鍋掛、下野那須郡。 (二) 故寺崎廣業氏舊藏。

一四 堀直寄に贈る書

(註) 越後本莊城主堀直寄に寄せたもので、上ノ山著後四日

のものである。



さて、春日が七月廿九日迄の色々御才覺あまりの事に御禮も申され候(才腕カ)。小堀
 遠州へも、能々御心へ被仰入可被下候。

今度之儀、御禮と申せは、いそにて御座候間、一向に不申入候。誠此度宗門之事に
 まつすくな事を申て、御意にちかひ、出羽の國までなかされしと申事は、二代三代
 も、人の口に残り可申候。みやうもんと申ながら、末世にはせめてみやうもんたり
 とも残り候へは、満足に存候間、心さへちりにけかれ候はすは、身のくるしみ何と
 も不存候。心をむさく人に見られて、身の安き事は、悦不申候。心をむさうして、
 身をやすく可仕候ほと、安事は無之候。はちを思ふ計に、人は身をもはたし、苦し
 みも仕候事に候。又々不入事申と可思召候。恐惶謹言。

八月十九日(寛永六年)

宗彭(花押)

今夜あこやの松の月を見申候て、

さすらへてあこやの松の木の間よりつみなく見て見る今夜の月影

呈上

堀丹後守殿

(一) 京都市福田清氏所藏。

一五 某に與ふる書

(註) 上ノ山より配流の狀況をのべて心中を吐露せるもの。

細書再三轉誦了。御心中之處、令怡悅候。乍去出家者、三界を家とする事勿論に候間、何とて悲事もなく候、武士之御國かへ同前と存候而居申候。御氣遣候間敷候。御なけきも候間敷候、世をなけき、身をかなしむは、白地凡夫の上に候。凡夫にも自然と得心之者は、世を嘆事はなく候。爲法爲先師、我と心より如此成行候身に、何の嘆あるへく候哉と存候。御氣遣候間敷候。御折檻之初候へは、又御赦免の終も可有之候、命候は、互に可遂再面候、白州遠路是迄御音信、實書中難申盡存候。此等之旨奉願候。恐々謹言。

十月十九日(寛永六、七、八年)

宗彭(花押)

(宛名闕ク)

(一) 文學博士故萩野由之氏舊藏。

一六 秋庭半兵衛に與ふる書

(註) 和尙の實弟秋庭半兵衛に與へて配流中の狀況を報せるもの。

主計成人申候や。子ともいつれもそくさいに候や。七味兩人なから、そくさいにいられ候や。

以傳爰元迄爲見舞御下候。よき便宜にて候間、長二方まで一書申入候。

一、兩三度狀を進候。とゞき候や不審候。大坂にて、出石みすいたや與兵衛間からの人として、爰元へたつねられ、狀を但馬へ下候は、とゞけ可申とて、ねんころに被申候間、各狀を進候。定而いまにとゞき申間敷候。其狀に、爰元之事くはしく申

入候つれとも、とゞき申間敷をも不存候間、又々申入候。爰元いかゞして居申候と、氣遣可被成と存候て書付進候。

一、六てふ敷の坐敷次の間、同く物をき三てう敷、せうしやへや、小者へや、朝夕めしとゞのへて、くりひへ候はぬやうにとて、ゑんまはりも二ちうへいをかけ、ゆどの、せつちん、ゑんつゞきにして、風をひき候はぬやうにとねん入候。ねる下には、大なるかのしゞの皮をたゞみ、二ちうの下にしき、下よりもひへ候はぬやうにと、山城殿御ねん入候。はん米はしろめ候て、あとからく入次第、みそ、しほ、薪、すみ、あふら、こほう、大根、又なはたけは、のきあたりにつくりをきたるを、下人に被申渡候。しわすには、山城殿、江戸より、うらには、いかにもうつくしくやはゞのきぬをつけ、おもてはうつくしき物をきらひ申とて、あらきつむきをつけて、小袖一、いかにもうつくしきかみこふきぬのうらつけわたあつく入、又御内儀からとて、はたにき申候わたこけつこうにして給候。せうしかには、爰元にて被仰付候ても、めんぬのこうつくしく、小者にも同く何から何までねんころ、中々申やうなる事にてはなく候。山城殿江戸へ御上之時も、道二里か間は、馬の上から、

我が事よくちそう申て、事不如意になきやうに、又あまりちそうすき候はゞ、いやに可思召候間、何様にもきにあひ候やうに、家のとしよりも心得候へとて、くれゝ被仰置候。ときゝは、城からも、又としよりも方からも、なくさみにへんたうとも、進し候へ、それもそれもいやに思召候はゞ無用。茶のこなとも、ときとゞき進候へなとゞ被仰置候故、けつこうにもちをつき候て置、四日五日に一度つゞ給候故、去年冬中も、毎日もちをたべとをし候。正月の事は不及申候。當年の正月程、もちたくさんに御入候事は一期になく候。門前に門も二重につくり、よそからのつかひなど、むさと参て、六ヶ敷一番とて番屋をつくり、人ををかれ候へ共、さむき時分、人のくるしみに成候と存、わひ事して、をき不申候。次兵衛と申付一人、我々心安めしつかひ候様にとて、はしめてふちきりまひをかるく門の内をかれ候。前からの者、家中に多候へ共、前から居申候侍は、きやくしんに可存とて、あたらしく侍をおかれ候。寺もありゝと大につくり度候由、色々被申候へ共、たつて申、いかにも小々と申て、歌をよみて、とりより衆へ見せ候へは、山城殿へ見せられ候。就其合點候て、右之程に小さくつくられ候。歌には「人はたゞ心をひろくすみなし

てかりの庵はとにもかくにも、「皆々家中衆としより衆、はしめて、誠に主のおぢは
 うす^(四)などの様に被思候。爰元之事は、おもひの外心安事にて候。國とをく候て、皆
 々に對面申事無之はかりにて候。それは出家の事にて候へは、いつれもわが國所に
 居者はなく候。武士さへ、今の世には、わか生れたる國に居る人はなく候。わか生
 れたる國に居は、けつく皆々あしく候。他國はましの物にて候。ふがひなき者より
 外は、武士もわが國には不居候。去年當年は、氣力もよく、持病もすきとよく候て、
 一段満足に候。去年爰元へ參候てから、江戸京さかい方々からの音信に、狀の返事
 かきさす日もなく候て、やうやうと、しわすきわに成候へは、人の參候時分にも
 なく候ゆへ、いきをつぎ候。又はや此程きしのわたより人參候。十二月廿八日の日
 付にて、此正月廿二日に、此地へ參候。せつきせめてしわすの廿八日などに、□は
 や正月もすき候はぬに、爰元へ參り候やうに人を給候。今から又日々に、方々から
 人可參候。返事に千萬迷惑申候。岸和田松平周防殿^(六)からも、各使者給候。色々心の
 つき候音信、小袖かみこ、此遠國まで、杉のはこに入給候。其外方々からの音信と
 もにて候。去年江戸にて、我等、玉室兩人か様に被仰付候時の上使加々爪民部殿、

堀式部殿此兩人衆からも、去年はや兩度之御音信、爰元に無之とて、茶つほに茶を
 つめ、小袖など色々給候。此衆は、上様をは、かり被申候は、人などは給間敷事
 にて候へ共、何と御座候哉、か様に懇に御座候。瀧川大學殿など申候は、山城殿舍弟に
 て候。西のまるの御そはつかひにて候が、か様之衆からも、切々音信にて候。いたみ
 木^(七)の介殿、今ははりま殿と申候。其子息藏人殿などからも、切々音信、爰になき茶と
 も便ごとに給候。かほを見申たる事もなき衆にて、ついにあい申たる事もなき人
 にて候。か様に御懇に御坐候。本田安房守殿^(八)からは、去年中に、三度人を給候。大樽之
 南部もろはく、馬に二つつけておこし、又は茶つほ、みつつけのしやうがつほなど、
 物の本なとまで、爰元にて見る本あるまじきとて、五ぶも三ふもたせ給候。去年
 しはすに、賀州へ御下候。春は早々北國より人を可給由候て、下さまにも、又人を
 給候。堀丹後守殿^(九)などの心付など申事は、おやの子をおもふ様に候。爰元は人の心
 のおそろしき事、中々にて候。人なところす事は、かひる一ひきともおもはず、せ
 に三百文こしにつけたを見たらは、そのまゝころす、おそろしき事にて候故、町の
 いかにもたのもしきりちきなるものに、此金子十兩そのものにやり候て、澤庵へ心

をつけ、何なりとも用をき、ひくわん同前に仕様にやくそく仕候てをき候へ、一人たのむ者なく候へは、あしく候とて、態々侍を爰元まで、金子被^レ候由下被申候。か様に懇に御座候。爰元へ罷下候時も、一里二里つゝ見へかくれに、爰元まで人をそへ、十日路の所へおこし、其後又やかて右之ことく侍を給候、以傳御下之時も、越前守殿とて、氣ちかひにて、先年豊後へ被遣候御人のは、こよりも、江戸にて御あひあり度とて、大名の御身にて、かるゝとのり物二三ちやうにて、くわうとく寺まで御出候へとも、あひ申さす、女房の身にて、をしかけてせひあひ度とて、寺までゆきたるに、ばうすとてかあわせさりし事、さてもゝきよくなき仕合かな、せひ江戸へかへり候て、以傳ちそうして、あはせてくれよ、ちしきにけられても、成佛するためしある程にとて、なくやうに被仰候て、我々かたから進候は、かへされ候はん、進くれよとて、うつくしきわたこなともたせられ候。きぬこそてかねたと入人ならば、何ほど成とも進度なとて、なみたをなかし、被仰候よし候。ひごのやつしろの城もち被申候加藤右馬丞と申人、六万石にて、ひこの守殿家老にて候。か様の人からも、茶つほなと給候。内儀からも、まことに心のつきたる事とも

にて候。物をかき候時、てひへ候はんとて、ておほひの様之物まで給候。小袖かみこ、もめんものとり合、十四五もはやこゝもとのふへんなる出家にまいらせ候。づきん、わたほうしなど、如何程うつくしきを二十四五も、皆々出家、又は入さうなる人にまゐらせ候。茶なども、つほに上々の茶をつめて、家けつこうして、方々から給候へ共、ひくもむつかしく候間、ふくろ一つ二つひき候ては、皆々人にたうおなから封きらすにも、方々へやり候。茶つほも五六やり候。てんたうおそろしき程に御座候。か様に物たくさんにらくゝたるなかされ者は有間敷候。是も上様之御かけの國に居申故にて候。我々手前には、江戸を出候時、丹波殿したて給候つむきのきる物かみこわたこなど、ゑりあかつきたるを、うちきている分はかりにて、何もかも、みなゝよそよりくる程の物、人にやりはたし、かいはらひて居申候。爰元にて、さてもゝきさんしなる事かなと申様にして居申候。上様の御前はかりこそ、御法度と思召候故、さ様に候へ、日本國に我々名をあしくたて候人は、なきやうに申候間、何事も御氣遣候間敷候。上様もさまであしくは思召候はぬなとも申候。其儀は不存事に候。先々當分爰元に居住候。氣遣候間敷候。知行をとりて、

知行につきて、出羽の國へ國かへして參ると可思召候。貴殿も主につきて、つくしへ國がへ候て、つくしにも可有御坐候。出羽へも御出あるべく候。□今の世は、其分にて候。まして出家は、其通にて候。なかされても、天下の外聞はあしからず、上様之御前之事は、御法度と被仰候へは、我々にくしとも、あしゝとも思召さすとも、御法度の爲ならば、か様に被仰付候はんはにて候。我々つれの出家の家さへ、出家の法度をむさとすましきとて、か様に身をなし候まゝ、天下さまの事にて候間、御法度ならば、か様に候はてはにて候。此方も此方の家の法度さへ、四方へあらはし候て、身ハケ様に成候とても、前かとかくおもひまうけたる事にて候間、うらみとも何とも不存、本望至極と存候。武士は身へかたなをさし入候ても、儀理を存事候。出家のは、さ様之事はなし、此分にて候。せうしとも思召間敷候。□庵などへも、此通に候。そくさいに候や。いしやに氣つき可申候。大方にてめしをくひ候はんを、そうすいにて成とも、壽少ものひ候様に可然候。たかひに壽候て、又々あひ可申候。やうしやうかんようにて候。南宗事、江月へ先にわたし候て、にをおろし候。あせ水をなかし仕懸候て、しせんゝ火事などにては無になし候、さてもゝ

わたし候てうれしく候。久松はかいゑ寺い□そたてくれ□しゆにてもねんころに候。晁侍者は、大和殿御内儀さまも、御目見へさせ、此方へもよひ候て、そはにもをき度候へ共、遠國道の程氣遣候へは成不申候。先々弘道座(首)にあつけ申候間、如才在候間敷候。弘首座へ、兩人事頼入候。當年も狀とも御上せ可然候。さなくとも、そりやくは有間敷候。狀なども、せうゝの事にては、とゞき不申候間、御こし候間敷候。まして人などは、中々念もなき事にて候。人を給候程、此方難儀に成候。色々こゝろやすき事にても□此方氣遣候はんと□にて候。策菴などへは、此狀見せまいらせられ候とも、くるしからす候。別に狀

正月廿五日 (寛永七年)

宗彭 (花押)

秋庭半兵衛殿

□

- (一) 半兵衛の使として上ノ山に下つた使僧。 (二) 上ノ山城主土岐山城守頼行。
 (三) 隔心。 (四) 祖父坊主。 (五) 岸和田。 (六) 岸和田城主松井康重。 (七) 伊丹喜之介。 (八) 本田政重、前田家の家老。 (九) 堀直寄。 (一〇) 江戸廣徳寺。

- (一一) 肥後八代。 (一二) 加藤正方。 (一三) 加藤忠廣。 (一四) 天道。 (一五) 堺南宗寺。 (一六) 堺海會寺。 (一七) 櫻井勉氏蒐集澤菴遺東。

一七 某に與ふる書

(註) 文意によれば姻親のものに宛てたらしい。年は詳かでないが寛永六年は八月十五日に上ノ山に着いたばかりであるから、まだこの書を出すまでにはなつて居ない。また赦免の年寛永九年は七月十七日に召しかへされたのであるから、その間の七年又は八年のものであらう。手紙の返事を出したつもりで居たが、取落してあつたのを先方から恨をいはれたのに對する返書である。

尙々、うつりかはる世中、そこもにも、ひとり／＼なき數に入候身は不思議に残り候て、むかしかたりを仕候。

先頃御狀給候。爰元被下候而已後、書狀不進候。御恨實に御尤にて候。方々へ思出次第、書狀書申候て進之候内、二ツモ三ツモとりをとしたる狀とも御入候。其時にかきらす、あまた狀を書申候故、一度には書候はて、いくかにも連々に書候て、一度にのり付をも不仕、當座／＼にのりを付、上書までしてをき、一度にからけ候て遣候故、いつも一つ二つとりをとし候事候。毎度にて候。其時も貴殿へも書狀進したる堅存候へ共、後見申候へは、何その中にはさまり候て、あと有之、やれと申てはたし候。御恨は實無餘儀候。恨もいふへき間ならねは、いはさる物にて候。道理責候。其元御息災之由目出度候。我等事、一段息災にて居申候。壽之間に、一度可懸御目候。たかひに壽と存候。爰元之住居一段と心安候間、御心安可思召候。遠國とても、都あたりとても別に我等身にかはりはなく候。各へ折々逢申、御物かたり不申候事はかりにて候。

つもりぬる心のそこはみちのくのつほの石文書もつくさし中／＼筆をとめ候。期後音候。恐々謹言。

九月十八日(寛永七、八年)

宗彭(花押)

(宛名闕ク)

(一) 東京前山久吉氏所藏。

一八 秋庭半兵衛に贈る書

(註) 實弟秋庭半兵衛に與へた訓誡書。

御手前萬事御才覺肝要に候。先書にも、何事も天道次第との御文に候。尤其分にては候へ共、只居て、天道より、金銀米錢にても、人にあたへたる事は無之候。只人々才覺次第にて候。縦は壹石之米を天道次第とて、かたはしから喰果ぬると同物にて候。あとか積(積カ)き申間敷候。其時天道より借米借銀有間敷候。何事も人間之わざと御心得存候。天道の事ハ、我等か申かよく候へく候。天道は此方次第ものにて候。天道次第と云事に候へ共、尋常之人知事にてはなく候。世上に申天道とは、はるはると違申事候。古今より蓮之葉はまろく、松の葉はほそく候。其ことく天道之躰は、我身の定木にて候。身のほとをよく知、小身の者は小身の者程に身を引さけて、く

ハれ半(二)をせず、又大名は其程に身を持候を、天道にまかすると申候。百石取人之身にて、貳百石取人ほと身持、是を天道に背く身に似合ぬ振舞をする人、ひんくにせめられ、身を失家を捨る。是天道之罰と申候。鶉のまねをからすして、水におほれて死する。則天道の罰と申、鶉はうのまね、からすはからすのまねをしたるか、天道にまかすることゝろにて候。ことくく人の躰を失、又迷惑する事、天道に背ゆへにて候。此斷を不知して、尙々天道くとはかり、人ことに云て、ねて居ても、天道から喰物を當てこうとおもふ。大き成あやまりなり。世中に居て、くるしみをへねはならぬか、有様の天道成を、樂をしやうとおもふは、是天道に背也。とかくいかなる細工も、定木なくてはならぬ事にて候。人は人を似せ、定木とするか能申候。縦は我身の分限は、何ほと身躰成共、我姿分限之人之さはきを見て、其程身を可持とおもふ分別專にて候。それも又我心之様成ものを、定木にしては違申候。分限は同事にして、身持能、分別之能すりきらぬ人を見て、定木としたるかよく候。しやくしを定木にしては、すぐ成物はきらぬものにて候。貴殿は御分限より、御家中手ひろに見へ申候。天道に御背候之間、つめ悪候はんと御笑止存候。我等申た

る事違申ましく候、冬は寒きものにて、あたゝかに候へは、明年の草木悪候。夏はあつき物にて候。あつく候はねは、來秋あしく候。それ〳〵の位のちかはぬか天道にて候、大き成ものは、大き成か能候。小成ものは、小成かよく候。とかく身の分限に相應して、人をかゝゆる身上にて、十人かゝへ分別悪候。拾人かゝゆる身上にては、八九人ほととの心持よく候。上へ越分別悪候。月を御覽候へく候。十五夜にて十分なり、まんまるに成候へは、十六夜より一分かけ候。是人間の見せしめにて候。何事も〳〵如此行と御心得可有之候。

一、おもへたゝみてればやかてかく月のいさ宵の空人の世中といふ歌にて候。いさ宵とは、十六夜の事にて候。か様に長〳〵敷状を書申候事、つねはむつかしく身勞候へは、御ためよく候へかすと存し如此候。何とそひとふり躰を御かへ候て、借錢なども、めされぬやうに專にて候。したしき親類之中も、うとくになる、恨なき人に恨を云、よからぬ事は、みなむさほるゆへにて候。此御才覺候へは、佛神も不入事にて候。

一、心たにまことの道に入らはいのらすとても神や守らん。是にて候。猶期後便候。

二月廿八日^(三)

澤庵^六

秋庭半兵衛殿^(三)

(一) 華麗。 (二) 年紀未詳。 (三) 兵庫縣秋庭鐵太郎氏所藏。

一九 某に與ふる書

(註) 某より衣を贈られたのを返すにそへて書き送つたもの。

衣をはかへす物とてかへすなりうら見とたにもおもはましやは
こゝろさし心の色のふかければ玉に帛にもかへしとそおもふ

よさむの衣給候。廿年來は、かゝる衣は身にそへす、又つゝみてをかんもかひなし。いつそやの文にも、あらまはしは申候つる。慈鎮和尚の詠に、たからとてあたる物をつみおくは、われにしられぬ命なりけりと候や。身にそへすして、つみをかは、かゝる數にも詠しいれられんかも。

(日附署名宛名闕ク)

(一) 静岡縣曲直瀬氏舊藏、日附署名宛名を闕きたれども、上ノ山配流中のものなることは文意によりて知られる。

二〇 某に與ふる書

(註) 宛名を闕いて居るけれども、文意より察するに、恐らく小出吉英に贈つたものであらう。上ノ山配流中の狀況を報じたもの。

小袖なども、かたひらなとも、方々かすく参候。我々入不申候故、参候へは、當座く々に皆々人に遣候。頭巾、わたほうし、おひ、たひなどの様なる物は爰元不便なるあり様之者多候。出家なとも、中々上方之様なる事にては無之候。不辨至極なる事にて候間、ある物は皆々さやうの人に遣候。我か身は何もなく、夏はかひたら一つにておくり候。冬は方々から、かみこ、わたことも給候。これを二三ツ残し、これにてとしをおくり候。うつくしきこそともき不申候故、皆々人

にとらせ候。われく々に、何かな可給と、ゆめく思召候ましく候。當座く々に、はや内におかすに、人にとらせ候。その御心得被成候へく候。一身之事は、いつかたにても心安あり様に候。我等事も、御はつとつくにて、御詫被成候。さのみにくきものにも思召候はぬ様にも被申衆も御座候なと申候間、御氣遣も候ましく候。さやうにも候へばこそ、しまへもやらせられ候はて、近國にめしをかれ候。御ふちなとも御座候て、壽もつき、こへもかつへも不仕候躰にて候。當年五十八に成候。とりのとしにて候。めかすみ候て、書状わけも見え申間敷候。貴殿十五六の時分、昨日今日之やうに候。いつのまにやらんとしよりに成候。いのちの中、ひとつ所に居申候て、折々はなしなと仕度候。但馬のぐわん成寺も、去年はて申候。ぜん首座、ゑん首座なとも、皆々はて申候。

一、四月廿三日之御狀、今日六月廿二日に披見申候。さてく遠路人を給候。半兵はしめとして、親類共之内、一人も音信とて、人なとくれ候は、歸洛申候とも、中たかひと申遣候故、今日まで半兵方人も人を越不申候。其元之事者、猶以遠國之事候故、念もなく存候處、さてもくいはれざる人を給候。十年音信不通にて候と

ても、貴殿之御事、御心中にそりやく可思召と不存候。此方に存候通も、其分に定而可思召候。さ候へは、人を不給候とても、くるしからず候。先々我々事不思儀之仕合にて、此國に居申候。身にかゝりたる儀にてもなく、宗躰之事にて、我等式も、はやかみ一兩人之内にて候へは、可申事不申候ても不成身上にて候故、此通に候。然共外聞悪事にては無之、結句尤之心中なと、申やからも御座候なと、申候へは、心底清存候。其上爰元に居申候へ共、申さは江戸ちかき國にめしをかれ、土岐山城守殿へ御めつけとして、奉行衆なとも、御狀被遣、御念入候事にて候へは、山城守殿ねん比さ、中々我等國本にての馳走之様なる事にてもなく、家中之侍衆までも、殿之祖父などのやうに、おもくしくあひしらひ、馳走不大方候。何にても不足なる事なく候。八木、すみ薪、鹽、噌、何にても、城方たくさんに、つきく被仰付、下々のき申物まで、冬夏ともに結構に念入候て被仰付候。其外方々大名衆、色々之音信、去年八月初、爰元へ參候。茶なとも、はやつめたるつほ五ツ六ツ參候。金子なとは、十兩廿兩つ、給候方候へ共、皆々返進申候。少もとめ不申候。其外之音信とも、あまり方々人々之參候返事、一段氣がつき候て、わつらひ申候間、當

年は家中之としを衆を頼申、法度にいたし、我々耳に入不申候様に仕、いつかたが參候も不存候。此御使も、中々我等不存はづにて候が、我等いもうとなとの方が參候なと、使申候か、又とり次之人、貴殿と別而無他事間之由、使申に付、とりなしに被申候か、右之通被申とて、耳に被入候故、返事申候。京大坂堺又江戸方々から參候使とも、皆々我等不存候て歸申候。此使は不思儀に聞申候て返事申、我等も令満足候。我等事、一段とそくさいに候て居申候。此所一段よき所にて候。何にても、事のかく事なく候。湯御座候て、下々まで、日々冬夏とも入申候て、くつろき申事にて候。我等は一ヶ月に二度三度程は入申候。やかて一町はかり之あたりに御入候か。居申候庵も、わさとちいさくと、色々わひ事いたし、かやふきにて候へ共、内をはきれいにいたし候て居申候。小者一人、出家一人にて下申候。爰元にて侍一人めしつかひ候て、用をも申様にとて、ふちかた切米なと被申付、あなた方をもたつね被置候間、不及是非候。山城殿扶持人は、何程も御座候へ共、隔心に可有之とて、はしめての人を被置、心安つかひ候様にとの事にて候。小性をも、一人と達而被仰候へ共、其儀者入不申候とて、置不申候。か様に念比に御座候。万事我等

事、無御心元思召間敷候。我等心は、京とてもいなかとも、かはる事もなく候。いつくも同前に存候。國の床敷事もなく、何心もなく居申候。來春 上儀相調候間、歸洛可仕様に、馳走之方をも折々被申越候。公儀之事者、はかりかたく候。御氣にそむき、か様之仕合に候へは、歸洛可仕とは不存候。御馳走衆も、油斷不被成由之御狀とも、折々給候。出家はたんなにつき候ては、いかなる遠國へも參物にて候間、此國とて居申間敷國にてもなく候間、人之懇にさへ候へは、いつかたも同前に候。其上我等は、かれ木の様に居申者にて候故、たへ物にも、き物にも、お所にもかまい無之候間、何のくもなく候。但馬に居申も、同前と可思召候。けつく國よりも、山城殿之御懇馳走はまし申候。馳走過候て、何とも迷惑に存はかりにて候。半兵も何事無之由候。然共近比は左右も不承候。其元無事に御入候て、目出度存候。たかひに壽なからへ、そくさいにて御めにかゝり度候。さりながら江戸などへ御越候とも、かならずこゝもとへ御出候事、返々御無用に候。奉公人はやす大事にて候。國をへたて、人の國なと通候も、何程氣遣御座候。江戸までとは、又爰元之事ちかひ候。路次なども、二日三日程は、山の中はかりにて、覺つかなき所にて候。ゆき

ぬけ候て、爰元へ參候へは、よき所にて候。色々給候物とも、別ニ書付候。銀子ハ返進申度候へ共、遠路にて候へは、はる／＼爰元まで參付候は不思議に候。道にて如何様之事も候へは、御こゝろさしをも無になし申事候間、此方にて用々の事もなく候へ共、わさ」とめをき候。右ニ如申候、何事も城が被仰付候へは、爰元にて用之事一色も無之候へは、銀子などの入申候事、一圓無之候。自然か様にとめ不申候て不叶方參候も、皆々爰元にて、座頭などにとらせ候。一分に入申事無之候。其上五兩十兩は、まかない仕候者、用意仕候て置候へ共、入不申候間、此かねも返し申度候へとも、此使にも銀子はかり渡候てやり申候もいかゝ遠路にて候。其方からは入物にとくと入候て參候。又使も何事なく參付候。歸之事いかゝ覺つかなく候間、とめをき申候。歸洛仕返進申度候。恐々謹言。

六月廿二日 (寛永七年)

南宗寺

(宛名闕ク)

宗彭 (花押)

- (一) 法度。 (二) 願成寺。 (三) 米のこと。 (四) 年寄衆即ち家老たちをいふ。
 (五) 東海寺所藏、文中五十八歳とあるによつて寛永七年のものなることが知られる。

二 某に與ふる書

(註) 近況を報ずるにつけて、詩歌の事を論じたもの、大徳寺中の何人かに寄せたものであらう。

仲秋住吉之詠殊勝存候。

爰元は大雨雷終夜不見月候。

天人はうき世を下に月やみる秋のもなかの半天の雲と申すて候。

長途勞使節被問予安否者、冬云今秋云、誠心難謝。久不聞翁之安否之處、自筆之手澤、如向顔、卷舒不去手、如來意、愚老去夏九旬閉寂宅之扉門、無剝啄之聲、伴窓外野鳥、送迎於月而爲佳客、漸自恣之后、開扉見人、又來十月五日即祖忌也、如雨安居從此日又結雪安居、至臘八佛成道九旬可閉扉、予不祥之身也、俗家万歳之祝、與予相負、以此從除夜閉扉、上已開戸見人、如前年之例、雖然露命不定、今日不期明日、難預云千錯萬錯、

關詞之間、雖多勝地、台命惟重、身不自由、思而止矣。憐恕々々。

諸夏安靜、即位仰祝、萬安而已。

翁豐饒之旨、行以合送理之奇特乎。又得保養之道乎。再會對床之夜話。願之外人事雖多、於身無益、偏思之而已。

朋友零落、半的泉之嘆、書裏分明、感慨多之。

おもふなよむかし也とも何ならず

老伴曙星瞻蘭坡

見るがうちに曙星いつとなく一つに見失、一ツもなく成、是誠に老友之比也。古人綺語妙句、旨求ントせず、只心自出て、不用意識才覺、故感味尤深、今の世の人は、專好綺語、求奇特之難讀、議之難釋語、古人語句之形容を以、自ラ句をば不作ノ、直管人之語爲我之語、書連之、故誦之則言高義遠、勿論古人之語ナレハ也、以古人之語爲我智、然故に従頭に讀之、則始終不連續、綾羅錦綉を切テ爲寸々、是を如縫合テ爲服、又夷戾蠻狄の人一處に聚て如言、孰思古詩志之所之、非可銜文字、文表所思、更不飾綺語、若所思あれば詩に詠し、所訴あれば表文を作る。只其用をかな

ふるか爲也。今は又詩ヲ作ツテ爲能、文ヲ作テ爲藝、涙ト作テ我眼ニ無^(編カ)温、喜ト作テ心ニ合^(マ)怒、賦孝而打親、説慈殺弟、此故不欲述我志、偏ニ詩ト云物ヲ作爲能、故好綺ト見及候。只常に云、文字ヲ以テ、何事によらず、如其所思述シテ、詩と可云候哉。和歌もかゝるにや、逢坂の關の岩かとふみならし山立のほるきり原の駒と云歌は、ことはのつゝき歌から無殘事きこえぬれとも、數返よみ返して、意味少し。逢坂の關の清水にかけ見えて今や引らん望月の駒と云歌は、よむに意味感ふかし、うち聞ては、きゝ所もなき様なれとも、これをよしとて、万の道之至極には、これを引てかゝる心持にて、万はすへしと也。

阿佛に、みな月に發句とこひければ、けふははや夏の終^{かきり}と成にけりとせられし、又明日に發句とこひければ、けふははや秋の初と成にけりとも申せしとなり。茲序の事は、節序の心たゝしく、悲には悲心をうちあけて作り、うれしき事は、うれしき心をうちあけて作らは、綺語は不可入、又綺語云ントせは、者はいひかたのあるへし、今官庭に出て、所訴あらんには、いろは字を以て、訴狀よくきこえ候様に、書たるかよきときこえ候。古和漢ともに難釋難解ことは多有之、是は其時代の言也。

そのことはを、又むかしの人きゝたらんには、不可知。むかしの人は、其時の言なるにより、珍らしき言用ントにはあらねとも、其時を以テ書れし也。是は官非用言。しかるを、今ききなれず、珍故に是をほり出して、かすゝと書連ねて、手柄として、人の耳に遠からしめて、更に無用事候敷。只いつものことは人の易知文字ことばにて、志をのへけんはますへく候哉。かなしき心、うれしき心今もいにしへもかはるへからず。たゝことはのみ、むかしと今と少きかはりあり。只管に好古之言、人言に意味をとられ、詩歌のいはれざる事とも、多作り出せると見及候。和歌も如此見へ候。我か心とひとしからん人こそ、詰^(語カ)よらまほしく候へ。

阿古屋松歌如仰先書に承候へ共、いつへき月の出もやらぬかと申歌のみ、何にあるとも、たれの歌ともしらす、世間の人の口にあまねく候へは、さう集なとも入、これのみならず、猶阿古屋の歌可有之とはかり思ヒ、此あたりなれば、其年仲秋にも、愚詠にも申せしに、歌枕よみ人しらす、堀川百首、顯仲藤野列注等、委老之記給、晴^(晴)に灯を得たるかごとくに候。平家物語、あこやの松の段も、詳なるよし、身うりのうたひなにも、あこやの松に木かくれてとうたひ候。如何様世にしやれた

る事とはきこえ候へ共、出處此度たゞしく候。(萬勝カ) 千令満足候。

心甫(龜カ)離權之御詠、一さかりたになき身とおもへはと、感深々々候。乍去一さかりはあり度事はもめされ、令感老御引籠之上者、歌は御僞に成候敷。武隈の松、我身にとり、いたく老ぬれのあらましいとおかし、武隈の松に二首よみすて候つれとも、よくもあらぬ事とも、數々書ても無詮とおもひ、すてゝをき候へとも、御筆のすへにかき給るに、又おもひ返して、茲に書付候。是は去年の事に候。

武隈の松はさなからみとりにて我身のみこそいたく老ぬれ

空をしのくみさほならぬそ恨なる心はかりはたけ隈の松

座からに月もわひしき物なりと立出見るも秋の夕くれ

月をか様にも申歌、よみすて侍りし。

爰元愚拙抑居御氣遣候間敷候。山城守其外家中衆老衆一段懇切にて、心安御事に候。

右に如申、閉門寂窓閑話計に候。

賜記于別紙。

九月廿八日 (寛永七年)

宗彭 (花押)

(宛名闕ク)

(一) 明正天皇寛永七年五月御即位。

(二) 東京市中山佐市氏所藏。

三三 松平定綱に贈る書

(註) 見舞の使を遣はされたのを謝し、近況を報ずるもの。

藻緘不去手、再三殷勤、抑一別已來、星霜既聞楚戶砧、人間逢常難而別常易、逝者若迅流奔波、如此則重披岷山葛、亦不知一逢一別不可輕、故古人秉燭夜遊尤宜哉。僕出於佛法之不運見貶此幽土、雖然似恨還無恨、時實聖明也。坐我者我也。必潰者自内而非外、煮豆燒豆其、同根而毀其枝葉、復獅子身中蟲也。自破而已。可傷而不可傷、道之行天也。道之不所行天也。矧又比丘者、以濟度爲旨。則有衆生之地皆佛界也。不言中土邊夷、古有德之人雖不以罪身、自來此幽土、開闢鴻基、而爲濟度之道場。其蹤頗有乎。叡獄之慈覺大師者、爲本山之教匠。來于此國終身。凡於奧羽之

間、創昧於化處者四十八寺、二州之間求法者、於最上之立石寺、受戒得度矣。于今靈蹤儼然矣。往昔爲清和勅願所、附三千斛之地。而今多衆計之。迄前代、此國刺史不相違。今滅却成千餘斛之地。專奉當家源相武運禱之地也。山寺之致境奇石怪巖孤絕之佳勝也。入此邦者、無不見此山者也。遍照金剛者、劈開月山之一峰、爲大日覺王之座、月山卽羽黑山之隣峰也。關八州奧五十之男女往詣而爲結緣、顯密之兩匠爲之濫觴而下流、并諸家之達尊爲濟度、流行邦內矣。神社佛宇古蹟尤多。雖然此邦百年兵塵撲面、竺客分散、梵宇十之八九歸丙丁。高堂之礎盤遺莎根、斷碑橫古路、佛臂纏草纒殘、亦莊園皆落武士之手、絕齋粥之烟。嗚呼噫嘻、感慨有餘。慈覺入此邦者三次、經或山隈有岐、左之有鬼地、右之人間也。慈覺惑岐。有鳥鳴樹抄云、有也無也、慈覺解鳥語、以至人間。此地置關、曰有也無也之關、國人語之、未知實。とやとや鳥のうやむやの關と詠之云々。とやとや鳥とは、卽曰鳥と云々。又一説に、人多通此關、其人聲とや／＼として通る故也。國之俗説共難信、可來歷有之。予寡聞而不知矣。末法小生今以罪來于此邦、與古德已霄壤矣。公此以憐予、賜垂哀。況公三人語則必及于予事、友悦子細向予說意、如侍座右、無言謝之。殊以脇息一脚遠

惠。予扶老者無如之者也。着毳袿羈梁一椀、喫龜茶一盞、柴火三盃、坐一榻、凭此脇息、則眠美不知山雨過。心地虛廓而寸胸其濶多少乎。四海蕩々乎我胸、五湖湛々乎我心、百事不思、身卽是無懷氏之民乎。葛天氏之民乎。又賜齊紈一篋、其精撰不常、公手自包襲、是又友悅委述。夫扇者炎蒸之天動之、則無風生風、奪天地之化者是也。其物雖小、至生清風、天地亦不外此扇焉。偏指天地謂天地、指一物爲天地亦得矣。物各有一天地、舉一芥子、作四天下亦得矣。題古扇曰、一時用捨非吾事、舉世炎涼奈汝何矣。炎雖用之涼捨之、用捨非是人情、只炎涼之令然也。只一時之用捨則有餘嘆息也。蓋扇在炎涼、不在人情故、用則人皆用、捨則人皆捨之、人世異是。或人云、非是人情、時變之令然也、予曰、彼一時此一時、而有用與不用、其人雖賢不所用、其人雖不肖却所用。則是人情而一時之用捨也。或人又云、否也、時移風變人心殊也。是卽炎涼之於扇者也。用捨在于此、誰謂隔歲花如前代。士元嘉時節老淵明。予點頭而不言、因此扇、明許多理。卽十襲而祕之、以待來序者也。時偶然如公之座右而語、不覺筆談之長、心絲猶引不盡、束而高閣矣。維時雪北嶺寒、立望南州、目送飛鴻而已。萬般附友悅之口實。誠恐謹言。

小春晦日(三)(寛永七、八年)

春雨庵下宗彭

松平越州刺史幕下(四)

(一) 使僧の名。(二) 上ノ山配流中のものなるにより寛永七年若くは八年のものと思む。(三) 松平越中守定綱、時に山城淀城主たり。(四) 三重縣長壽院所藏。

二三 楊稊巢に與ふる書

(註) 楊稊巢何人なるか未詳。近況を報じ和歌を贈答せるもの。

又候哉、遠路爲御音信人給候。殊色々如御書付達着候。寒衣冬ニ無氣遣候。翰墨扇一々遠境別ノ上方之物令重寶候。每度之事候間、御禮も不珍候間不申得候。御息災にて令満足候。露命保候者、一度可懸御目候哉、誠壽也けりに候。不公道庵之外御とも、無之由令察候。數人候ても、心不合則非友、以心同爲友にて候。一兩輩にても足事候。心ニ不合友多候て、いつくにてても令迷惑候。人ませすに兩吟に心靜ニ承度はかりに候。先可申候を第二に成候。貴老も高年に候。高年之人殊外健に候て、

徒歩にて、五里十里も苦に不成、又平生之所作も、長座不臥も、若き者にまけすとて、心のまゝに候へは、めたゝと勞力候て、春霜の日に逢様に成候事、壯年とちかひ候。壯年は十死無一生と存も、血氣次テ生候。高年は、若時よりの仕付にても、壯年の人より健に候様に候ても、血氣中に滅却候故、次テ生事はなく候を以て、めたゝと成物に候間、作事、茶之湯、長座、不臥、不覺氣力のへり候所作万事に御分別可然候。今一度懸御目度候へは、人の壽のをしくもある哉にて候。

天つ雁傳なかりせば——の御歌、恨をかつ面白候。

月見はの契もあや(ヤ)、やみのうつゝも忘やはせぬ、別而面白候。ヤミのうつゝにも忘はや月と契もあやなく候。

やはせぬのてにをは、人の不審する事に候。やはするといふへき事を、やはせぬといへは、すると落着のことはに成候。然るを本歌にも、やはせぬと御入候か、道越(越)御參會候者、御物語可被成候。越公(越)も、此不審、先年被申候つるかと思え候。

中秋有雨五首

五首何れも殊勝に候。一夜も千夜のこゝちまつ程の久しさ、尤に候。

月待て今や見るらん村雨のふりつる跡の遠の里人
思召出られ候事不淺候。愚亦おもひ出てかくやらん。江戸に小遠州御入候間、書付
て便に遣候かと存候。ことはちかひ候も不存候。

今夜とて古郷人も見るらんとおもふ心そ月のくまなる

江戸には、

相公御本復とて、めてたきよし、笑語家々にみち、神社所々御能なとも御入候よし、
日々承候。八月廿八日には、小遠州、水河州^(三)兩人は、御目にかゝられ候よし、江月
和尚より御狀に被仰越候。天下御一人のおもしにて不動、野の末山のおく迄、心安
夜を臥申事候間、人々祈禱をも可仕候儀を、恩大に候へは、却而あさく存候て居申
事候。五寸か一尺の屋敷の堺を入れて、我方へくれ候へは、殊外之樽をさゝけ、禮を
のへ候へ共、世をひろく往還し、そこを通るなとも申者候はぬをは、却而恩をあさ
く存候。

すつる身も世はやすかれと祈也しつかならねはかくれかもなし 慈鎮之哥とか申候。
恐々謹言。

九月廿一日(寛永八年)

宗彭(花押)

楊梯巢

呂字^{(四)(五)}

(一) 小堀遠江守政一。 (二) 寛永八年七月八月秀忠病む。 (三) 水野河内守守信三
河常滑領主、大坂町奉行を勤む。 (四) 返書といふ事。 (五) 東京市中山佐市氏所藏。

二四 大仙院に與ふる書

(註) 大仙院は大徳寺塔頭の一、江戸に歸着したことを報ず
るもの。

九月廿三日之尊書拜閱、如向顔、再三不去、久絶書音、朝思暮想、連々御所勞之由、
元盛物語承之、無御心元候。先以御無事珍重候。愚拙事、今日迄息災可御心安候。
御國安堵之旨被仰出、八月八日、至此地參着候。如御存、愚拙事、大徳寺一間四面
之草庵も不所持候へは、歸山之願毛頭無之候へ共、芳春愚拙式無歸山之御意不下候

へは、大徳一山之不相濟候間、幾年成共、令在江戸、本寺之儀相濟申様にと存候。
公儀御前も宜候間、其段御氣遣被成間敷候。今少御逼候者、頓而各御出仕も、外間(聞之)
可然可被成候。内々を悦入事候。内證一段能事候間、可御心安候。万々期後音候。
恐惶頓首。

小春十三日(寛永九年)

宗彭(花押)

拜呈大仙笏室侍衣閣下

今程御在寺珍重候。東國西國杳遠候故、以書狀申義無之候。互之義候間、心底無
疎意候。門中無人候間、御在寺尤珍重候。將又玲首座前堂轉位之義、玉室、愚老
此地ニ在之故、於此地、榮首座被申聞候。珍重之義候。門中之事候間、無疎意候。
於爰元、小寺も可有建立、小檀結縁小齋等之時、無燒香之人、欠事候間、轉位候
へ共、如何可有之由候間、一段可然由、玉室、愚老式も、其通申候。御一派之事
候へ共、今程ハ万事御斟酌之時分と存、龍光、貴老兩處へ、書狀も兩所令進候。
御内證龍光被仰談可然候。珍榮兩僧一寺建立如形之由候。未見申候。東海派には、
當寺結構に候。北派とて、小寺も被建立。自然貴老御下候共、已來御宿坊にも、

御一派之事候間、珍重存候。先可申入候を落第(筆九)候。細川越中殿御國易(三)、大名に
御成候。天下御外聞無雙候。御満足令察候。此比御使共給候。未懸御目、御知人
にても無之候。人傳にて得御意候。万々期後音候。御侍者達、何れも無事候哉、
定而可爲老僧存候。(三)

(一) 澤菴は將軍家光の赦免を蒙り寛永九年八月八日江戸に歸着した。(二) 寛永九年
十月四日、細川忠利豊前三十七萬石を轉じて、肥後一國に豊後の地二萬石を添へて五十四
萬石になる。(三) 櫻井勉氏蒐集澤菴遺東。

二五 小出吉英に贈る書

(註) 澤菴等赦免のこと、家光上洛のこと、狩のこと、家光
の歌、世間飢饉、その他近況を報せるもの。

殊外立入タル御工夫(三)ともにて候。なそ入事にては無之候。古の鎌倉の右大將右大臣(三)
何れも名言共御座候。右大臣之歌に、武士の矢なみつくろふこての上にあられたは

しるなすのしのはら。箱根路をわれ越くれは伊豆の海のをきの小島に波のよす見ゆ。此兩首などは、たれよむへきとも覺えぬなと、定家卿筆にとめられ候。古もか様に候間、御代治てからは、別之事も御座候間敷候。歌道なところへきと存事候。武士の心をもやはらけ、鬼神の心もとると申は、歌道にて候。舊冬鎌倉へ參候道之記(三)とも仕、歌共よみ申候。上方にて可懸御目候。文學上人(電)之、古すみし跡を見て、すみし世にいかてかおもひをかへなる一むらす、きあはれとそみる阿佛のくたりて、かりにすみ給ひし跡にて、

其身こそ露ときえてもなきたまや今もすむらん月かけのやつ

月かけのやつにても、阿佛は定家のよめ爲助之母公にて候。訴訟ありて下、そこにてすてられ候。万々申納候。

六月朔日(寛永十一年)

宗彰

小出大和守殿

正月廿七日に届、則廿八日に返答申、雲州松江の

人々御中

中山勘解由殿(四)も、はてられ候。明石の主若かさ殿(丹波、誤カ)も、上落之道(落下同シ)にて御はて候間、

明石もあき可申候。

五月六日之御狀、今日晦日に拜見申候。其元御無事、城中町方無事、上下無災難御座候由、目出度存候。仍玉室、愚老歸山、並諸長老如前々出仕之事、今日晦日に被仰付候、内之者兩人歸山之事迄にて諸長老之事者、二段に可成様に、サ、ワリ計御座候。我等存分は、愚身之事者兎も角も、此諸長老之事眼にかけ第一と存候通、懇に御耳へ立、サ様之儀候哉、一同に相濟申候。殊思も不寄、妙心寺之事迄、此次にと被仰候而御赦免候。大徳寺之ヨサニ懸申様に、各被存由候、彼是令満足候、一派之内にて、色々妨はかりにて候間、愚拙憤ノ如に相濟申悦申候。其元にて被聞召、御悦可被成と存事候。我等は、折節熱氣相煩、今日御年老衆へも不罷出候。乍去上様にも煩申由被聞召、はや年も如形之事候間、醫者誰之藥ぞなと、夜々に御尋候間、驢庵(七)へ申候而、藥をもたべ候へかすと、御そは衆も、日々被申越候。はや少熱氣も引申候。少も御氣遣被成間敷候。如御存、我等事、六七年已來、御出頭衆へ、顔を一度出申たる事も無之、誰を頼申事一言無之候。堀丹後殿一人、内外共、七年以來之氣遣、語も不被盡儀に候。就其僧正無他事(九)、此度も直々問答被成、聞テ

笑止ナル程の様子共に御座候由候へ共、被申候分御聞分候とて、次日僧正を御よ
 ひ可被仰渡候。又日光之事、末代迄之御仕置とて、今度被仰付候。然共結句上野之
 寺之コサリ(マ)ニテ、千石僧正へは被遣候。日光領は、僧正御一代ニテ、已後は日光之
 にて御座候。今度之被遣候知行は、身に付候儀にて候間、爲僧正には、結構ニテ御
 座候。松平右衛門殿、伊播州(イハ)も、今日相濟申候。是も僧正御口にて濟申候。今度御
 上落事々敷御事共に候。今月二日三日に正宗(政)此地立被申候。奥方衆次第に日々打
 立被申候。上之御立は、廿日之由候。上之御あとそなへ四頭、一ノ末(三)ト殿、其上
 堀丹後ト被仰付候。殊外御列仕ナヲサレ、其身ハ御留(留)之宿々へツメ申、御はなしに
 出申て、子息兵部ニ人數ヲ引、御あとそなへに上申セト被仰付候。丹州人數馬百五
 十騎、上下人數三千五百ニテ御供被申候上、一万二千石一万石、其次五千石ヨリ下
 次第一ノ末四石之侍共ニテ候故、殊外躰モ見事にて、あたりをはらふたる事にて候
 故、人之そねみもいかゝと被存候哉。中川道(仙下向)ヲ參候様ニトはからひ被申候衆御座候
 つれとも、重而 上意にて、御あとそなへと被仰出、外聞可然様子ニ而、是ニ三年
 居申候故、相僕(僕)も立方と申心ニ悦申候。土大炊殿二番めの子息脇指さやはしりて、

腹へ二三寸入被果候。大炊殿愁嘆(嘆)無無左躰由候。乍去近々御上落にて候間、可爲御
 供候。王室息災ニ御座候。御上落前、道中せき申て、五里三里之在郷迄、宿馬無之
 候間、御上落前と、兩人共罷上候事成間敷と皆々申候。然共我々ハ、永筒ふりて居
 ても不入事ニ候。荷ハ何も無之、のり物一ちやうにて候間、中川道を可被上と存候。
 中川道も、北國衆上究申候へハ、道もあき可申由候。然共東海道せき申候とて、又
 中道(川脱カ)を參候者、多可有御座候。

一、いつそや板橋にて獅子狩被成候。鹿千三十疋御コロシ被成候。餘多事に而候間、
 無詮儀なと被申候。其外鹿二三百も追散被成候。其内モ初ノ日又次之日手負鹿共死
 申由、百姓共、殊外喜申候。血ノ香ニおそれ申て、取殘鹿共も、皆々遠く逃去申由
 候。此邊ニモ二十疋三十疋心安居申候鹿共モ、皆々見へ不申候。其外珍儀も無之候。
 御上落候者、定而其國々主も可被仰候間、やかて御隙明可申候。御一代ニ始而万事
 御氣遣之儀共に而候へ共、御奉公之事候間、御苦勞御物入、彼是にてハ候へ共、珍
 重ニ存候。半兵など無事ニ御奉公申由悦入候。仕つけぬ儀共ニ、越度も可有御座存、
 笑止ニ存候。とかくいづれも、御家人へハ、御情ぶり被成、御一言も主の御意ハ、

身に覺、忝物にて候へハ、命も忝ニおしからぬ物と見へ申候。是もはかりとに而候。はかりとにて、人の命を(マ)に而候仕様ニ、御とはにて御悦せ被成候事、武士之大將のはかりと見へ申候。御家には隨分之衆も御座候つれ共、年よりはて、とめられぬ道にて、皆々はて申候。又次々ノ人の甲斐根性ヲ御覽立被成、情の死を仕様に御立候事専用候。御一代之後、御子達之代まで、用に立可申候。あしき事の少あるをハ、ゆるし見のかしに被成、よき事のある者ニ、扇壹本成共、御ほうひにて、言の御情候ハ、あしき者、かさねてハよく可成候。あしき者をしかり、よき事のある者をハ、ほうひする儀も無之候へ共、あしき者ハ腹立候て、す(てカ)でぶちをし、よき者も、きとくもなきととり候へハ、善惡ともによく可成様ハ無之候。人かなひ者と人は可申候へ共、人ハつかひなし次第ある物と見へ申候、か様之異見かましきと書狀進候事おそれ候(マ)ましく候へ共、御身にあてられて、五六万石もとらせらるゝ家ハ、殊外之人數にて候。信長已來にて、大名國取多出來申候へ共、ならハ今の様ニ知行多とらせられ候事は無之候。御分限にても人遣よく被成付、堅固ニ御手前を被成候へハ、人之あなつり被申ぬ御身上にて候。猶々御大名にも可被成候。如何様にも、

御身上大ニならせられ候へかしと存故、さし出をも申事ニ候。年より候へハ、心ニある事を見へすに、く(マ)とく申候事口にあまりて、筆にまで如此候。
將軍御詠歌ニ、

あすあるとおもふ心にはかられてけふをあたにもくらしけるかな
今一首御座候をはたと失念申候。右の御歌何とも不被申儀候。

端午ニモ御歌御座候。是又失念申候。御そは衆みとり子をうしなひしに、
さきたつをさのみなけくな残り居てあととふとても同じ夢の世是も御作にて候

愚老菖蒲の歌

けふとふくよその軒はに引かへてあやめもしらぬわかすまひかな
此比御そは衆の所にて、卯花を、

小車のめぐりて時(マ)もうしかくや卯花垣にあくるしのゝめ

同歌ハ、此程なきか(マ)と切々御尋被成候とて、折々そは衆が出てこし候へと被申候ニ付、書付度々御感共とて被申越候。右之兩首も御感にて候由候。殊外歌を能被遊候へ共、世をハはちて御出不被成候。釋教之歌などは、仰とはなく候て參候を見

申候。

追而申入候。玄的下向候而、此比者、方々連歌有之由候。一昨日廿三日、龍慶同道にて被參候。終日及暮歸被申候。御うわさ被申出候。發句所望仕候へ共、是非上句仕候へと、達而被申候故不及是非。

涼意臨江得

眞

蓮の匂ひや池のゆふ風

的

月とともにあさふく露の玉散て 龍法

五十句仕候。紹巴を臨江亭と申故、挨拶までの上句申候。公方様御息災御肥滿御色能御座候。當夏諸人上下煩申事無限、疫疾以外はやり、二町之間ニ七十人餘相果申由候。か様之時分公方様一度も御霍亂も不被成候。土用之間にも、御灸度々被遊候。御養生能候故、か様ニ御座候間、人も我も養生専用ニて儀候へ共、人々難成物に而候。只今御座候あたりハ、山中ニて田畠もさのみ免有御座間敷候間、不及飢饉候哉。諸方之沙汰、無正躰儀候。但馬などハ、さ程にも無之様にも申候。いか、御座候哉。關八中^(マ)は、江戸遠所程、わるき事をも仕、おしこみおし取無正

躰由申候。尤及死事候間、何之道に而候も、はてと存、た、悪事をも可仕候。先可申上候加式公之儀、何共可申候様も無之候。二三年已前よりの御訴訟、取分從七年八月被仰候なと申、前代未聞事と皆々申事候。如何仕たる事候哉。四十万石之家中之牢人、さても、何方へ身をかくし申事候哉。世も廣事に而候。堀丹跡此後あき所多御座候。一得一失一榮一度目前之儀候。
今空にわたらん雁のあと、めて幾世の秋のかたみとか見む
不圖存より此如候。むかし悪僧にて、空飛鴈をみて、一ツ落よかし、食とせんと申候へハ、鴈一ツ落申候。此鴈の落たる所に塔を立申候故ニ、鴈塔と申候。此心にて、鴈のあと、めて候事。

眞之

吉英公

- (一) 家光が雁塔の歌をよみたるをいふ。(二) 頼朝實朝。(三) 澤菴鎌倉道之記。
(四) 中山照守。(五) 明石城主松平丹波守康直、寛永十一年家光の上洛に先だちて
上るべき命を受けて、上洛の途中、五月十二日伊勢鈴鹿にて俄に卒す。(六) 寛永十一

年五月二十九日、澤菴玉室等赦免の命を蒙る。妙心寺單傳東源も同じくさきに罪蒙りしが、此日同じく赦さる。(七) 半井驢菴、幕府官醫。(八) 堀直寄。(九) 大僧正天海。(一〇) 松平右衛門大夫正綱、伊丹播磨守康勝、このほど家光の勘氣を蒙りしが、天海の申し成しによりて、澤菴等の赦免と同日に赦さる。(一一) 家光上洛、六月二十日出發。(一二) 水戸。(一三) 徳川實紀に、寛永十一年三月廿日、板橋邊にて鹿狩あり。銃にて鹿十三頭打留給ひ云々。四月二十九日板橋鹿狩あり。目付石谷十藏貞清鹿をたまふとあり。(一四) 會津城主加藤式部少輔明成の家中の争のことをいふ。寛永十五年明成の家老堀主水、明成と不和あり、主家を逐電し、同十八年三月、主水は明成の無狀を幕府に訴ふ。家光親ら之を裁して主水を明成に引渡し罪科に行はしめた。この主従の軋轢は夙く寛永八年頃より起つたらしく、この澤菴の書狀の年寛永十一年頃にも、その事が世に知られてゐたので、和尚はこれを小出吉英に報じたものであらう。(一五) 始へかへりて文をつゞく。(一六) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

二六 小出吉英に贈る書

(註) 澤菴は寛永九年八月配流を赦されて江戸に歸り、十一年六月許されて玉室と共に江戸を發し、七月大徳寺に

歸つた。この書狀はその事を報じたもので、當時恰も上洛してゐた將軍家光の消息を傳へたものである。

當月十八日之御狀、昨日廿八日に御使持參候處、細川三齋吉田ニ御入候、少用之義候間罷越、夜中ニ罷歸、御札披見忝存候。愚老事、五月廿二三日之比相煩申候。當寺之事、御下知被仰出候時分者不罷出、御年老衆へも、一禮不申居申候間、上之御立之以後、江戸を立可申存候へ共、内々者愚老煩申候儀も、度々被仰出候間、日々得驗氣申候間、道中五里三里つゝ、ゆるくと罷上申候へと申候由、柳生但馬御耳ニ入候間、さきへ罷上候へと被申候間、六月十八日ニ江戸を立、木曾路を罷上、當月二日ニ上着申候。三日之朝、板防州へ參、江戸之濟様共申候。其晚寺中へ申渡、各出仕着衣被仕、其明日方丈へ、各一山衆よひ申參會仕、江戸にて、仰渡之通口上ニ申渡候て、萬事相濟、八日ニ堺へ被下、それより但馬へ可罷下存候處、大僧正、柳但馬、堀丹州三所飛脚參候。此度之忝儀、一禮上様申候上、年老中へも一禮申様ニ令申越候。愚老返事にハ、三代之中終御目ニ見へ不申身にて候。はしめて御目

見なと仕儀と、才覺を方々仕て、てまを入調事と、連々聞及申候。さ様にてまを入、御目見なと仕身上にて無之、小者一人も持不申候て居候間、公界(心)之時儀不殘調申事ハ不罷成候。寺之儀にて候へハ、公儀へ申上候事も申、御上候へ共、禮儀時儀御調候事ハ、世上を不仕候衆之仕候て濟申義候間、小者も持不申候身上之由、各へも御延候て被下候へと申、使を返し申候へ共、兩三度推返飛脚給候。早々罷上候へと之儀候間、無是非又十七日ニ上洛仕迷惑仕候。昨日十八日ニ年老衆へ、柳但、堀丹同道被申、被召連候間、參候て一禮申候。上への御禮申義も、我々者、今日ニ至迄、中々望も無之身上之儀之由申と、明にも又堺へ可罷下覺悟候へ共、又々飛脚度々(給カ)得候て、上様もいかゞ候間、今少逗留仕候へと、各被申候故、一日くゝと在京仕候、江戸にて煩申候内も、藥(丸)ハたれそ、よき醫者藥をたへ候て能候はんたと、御諛(言)之由、又煩之内にも、大徳寺之儀心に可有之たと、御定候。今度は煩故、結句急々江戸にて濟申かなと、皆々も被申候。大方可相果様に、御耳へ僧正より被入候故、殊外此度ハ不便ニ思召、切々被仰出て、御そは衆もそゞやき被申候。忝儀と存事候。爲本寺、六年身命をすて、居申候故、佛祖之心ニモ叶申か、當御所様道理を分させ

られ、如前々(心)被仰付候。天祐其外之長老衆、當寺之草木も色をなをし申躰候。如此候内にも、覺悟之あしき衆は、如此被成候儀をうるさく被存、かほをわきへふり被申候衆も、南方(心)にも御座候。北の内にも、如此結構ニ調、遂本意候事、其身の手前ニテ調候ハ、我手前ニ存、何程御悦たかへて候へ共、わがたてし志ニハ相違いたし、玉室や愚老志を遂候事、世上人口にも申候故、何かな闕所を申度と存心中にて候へ共、我等式御存分(給)御存分(カ)ニ事調候上ハ、不足ハ無之、世上ニ能存て、上下まて子共(心)に申候間、何れもへたてす入魂被遣候はんハと、傳長老被申上候事は、此方門中事はなしに而候へ共、今ハ遂本意候間、舊惡少も殘不申候。如前々申談候寺中も圓御座候。玉室も長々之田舎無事ニ露命なからへ、我々も度々之煩にもはて候はて罷上、遂本意儀、可被成御満足候。

御感氣(心)を蒙候て居申候内は、御一門中へハ、不通ニ仕候分に而候。はや遂本意候へハ、如前々に而候。江戸にて事濟申候て罷上候前は、四五日も御門内之長屋をかり申、それより罷立候様にと、内々は存候へ共、半死半生之躰ニ相煩申、以後氣力も無之、何方への取置も無力、又其上御父子なから、上方へ御上御留守と申候。か

たゞ／＼に罷上候。御いとまこひなと、申候へハ、御はなむつけなとて、御氣に被成候故、いつかたへも沙汰なしに罷立候。江戸に御座候御兄弟之御女儀も、前かトハ人をも進、罷上候時は、をなしに罷上候。六年之以來之さま／＼の事共、罷上候へハ、皆々夢に被成候。さても／＼しはしの命の内に、何の爲につくす心そやと存許にて、人間は返々もつたなき者(い脱カ)に而候。とりけたものにも、草木にもおとり候と、一不審を古人の立申も、無餘儀事候。上下京へ銀五千貫目被下候(一四)。一間之家も、十間之家も、分打ハ等分ニ家數次第ニ分申由候。かゝる御下物、前代未聞と申義候。御用多候事無限候。方々より訴訟多、寸々御隙もなき儀と聞え候。又御參内なと、申候。其故大坂御下も延申候なと、申候。世上之推量たるへく候。大坂奈良へも御成と申候。玉水ニ御茶屋出來申由候。其國々主も、定而近々ニ可相定なと、爰元にも申候。さ候ハ、御隙も近日あき可申候。町之出入委被仰聞候。半兵など手前其身無如在之旨、先々可然儀と存候。とにもかくにも、片時も早々御隙明候へかしと存計候。永候間、如何様之儀出來可申候も難定候付、とく引籠、人と而もなき所に安堵仕候て、果申度候計候。恐々謹言。

七月廿九日 寛永十一年

宗彭 (花押)

小出大和守殿

戊壬七月八日雲州松江へ來

貴報(一六)

- (一) 忠興。 (二) 家光のことば。 (三) 板倉重宗。 (四) 天海。 (五) 柳生宗矩。 (六) 堀丹後守直寄。 (七) 家康、秀忠、家光。 (八) 官邊のこと。 (九) 家光の澤菴に對する心遣。 (一〇) 家光。 (一一) 大徳寺の制度復舊の命をいふ。
- (一二) 南方北の内とは大徳寺の南派北派をいふ。即ち龍源院派(南派)大仙院派(北派)である。各本寺の南と北とにあるによつて名づく。 (一三) 崇傳。 (一四) 寛永十一年七月廿三日家光京町年寄を召し上洛の祝として銀十二萬枚を給す。 (一五) 閑。 (一六) 内閣記録課本澤菴書簡寫。

二七 柳生宗矩に贈る書

(註) 但馬よりの消息で、近況を報じ、奢侈を禁ずべきことを説けるもの。

尙々、毎事く懸御目度計申候。御床敷存候。壽之延申様ニ、御分別可然候。たはこ御やめ候はすハ、むねのいたみやみ申間敷候。たはこにて、かくに皆々成申候。元盛罷下候。愚老在江戸之時は、用之儀共申、又者召連參候。如其時、不相替御懇被成可被下候。殊堀丹被懸目候間、彼所ニ可致逗留候。丹州用之儀共申て可參候。彌以御入魂被成可被下候。

一 御下以後、御氣共ツキ無御煩候哉。無御心元候。御身之用心養生、此外別有間敷候。

一 愚老事、先書にも申候。

還御以後、即刻田舎へ可參候處、南光以下をいとまこひ可仕と、少延引候へハ、院參申候へと、

勅定之由、勸修殿より、面むき之仰にて、板防州へも、御内證苦間敷かの御尋迄被成なと、の事ニ候間、院參申儀、堅斟酌申候へ共、重而少之間也共と、勅定之上難申理候而、兩度參候て、其後京都を引退申候。但州入佐之舊房にとしを暮し可申心

中にて、元盛委可申候。書中不具候。

一 立慶、貴殿御兩人御頼被成候繪二幅、讚語加、元盛に渡申候。慶法印へ御心得候而可被下候。

一 數年之御懇意共、難忘存候。然共不忘しるし無之候へハ、申も無曲候。

一 還御已後、于今諸人忝かり申候。とめき申事無限候。京中にて、日々に悦事仕、方々へ酒もたせありき慰申由候。堺も上下難有由わめき申候。

一 おごり一ツをさへ、御禁制候は、世上者錢金不被下共、くつろき可申候。上下おこり故、貧に成申候。是一、銀山をやめ候事、是一、たはこ地に作申にて、米穀不足、銀山に人多入、田ヲハ不作、米穀を食費候故、世上つまるよし申候。五穀作者少ニテ、食する民多候て、金銀多候故、世間つまり申候。出家など多候て、食をついやし候様ニ、儒者ハ申候。僧ニ成候者ハ、僧ニ不成候とて、田作ル土民にてハなく候。僧ニ不成候とて、食ハ仕候。田作ル土民ハ、出家ニ成者にてハ無之候。田作土民が、田不ノ作金を掘申候故、穀不足候。又穀を作出、地ニ穀ヲ不作して、たはこ多作り、金ニ賣申事、事々敷つもりにて候由候。五穀作タルヨリ、金多取候

を悦、終には八木高直ニテ、をのれもつまり候へ共、諸人當座之利分を悦、世間つまり候。か様之御分別候て、折々被仰上候者、金銀不被下候共、世間ハゆること可成候。不入世上くやミにて候へ共、

聖心なからも、下々之儀無御存候へハ、世を安クと思召候ても、とかく不安候へハ、思召事も無ニ成候處をなけき、如此事候。

一 但州大雪國にて候。雪ニ迷惑申候は、柳生へ參候て居可申候。此事又元盛可申候。恐々謹言。

十月七日(寛永十一年)

宗彭(花押)

宗矩公

研右(さ)

(一) 堀丹後守直寄。(二) 家光の東歸は寛永十一年八月のことである。こゝでいふ御下りは柳生が家光に従ひ東歸したことをいふ。(三) 南光坊天海。(四) 大徳寺傳奏勸修寺家。(五) 澤菴この年九月院參す。(六) 東京市柳生基夫氏所藏。

二八 烏丸光廣に贈る書

(註)

この書狀は和尚が但馬から、在京都の烏丸光廣に贈り仲秋の詠を贈られたのを謝したものである。蓋し和尚が寛永十一年赦されて六月京都に歸り、九月泉州に赴き、まもなく但馬に歸り、居ること凡そ一年、翌十二年十二月家光に懇請せられて江戸に下るまでの間のもので、日付により見て寛永十二年のものと思はる。

仲秋に、

はれやせむくもりやはてんしらぬこそ今夜の月のたのみなりけり

と申すて、精にも不入、力も無御座體にて御座候と申て、自笑仕候。何と哉らん工可申と存力も無御座候。氣ふるび申候て、兀々として、日夜居申計候。洛陽之繁華と異なり、山中之風情にて御座候。過高察候。

謹而令啓達候。春已來、度々御書被下候。一度も返事不申候事、可有御不審候。委

心事を盡候はねは、無足、又委可申と存候へハ、便急々に候か、とかく打過候て、心なから不及是非候。此道庵被罷下候刻、又御書仲秋之御詠とも、忝令拜吟候。小梅干馬山にての事とも存出て、一段御床敷奉存候。今程御隙無之體、道庵委被申候。御難儀とも多御座候半と、日々夜々御氣盡令察候。御一人閑居之儀、御ときなきもさひしさにたえんとも思召間敷、又あまりさハくしきも、又過候て、御難儀よき比なる事御座候間敷候。去年已來相積候事とも、得御意度候。うどの御知行所なとにての事、毎事存出て、即座之會席之様に存、慰申事候。世の中存やうに難成事、今古不珍候へ共、洛外山かけのかすかなる所に身をかくし候て、折々ひそかに參候て、申度事とも申上、心をなくさめ申度と存迄候。とかく是も不罷成、雲山萬里且暮御床敷存、けふく〜と過し、空罷居候。他生未ト此生休と申せしを身の上と存候。天下靜謐目出度存候。

すつる身も世はやすかれと祈也しつかならねは隱家もなし
と承候へハ、山野の栖居別而難有奉仰 天恩候。無御隙時分、細書無詮候付、留筆候。恐惶謹言。

八月廿七日（寛永十二年）

烏丸大納言様

御報

檢束庵

宗彭（花押）

(一) 光廣。 (二) 東京市岡崎正也氏所藏。

二九 小出吉英に贈る書

(註) 寛永十二年江戸下向前のものである。家光より召されるといふ話を傳へ聞いて、それに對する心情を吐露したるもの。和尙の淡々たるさまが見られる。

態飛脚被成御上、貴札之趣、具再見三見□之得其意候。防州御物語之様子承り候。上意思召通、防州へ仰渡も御座候は、内證存之方も可有御座候間、自其御方も被仰聞儀可有之存候處、一圓無其儀御不審ニ存候。上意無之候を、上意とは被申間敷とは存候へは、ケ様之子細にて候は、内證可有之儀と存心御座候。自防州春御狀

給候て、參府申候へかしと御書中にて候へ共、其返事には、具に理申候故、其通に候は、不及是非とて、一往相濟候而、其已後ハ重而不承候間、此度も、今日迄ハ防州御使も無之候。明日にも可參候哉不存候。定而御用多御身にて候間、延申候と存事候。明日にも御狀をも給候は、依其様子、返事可申候。我等事、第一段春氣相不調、其上ニ去夏之極熱、秋後之雨濕氣、殊の外病人多御座候。其數ニ我等も痢病相煩、散々困窮仕候。其上如御存候。弟子(マ、三)因應一人持不申候。策首座さへ、從十五六年以前、玉室會下之同宿被成申候て、我等相果候へハ、弟子同宿一人も、我等跡とてハ無之様に仕置申候。今程南宗寺ニ、役者ニ頼候て置申候へハ、是さへ私用には立不申候。罷下候道中、人馬相調候とても、在府仕、御城などへ入出可仕風情一切難(成カ)出身ニ御座候。か様之様子は、誰も無御存儀候。それとても、上意にて候へハなと、わきからの御心得として、下候て可然なと思召候分ニては、罷下候儀いかと存候。如御書中、當流之様子被仰聞候。是又得其意候。如何様參府申様等と思召候儀にて候は、公界(五)むきはかりてハ御座有間敷と存候。少ハ内證被申候筋目可有御座やと存候。先我等事、當病之儀候。罷下候とても、急々には成不申候間、其

内又様子も聞候て申候間、以其上分別可仕候。去春自防州御狀給候ニ、我等返事申候趣ハ、先年大徳寺之儀ニ、兩三度迄、自本寺人ヲ給候。我等事ハ、廿年以來、山遠所ニ居申、本寺不存候へ共、不及是非罷上候處、不慮之仕合ニ御座候。萬事御赦免之上、本寺之諸長老、如前々本寺出仕無別儀相濟(六)申候得ハ、我等儀、又昔之山家坊主獨師ニ罷成、引籠申候へハ、本寺之事一圓不存候。自昔田舎栖居仕候へバ、本寺之儀は、かまひ無御座法様ニ候間、何様之儀も、北派(七)之事ハ、玉室、江月兩人參府被申候間、万一被申上儀候は、如兩人被申候と思召、馳走被成被遣候は、於我等も忝存候。先當病と申候。其上右之趣之由返事申候へハ、此通にて候は、其分とて無異儀候間、此度之儀ハ、如何様之儀不存候。罷出候は、奇特御座候とも、餘命無御座候。まして我等躰之者罷出、何之奇特も御座有間敷候得ハ、罷出無詮義と存候。當世ハ有様正直を申て、用ニ立申儀にて無御座候。まげ度程まけ申せハ、それには光さし申世にて候間、中々我等躰之者罷出、世ニ逢申儀にて無御座候。世にあわせ申ても、はや無餘候間、今日ノと存、死をまつはかりにて御座候。杖と草履とを、我と手ニ取て、縁之下屋ニ置申、罷出時取出し、我とはき申て出入仕候

位にて、中々今之世上不相成候。又可然様子可仕と存候へは、世をまけ不申候へハ、成不申とて、僧ハ山林樹下之者にて候ニ、官家之人も重寶からぬニさし出申候から、恥をあく程かき申と存入候。此心にてハ、我ながら公界之成事にてハ無御座候。思召やられ候て可被下候。あハれ懸御目候而、御物語申候者と存計候。御在國之間ハ、御用繁にて、切ニ得御意儀も無御座、今更御床敷存計候。當年も無程暮可申候。來年ハ四月御上可被成由候間、命ながらへ候て、又々懸御目可申やと存事候。万一下候ハ、直ニ參候て、可懸御目候。乍去罷下候儀ハ、本も御座候間敷存候間、此國にて得御意にて可有御座候。御持病さしおこり候へは、玄治藥にて、早々御本復之由珍重候。來年之御普請、年内も色々之儀御心盡、さてもく安からぬ御事と御かけにていたみ申、此事はかり申出儀候。中々ニいたらぬ身の安さ、御身之上なにかへられぬ御事にて御座候。此度大洪水出、先年午歳之水より一尺まし申由候。何方もくきもをつふすはかり候。宮内まハリの田の面などニ、風故、家程之大波立申候て、三間四間之程ニ、長持共うかひ來候へ共、河立仕候者も、取ニ參事不成由物語申候。因州、丹州などの死人數をしらす候。かゝる災難奇怪之儀ニ候。

天地之變化難計候。猶期後音候。恐々謹言。

九月十日（寛永十二年）

小出大和守殿

尊報

雲龍

宗彭（花押）

來年御普請之奉行柳但馬被仕由候。自然丁場などの儀御尋被成、御請合有度事共候は、元盛其地へくたり申候。但州へいつも我等めしつれ參候。但州心安被存候間、元盛をめしよせられ、元盛ニ可被仰遣候。但州へ之書狀ニハ、自然さ様之事も候は、和州へ御入魂して給候へかし申遣候。堀丹州への狀箱ニ、柳但への狀も御座候。元盛ハ堀但州ニ居可申候。此狀も元盛迄可被遣候。乍慮外、如此右内衆迄可申候へ共、此躰ニ御座候。

(一) 板倉周防守重宗。 (二) 家光が澤菴を召すことをいふ。 (三) 同宿の誤か。
 (四) 大徳寺の法度に關することをいふ。 (五) 官邊に奉公すること。 (六) 大徳寺
 の出世入院の停止を免じ舊の如くせられしとの意である。 (七) 大徳寺内に南派と北派
 とあり、即ち龍源院の派と大仙院の派である。龍源院は本寺の南にあり、大仙院は北にあ

るによつて、その流派を各南派北派といふ。(八) 岡本啓迪院。(九) 寛永十三年江戸城修築のことをいふ。(一〇) 柳生但馬守宗矩。(一一) 櫻井勉氏蒐集澤菴遺東。

三〇 柳生宗矩に贈る書

(註) 寛永十二年板倉重宗は家光の内命を承けて澤菴に江戸下向を勧めたが、澤菴は病の故を以て之を辭した。然るに重宗は尙頼りに之を促したので、澤菴は之を在江戸の柳生宗矩に相談に及んだ。この書狀が即それである。

上意之由、防州被申候を、いや罷下儀成間敷とも被^(不脱カ)申儀候。今當分者煩申候間、延句ハ可被申候。とけてハ、上意をいやとハ、いかなるはちひらき坊主ニても、不被申候儀候。さてわか身ニ取てハ、公界罷成身上ニて無之候へ共、上意にて候ハ、しな川邊まで、かゝみ申候ても、御意をハ背申さぬにて候。少罷下事之ハやきをそきハ、病者之上を御ゆるしも可有之候。とかくの事、元盛可得御意候

間、被成御聞、万事様子可被仰聞候。元盛万一其元ニ居不申候ハ、元盛へ遣候狀之趣、堀丹州御兩人御覽候て、御合點被成可被下候。

態以飛脚申候。先日書狀進候。此廿四五日比ニハ、相届可申存候。愚老事、其元へ罷下候様ニト

上意思召候通、板防州御物語候を、當庵へ出入仕候出家ガ、京都罷下内證申候。防州直ニ狀をも可給候へ共、我等心中難計候間、先彼出家能々語申、江戸へ下申様ニ申候へ、貴殿より、上へ御上候書物之心持、直ニ御聞被成度思召にて候。只今周防狀を可進候へ共、罷下儀不成由、返事申候へハ、次テ申事難成候間、先其方參、罷下候而、可然之由、周防申分をも、澤庵へ能々申入候へとの儀ニ付、彼出家下被申候。元盛方迄、委以書中申候間、被聞召届、貴殿思召通、御内意返事承度候。防州へ被仰付候程ならば、貴殿へ可被成御詫儀ニ候。于今其儀無御座候哉、前後之儀委承度候。元盛可得御意候間、書中不具候。恐々謹言。

九月廿四日(寛永十二年)

宗彭

宗矩公

玉床（八）下

- (一) 堀丹後守直寄。 (二) 板倉重宗直接澤菴に手紙を出すべきであるがの意。 (三)
 (四) 澤菴をいふ。 (五) さきに寛永四年妙心大徳法度一件の時澤菴等三人より幕府に
 出した抗辯書をいふ。 (六) 家光がその抗辯書の事について澤菴より直ちに聞きたしと
 の事をいふ。 (七) 板倉重宗の使となつて澤菴の内意を探る爲めに遣した僧へいひ含め
 た重宗の口上。 (八) 東京市柳生基夫氏所藏。

三一 小出吉英に贈る書

(註) 澤菴江戸下向のことについて幕府老中より連署狀到着
 し、澤菴は病を力めて江戸に下ることとなり、其出發
 の日を十二月三日に定めたことを報じたものである。

從御年寄衆御連署給候。御添狀并土井大炊頭殿御文寫、從板周防守殿持せ給候。愚
 老儀相煩候共、被爲召候間、罷下候へとの儀候。煩申候躰、取前防州御内證承候時
 分申分候。其後無是非之儀候間、當年者爐邊にて春を可待存候處、今度之御狀、相

煩申候共ト候へは、以煩可申分様モ無之候。普天之下卒土之濱、無御國之外候。其
 御國ニ居申、難背上意候故、乍迷惑罷下用意仕候。連々煩申くたひれ申候ニ、又此
 度天下一同之はやり病請留、熱氣頭痛、殊外大儀ニ相煩、散々草臥申候。大形咳嗽
 ハ退申候へ共、後草臥以外ニ御座候。先年在江戸之間ニ、か様ニ御座候。玄琢（三）法印
 之藥ニテ快氣仕候間、此度も去十九日ニ沙彌を爲使、藥之儀申遣候。今日廿八日ニ
 下着申候。此藥を被召て、冬中者養生可仕存居候處、如此之仕合行當、雪中ニ罷立、
 箱根路を可罷下儀、迷惑ニ候。世間ニ有望人ト同ク、上下仕候義、是者如何ナル義
 ソヤト存事ニ候。爰元ヲハ隨分早ク可罷立存候。然共如申候、一人之沙彌も、今日
 下着申候。雪路罷下候。少ハ足ヲ休不申候てハ不成、又相應ニ其身之用意も御座
 候。我等ハキノマ、にてこそよこれ申て、周防殿へも逢可申存候さへ、罷立と存候
 へハ、物之本以下をも、取置申とて、病中無正躰取亂申候。此地をハ、隨分早ク立
 申候ても、又板防（四）へ逢可申候。又人馬など可被仰由候間、其様子も可有之候。又玄
 琢へは、脈を頼申て、給候藥ト脈ト相違候ハぬかと尋候て、道中も其藥をたべ、
 可罷下候間、玄琢には逢不申候てハ成不申候。周防殿へハ、勿論之儀候。其外ハ堀（五）

へも用之義候へ共不參、大德寺へも不參、洛外より直ニ周防殿へ參、其歸ニ、玄琢へ參候而、直ニ大津へ出可申覺悟ニ御座候。さ様ニ御座候共、短日ニ御座候間、兩所へ參候は、其日に出京難成存候。路次之儀者、病中之事候間、乗物早め申儀、中々成申間敷候。胸おとり申て成不申候。我國ニさへ居不申、早々立出申候て、都ニモ不致逗留、堺へも不入候へハ、道中之日數延申儀者、病者之事候間、其儀ハ就善惡、成次第ニ御座候。心中ニ背申儀者無之候。土井大炊頭殿御參會被成候て、か様之儀者、被成御物語可被下候。從是京迄之人馬被入御念、六左、清右へ被仰付候とて、一段念被入候。忝候。自京都至江戸之儀者、板防州被仰次第ニ仕候て、可罷下候。其地へ罷下候は、直ニ御門内へ可參候。今程御祝儀ニ付、人多ニ可有御座候間、參候儀も、無意様ニ、人も可存候へ共、兼々御念入被仰下候間、不及是非可參候。長屋之内少之所被仰付候へハ、すみ申候。策首座も南宗寺之役者にて御座候間、めしつれ候義、中々仕間敷候。昌知客一人と存候へ共、策首座一人せめて無之候は、成間敷候間、有無ニ召連候て、可然由、達而半兵など申候間、堺へ様子申遣候。然共策も年積申故、前々之様ニ無御座、病者ニ罷成候間、此寒天ニ難成存候。

其上南宗諸事ニ懸申候間、勘定以下寺僧方へも申渡可申候。此度罷下候事成間敷をも不存候。人を遣候而、其使此地へ不罷下候内ニ我等ハ罷立分ニ仕候間、策可罷下も成間敷と可申も不存候。策下不申候へハ、昌知客一人之體ニ御座候。今之世間ニ、か様に身をすて申て居申者之、公方様などへ被召出事にてハ無之候。私之事如此と各之御存無之、長老と申せハ、何れも同事ニ思召候事、迷惑ニ存候。我等儀ハ、乞食非人同前ニ御座候。今之世ニ、出家ニモ俗ニモ、私カ身ホト打モギ申たる人ハ無之候。よるもひるもねるも、人ニ對面申も、周防殿へ罷出候も、き申物きのまゝニ仕て居申候。今ハ昌知客一人居申て、食物をもくれ申候へハ、其通ニテ御座候。如御存被成候。此已前者、昌知客一人も居不申候。か様之者、官家徘徊可成儀候哉、思召テ可被下候。無詮義共、長々ト申候。不入義候へ共、か様之時節、迷惑さの餘ニ、心之中を打明申候。將又藤井七郎兵下被申候。御口上之通り被申聞候。過分過分、又半兵儀者、私煩つよく御座故、一兩日見申て、可罷立候とて、二日三日つゝ、先へ被罷立候衆には後申、堀五郎右衛門殿トあとさきニ可罷立存候中、又役之者追追ニ被成御呼候。それらを召連候て罷下候様ニト、六左被申候とて殘申、明日爲廿

九日ニ罷立候。我等儀、爰元ヲ來三日ニ立申覺悟ニ候間、追々罷下候間、委書狀ニモ不申入候。罷下候而、懸御目、万々可申入候。恐々謹言。

十一月廿八日夜(寛永十二年)

雲龍院

宗彭(花押)

小出大和守殿

人々御中

- (一) 老中。 (二) 利勝。 (三) 野間成岑。 (四) 板倉周防守。 (五) 堺南宗寺。
 (六) 幕府へ参仕のことをいふ。 (七) 東京市宮本仲氏所藏。

三二 小出吉英に贈る書

(註) 澤菴江戸下向の後、將軍家光之を遇すること甚厚く、屢二丸に召して其の談を聞いた。この書狀はその狀況を吉英に報じたものである。

九月十一日之御書、委示被下候。先々路次無事御上着、去四日ニ御國へ御下着之由、御書中珍重ニ存候。爰元ニ如御座候時、彌靜謐、上意御息災目出候。私事切々召候而罷出候。九月十三日ニハ、二之丸ニテ御能被仰付候。罷出見物可仕由 御意にて、罷出候。九條殿御父子御下向候而、十三日ニ御禮始而被仰候。即御能御見物候。御棧敷にての御禮にて御座候。二之丸之御舞臺、梯敷見事(棧力下同)なる儀にて、御泉水之池之中にて御座候故、四方皆水にて、白鳥共御能之間も浮居申候。舞臺之下屋からも、數々出入仕候。座之うしろハ、谷又山御座候て、植物あほミ申、山には亭など見上申候様ニ御座候。梯敷は東から北へかねのてに引廻、北西之スミに釣殿の様ニさし出たる所御さ候。其次之東之梯敷ニ 將軍御座被成襖障子二間御さ候中、二枚明候へハ、御座候所より御對候。其次之東ニ九條殿御座候。我々も其所ニ居申候。御能始まり申以前ニ、御障子明候テ御對面にて、御能はて申候てから、又御對面被成て、御挨拶被成候。九條殿一面ニ其通ニ御座候。おりまかりたる東之方には、御はなし衆五人、縁之敷居へちかきこゝミの上にて見物被申候。御普代衆(諸)うしろニ皆々御座候。此梯敷ハ、わき正面にて御座候。我々居申候所ハ、御座之通に而候故、正面に

て御座候。我々式居申候うしろのはり付之あなたかつてにて、東北のすみから出入之口御座候而、御振舞出申候。朝日之出以前ニ參候て、御能三番通ニテ、ミすを、ろし、御振舞出申候。おくより御念入内田平左衛門御使にて、兩度迄よく御酒共被下、ゆるくと見物仕候へとの御事にて、大炊殿膳之前へ御出にて、よく御酒たへ申せなとて御念入候。御能ハ、

脇能白帝、二忠教、三采女、御振舞出、今春八左衛門、四道成寺、已上四番七太夫皆仕候、五鶉飼、六羅青門(生)、七太夫、切ニ高砂、小久金春子、已上結構なる御能見物仕候。二之丸之事候故、召候ハぬ衆ハ、被召使候衆も、出不被申候。いかにも人すくなに御さ候て、靜なる御能にて御さ候。梯敷より外ニ居申者ハ、一人も無御座候。外ハ皆水にて御座候。定舞臺梯敷并ニ同前(誤脱アラン)、觀世ハ煩申候。不罷出候。其已後十七日ニ、二之丸へ召候。常之御座にて候ハて、御庭へ御出候て、大入籠之前ニ御座敷御座候。路地より入申候て、其御座へ參候。八時分より、日之入まで、御前ニ只一人、間二尺ほどをき申候て居申候。色々御不審共、段々御尋候。一々御奏申候。(答カ)殊外御得心參候。面白思召よし候て御機嫌能、御茶共被下致退出候。又廿四日ニ召候。初夜時

分まで居申候。其時ハ御尋之事も大方過て、但馬をもめし、兵法之事ニ付テ、澤庵前にて、わが存分を申て見よなと、御意にて、但馬申分共御座候。其次ニ、加賀守をもめして、そちなとは、わかき程に、ちとそれへ出申、雑談共聞申せと被仰候て、加賀殿も、御前へ御伺候々し、申上候事共、御用多候へハ、御失念候間、連々少つ書付て被申候へと、直に御意ニ候故、廿四日以後は、書物ニかゝり申て、登城も不仕候。廿七日ニ、一冊書申て上候。殊外御満足之由候。廿八日ニ、柳但州より、如此狀を給候。書物なと上申候へ共、但馬ハかまい無之候。加賀殿迄上申候御意之通も、從賀州被仰聞候。登城申候時も、賀州ハ御案内候て、賀州まで參候。いつもあれにて御振舞共候。從二之丸御左右次第罷上候。柳但はとても内證入魂之人に而候。登城申時、御近々之衆取持うす候は、愚拙參ルニ無外方候ハんと思召、柳但へハ不被仰、賀州へ悉皆被仰付候。か様に御心賦細ニ候。奇特なる御事と存儀ニ候。又今日一冊書立申候て上申候。殘テ十枚はかり御座候ハ、召候時分懷中にて申上候事ニテ候間、殘置申候。皆々此中御尋にて、御答申上候義共を書付申たる物にて御座候。ケ様ニ候て、今一兩度も登城申候ハ、御いとまの事可申上と存候。何

事も申上候儀書付申候事も、御心ニしみ申候て御機嫌能候。然共御かけにて、身をよく持可申と存候。望無之候へハ、ケ様ニ御座候程、又かさねても下申せと御意にて候へハ、難儀仕候間、御前能候程、迷惑々々、十七日ニ參候時も被仰候ハ、無理なる儀にてもあれ、佛道も昔之様ニなくおとろへ候故、權現之爲法度被仰候て、就之儀、遠國へ台徳院被遣候へ共、御そバにて候へハ、身がよびかへし、か様之事をも問度なと、おもふて、一ツハ心にもかけ候。左様之所をも、そちも定テよしミにおもふましきにてもなき程ニ、心やすく物をも問事ぢや、天下之萬事ニかられ候て、坐禪ニかゝりて、工夫三昧もならぬ身に而候間、胸のふしんとも、一ツつゝはらし、連々心づき候様にとおもふ程ニ、さう心得てと、いかにもこまやかに御意にて候。此度も玉江兩老と、一度御いとま可被下候を、只今一度ニのほせ候は、年内ニ又下可成かと、但馬へ御尋候へハ、但馬被申候ハ、中々成不申候儀ニ御座候由被申候故、さらば今少あとに殘申様ニトテ、御留被成候。春ハ又下申せとの義と存、迷惑仕候。懸御目、御物語申と存、こま／＼と申入儀ニ候。柳但州も、早々御暇出可申かと用意被申候。先へ小性共、大方五人七人上せ被申候程ニ候へ共、日々ニ召候て、

引付させられ、御用共被仰候故、いつ共上洛しれ不申候。酒井讚州ハ、御國へとく御上にて候。我等方へも、御狀共御出置候テ、銀子など給候。迷惑仕候。方々御用多候ニ、奇特なる御事にて、餘人より御音信共、一所もうけ不申候へ共、御年寄衆と申、殊讚岐殿などの儀と、何共御理をも難申候て、御國本へ狀を進候而、御禮申候。大炊殿も、一段と御懇にて、九月十八日にも、御茶被下、御懇ニ被仰候。先月者御當番の月にて候間、十月には、御茶態御よひ可被成候。今日ハおやの月忌日にて候へ共、先との被仰様ニ候間、□加藤式部殿先月御能之日、口之御番所ニテ參合、御知人ニ成申候。其後御用共被仰候。繪讚之物共見申候て、御返事申候間、其已後御音信共に而候へ共、書物共仕候とて引籠、他行之由申候。はしより策首座返事申て、使返申候由、後ニ申聞候。御音物はいつかたへも返進申候故、策首座御理申候て、返し候由申候。

- 一 御同名對馬殿御息災ニ候。
- 一 郡山之下總殿御いとま出て、あけの日、爰元即刻御發足ニテ、御歸國候。
- 一 伊掃部殿は、其まゝ是ニ可有御座とて、御歸國も無之由申候。

一 九月十三夜、爰元終夜月明にて、玉かへす代に合浦のためしかな秋より後の秋の夜の月、冥之。

合浦還珠ヲと申候故事にて申候。詩にも前邊月ニとりなし作り申様ニ存候。策庵なと覺可被申候哉。合浦より珠も出所に而候。守護のおさめ悪候て、珠皆餘之浦へうつり候て、其浦になくなり申候を、孟嘗と申人、守護ニ成候所を、能おさめ申て、珠如昔出申を、合浦還珠と申事にて候。然も仲秋には、月雲ニかくれ候て、珠なく成候。十三夜に還珠候と申作意まで御座候。今日九月盡、

行秋のかさしにおけるや昨日みし紅葉もけふハあらしふく山

發句ニか様ニふと存より候。可被申候哉。終行秋とはきくや昨日今日、

昨日今日とはおもはさりしをの心にて申候。

一 靈山長嘯公、八月十五夜の詠承候。むつかしき歌にて御座、(候脱カ)毎事工ふかくて難聞立候。

人やたれ月をはひかて岩橋のかけて今夜の秋ハちきらす

爰元にて、皆々御聞候て、本歌の心とは聞立候へ共、何と云心とは、一切きかれぬ

よし候て、人の御物かたりに而候程ニ、か様にても候ハんかと申候。本歌ハ、

岩橋のよるの契もたへなましあくるわひしき葛城の神

人やたれと、とかめて申候。たれか月をハひるといふとそ、月はよると契りたる物也。葛城の神もよるとちきれば、よるのまは出てはしをもかけられつるに、よるとちきる月のよるも出ぬハ、たか月をハ、ひるといひちきりたるにと申候歌に而候ハんと申候。皆々同心に而候。さ様ニ可有之候かと、かく六か敷事申さんとたくミたる歌人に而候。か様之歌など、その夜ニあたりて可被詠候か、大方人のさた仕候歌ハ、廿日も卅日も、一首をあんしてならてハ、よミ出されぬよし、長嘯の弟子たる人の申候由、人の物かたりに而候。

一 爰元にて被仰候御書物之事、御禮の御そえ御慰勲之儀候。松平山城殿(一四)に而候か、三幅一對之讚、又北條殿尺八吹圖、從奥様被仰候間、早々取調候て進候。御満足之由、忠兵衛爲御使被下候。私之事候故、御見舞も不申上、淺野安藝守殿繪兼好之系圖にて候は、と存、于今不仕候。近日仕て可進候。

一 上様石ニ鶴鴿を御筆にて被遊候。兵九郎と申候御そバにて被召使少人にて御座

候。是ニ被下候て讚を仕候。

聞説脊令友悌祥、昔年曾集禁延^{（金カ）}傍、此禽憩處包唐得、麟德殿西猶搏桑

唐ノ玄宗ノ時、麟德殿ノ前へ、脊令多集候ヲ、友悌之祥也ト、臣下頌ヲ獻セシ事御座候。友悌ノ祥ハ、繁昌目出度と申候儀ニ候。然ハ此鳥ハ、大唐ノ代ニ沙汰シタル鳥ナルガ、今コ、ニ居ハ、大唐ヲ日本ノ東海國へ包入タ心ニテ候ホトニ、唐ノ麟德殿ノ西マテモ、猶東海扶桑國ノ内也ト祝ノ申儀ニ候。憩ハ息ト申義ニ候。木ヲ羽カ息テ居ト申義ニ候。耳着と申候鳥をも、此以前ニツ被遊候ニ讚ヲ仕候。又雪月花と三字大キニ立ニ被遊候にも、下ニ語を書加申候。自然折々ノ御慰ト見え申候。爰元相替儀も無御座候。先便半兵方へ遣候様被仰付、半兵方へ被遣候旨、無冥加義候。惣別被召遣候者之方へ遣候状などを、御手前へ進候儀ハ、無時宜ノ子細、沙汰之限ニ候へ共、我等状共、人々むさと言傳申候へハ、中にてとゞけ不申候。同テ見申候事共、毎々御座候故、迷惑ニ御座候へ共、理を曲候て進上申候儀ニ候。慮外千萬ニ候。老眼及暮無正義書中、是又慮外之至候。御一覽之後、火中々々。恐惶謹言。

九月盡（寛永十三年）

宗彭（花押）

小出大和守殿

人々御中^{（二七）}

- （一） 九條前關白幸家其子道昭、寛永十三年八月、江戸に下り、十日將軍家光に對面す。九月十三日家光之を饗すること徳川實紀にも見ゆ。
- （二） 柳生宗矩、澤菴が宗矩に授けた不動智神妙録といふものがある。
- （三） 老中堀田正盛。
- （四） 歸京を願ふこと。
- （五） 元和元年家康の定めた大徳妙心の法度をいふ。
- （六） 玉室、江月。
- （七） 老中酒井讚岐守忠勝。
- （八） 老中土井利勝。
- （九） 加藤明成、會津城主。
- （一〇） 小出吉親、丹波園部領主。
- （一一） 松平忠明。
- （一二） 井伊直孝。
- （一三） 木下長嘯、歌人。
- （一四） 松平忠國、丹波篠山城主。
- （一五） 北條氏重、遠江久野領主。
- （一六） 淺野長晟。
- （一七） 内閣記録課本澤菴書翰寫。

三三 小出吉英に贈る書

（註） 寛永十三年澤菴は暇を乞ひ、許されて江戸を發し、十一月二十日に京都に着し、一旦但馬に歸り、十二月にまた京都に上り、二十二日大徳寺開山大燈國師の三百

年忌を勤め、翌十四年三月十九日に京を發して江戸に下つた。この書狀はその京都滞在中のものである。

書狀之内八右衛門事申入候。其身とは親類共之中を、五日十日ツ、居申候體にて御座候。當寺へも參候ても、五日三日居申て、如何にも隙有さうに仕候て居申候。御暇も達而申上候而罷出候事に而候故、其身今ハ後悔ニ存候とても、外聞を存候ても、罷歸度候間、頼なと申候事、得申間敷候。只今之有様、何共見申て、其身も難儀ニ可有之と察申て不便に存候故、書中ニ申上候三平より、ア、申たる儀ニ候故如此候。三平時も、今も心のにくげも無御座、悪き心はせ御座候間敷躰にて御座候。心安被召遣候間御事に而候間、被召遣候ても、今以御心を被置候事も御座候間敷者之事候。御大名之儀候間、誰やの者、今晚から被遣候共、被召遣候者、忝存事候間、八右衛門居不申候とて、御事之かけ申候儀は無之候へ共、三平かく心をも御存知之者に而候。御心安被召遣候一分にて御座候。私八右衛門ニ教化仕候ハ、諸道之學問仕候とても、一事に而候。奉公仕候身も同事に而候。本をつとめ候と、末から仕候

との奉公御座候。天ハ地をおほひ、地ハ天をのせて見上候。千草万木皆天を見申候。家之板敷ハ天井へ向、天井ハ板をおほひて有之物に而候。人の臣たる者、只一筋に主をあかめ、忠心一はかりを心懸、我身から先可然(たカ)いくさんと不存候へハ、行々其志御主も見付て、奇特と威を不立候ハて不叶物に而候故、終に御身も立申候。主へノ忠心ヲ捨テ、先我身を早立むと存ハ、末からする奉公に而候。末からする奉公立ぬ物に而候。仕合能候て、自然ニ立候共、とけ申間敷候。忠臣(心カ)か本に而候。臣下か先身を止むと存ハ末に而候。忠臣(心カ)と言ハ、凡ハ臣たる者ハとも角にも、身をハ忘て、主の御爲能様にノと存、是ハ忠に而候。此忠臣(心カ)有らん者、終に身か立ぬハ無之候。主之爲ハ悪からん共、先我身を立度とおもふ者ハ、末をつとむる臣下にて、本をすて候間、本をすて候ハ、末も成間敷ニ、天理相定候。主の爲おもふには、百千万あるへく候。其内にて一ツ成共取出て申上候。たとへば十四五の歳より、奉公可仕候。一人之者ハ知行取人らしくして居ニ、我ハ同歳比より奉公申せ共、此躰也、無曲と主に述懐おもふ。是ハ我身を立むと心懸て、忠節者無之候。末からする奉公人(彼カ)に而候。徳者(彼カ)も十四五から奉公する、我も十四五から奉公するに、後者(彼カ)ハはや知行

取ニ成候。彼者之心に思ふへきハ、同様ニ奉公したれども、我には早知行被下、人ケ間敷被召遣候。誠に難有御心中と存せハ、一入彼者御奉公可シ仕、又對彼者可申ハ、其方如存同様ニ御奉公申たれ共、其方ハケ様ニ御知行被下候。人らしく被召遣候。忝と存、彌御奉公申せと申て、彼者をいさめるが、忠心ある臣下に而候。同様ニ奉公したれ共、我ハ此躰曲ない事哉と存候ハ、身をおもひて、主をおもふ忠節は無之候。此忠心なき者ハ、一旦仕合にて、輕薄を以身を立候ハ、行々はげ可申候。さて又五年三年奉公ふりをもして、はや心短ク何と奉公しても、目のあかぬ主ぢやなとて述懐を申候。是も奉公して、早身立むくとおもふ故に、先立て、右之如ク被申候。我身を忘れて、忠を存る者、身のはてゝ迄も、一筋に存候て居者にて候。さやうにさへ候へは、終にハ身も立物に而候。身立むとおもふ心から、先立て本をすて候奉公人ハ行々能候間敷候。忠心をさへつとめ候へハ、終ニハ其忠心あらハれず候て不叶物ニ候。砥石にて刀をとぐに、目バなしもせずしてミれとも、今砥石がへるよとは見へぬ物也。しかれば砥石はへらぬ物の様なれとも、いつとなくときをれば、後皆へりて舟の様に成物也、又草木が今のぶるか／＼かと、目をはなさすし

てミれ共、のふるとはしれぬ物也。然共月日かさなれハ、終にのひて花もさく也。忠心を内ニ存れ共、主か見付とおもふて述懐するハ悪し、只いつとなく忠心を存れば、終ニハ其忠心あらハれて、終ニ立身する物也。砥のへると、草木ののふると同事也。當世も醫者之醫學をハせずして、太平記位をよミなとして、物知と人ニおもハれて、知行とらんと大名をたまし候。是ハ末からする醫者に而候。よるひるつとめて、醫者を能候て、療治能仕候へハ、いつくのかげニ可居ときよよひ出されて、御番醫師のなとて賞翫せられ候。心短くて、先身立むと存から、我家の道ハそはに成、あげく二分ハなくして、我力を人かしらぬとも、世をふつくむ、皆是さかさ事に而候。かやうの事共申てきかせ候へハ、身の上と存候か、八右衛門もつくこと聞候て、さても／＼御尤之御教化はなしき儀にて御座候由申候。人ことに申候。我はわか心をも不持か、その奇特もなひ彼者とも悪者なれとも、立身して居と申候。其悪心之者ハ悪心で立たる身にて候。行々其悪もあらハれ候事、彼砥石草木と同事にて候故、行々悪成物に而候。又善心なる者も、はき／＼と短ク、其善かあらはれ候事もなき物に而候。然ともいつとなく其善心のゆくゑハあらはれ候。是も砥石草木の

ことし、悪心にて立身したるハ、末々悪、善心にて立身したるハ、行々好候物も候。又善心持たれ共、一代はきとしたる事もなくて、はて候者も御座候。悪心輕薄なれ共、一代とやかくとして過候者も有之事、是ハ惣の引別ニなる事にてハ無之候。儒道にてハ、是ヲハ變と申候。善をしてハ善、惡をして惡と心得候が、先常にて候。常と變とある事に而候。花ハ三月が常にて候へ共、八九月櫻のさく事御座候。是變にて候。又佛祖ノ道ニハ、又儒道ニ申候とは別に而候。何れも道ある事ニ候。當世の若き者とももの分別ハ、道理にて御座候。學問ハ不仕、道ある人ニ折檻せられて、道理しるに而も無御座、如何様なる道と事ハ不存、心一盃に而候間、道理にて御座候。八右衛門事ハ、よそへ參て、代之仕侍共ハ無之候。御家に居申てハ、せかれから被召遣候者に而候故、家中下々迄も、いかゝと存候。又被召遣候ても、なしみ申たる者にて候條、御隔心なく被召遣候て能候。其身さへ覺悟すいかし候へハ、上下ともニ能候。其内ニ上ニ御事かゝれ候事ハ有間敷候。下ニハ難儀可仕候。申度事數々にて御座候。同床ニ御物語申候と存て、濃々と書申候。書ハ心をつくさず、筆迄簡し、御同名對州ハ在府候。久不得御意候。書狀御取かハし申候。私も殊外草臥申

候。一度登城申候へハ、下戸ノ數盃と哉らんニ氣力困申候。散々成申候。乗物之中に而も、難儀仕て、漸歸申候へハ、茶堂ニ誰哉らんつめこして待うけて被居候故、ハたと逢申て、やれと申候て、可遁様も無之、又諸方之返事、難遁掛物繪讚百千万事、壽のつゝき可申様も無之候。か様ニ自筆にて長事書申候も、氣力猶殘候と可被思召候。

尙々、委申度候へ共、殊外急候故不意候。其上最前委申候間、無其儀候。猶期後便候。柳生但馬守殿へ爲御見舞、飛脚被差上候。此使返札取申て罷下候由候。今程知行所を見候ニ處被申由候。我等事、南宗にて、此度北惣輪番ニ相渡可申候由、衆中へ申渡候處、色々達而我等一世其儘持申候様ニト、各被仰候へ共、三月、又江戸へ罷下候へハ、路次にて可相果儀も不計、朝不期夕、愚身後首尾能可仕者無之候間、相渡安堵可仕存候。當月晦日ニ相渡申候故、天祐、清岩兩老、今程下向候。昨日者開山忌執行申候。爰元明隙にハ罷下、其元之用共仕舞、江戸へ罷下用意可仕存候。南宗ヲ相渡、明隙申候へハ、一世之間、何も心ニ掛儀無之候間、山中ニ引籠、一年せめて人跡絶たる所ニ居、乍慮外、兩脚を伸申て、相果度存候外

無之候ニ、江戸へ被引候義、迷惑千万之儀ニ候へ共、出羽にて可相果所を、御意に而候被召返候。さ様之事をも、少ハ心ニ可致儀にても候なと、道理つめに御意候へハ、いやさは御座有間敷共不被申、罷下事ニ候。七十迄生申候とても、はや五年にて御さ候間、短御座候。名之望も、利之望も無御座候。御國之山中一年半年之間、安堵仕、相果度迄ニ候。恐々謹言。

正月廿八日(寛永十四年)

宗彭(花押)

吉英公

尊答^(五)

- (一) 小出吉親。 (二) 紹杲、大徳寺百六十九世。 (三) 清巖宗渭、大徳寺百七十世。
 (四) 澤菴の七十歳になるのは寛永十九年であるから、この書状は寛永十四年のものであることが知られる。 (五) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

三四 柳生宗矩に贈る書

(註) 東海和尚紀年録によれば、寛永十四年將軍家光は堀田

正盛に命じ、澤菴の爲めに館舎を造營せしめようとしたが、澤菴は之を辭して柳生宗矩の麻布の別業に寓居したことが見える。この書状はその頃のものであらう。澤菴が館舎造營を辭したのは、それによつて幕府に永く仕へるやうになることを辭したわけである。この書状にはその心事が吐露せられてある。

小者持不申、同宿持不申、弟子持不申、小僧一人持不申、小生一人持不申、天地之間身一にて候。何として官家徘徊^(三)成可申候や、思召やられ候て可給候。死ぬるを待はかりにて候。懸御目候て、語申度はかりの心は、天山ニ候。此世ハかくはかりはかなかりけるひを虫にて候。世の中にさかへ時めくも、たゞ一時のむらさめの程にて候物を。

うつゝとハ我人ことのあやめ草ねし夜の夢に枕かはすを

うつゝとハいかにかまかへておもふらん夢さへなしといひしもあるを

心にむかひたる口にまかせて書付候。さらニ時をうつして案し候ことのはにてハな

く、
如御存、堀丹州之芳志久々うけ難報候。御前むき能候哉。折々御取成よろしきやうに被成被進候て可給候。貴殿と前かと御入魂候。中絶候を、愚老申談候故、如前々御入魂候儀、別而悦入候。彌以奉頼候。御子共達御息災、武藤殿御無事候哉、御床敷はかりにて候。書狀不進候へハ、うときやうにおほすべく候。うとからぬ心なからもやまふにまとハリ、心ならず候よし申度候。重而可申候。恐々謹言。

九月十日（寛永十四年）

宗彭（花押）

宗矩公

（一）幕府に出入すること。

（二）堀丹後守直寄。

（三）細川侯爵家所藏。

三五、池田輝澄に贈る書

（註）澤菴家光の殊遇を受け、屢城中に召されて、或は能見物を命ぜられ或は茶を賜ふ。この書狀も亦寛永十四年十一月四日二丸に於て茶を賜はつたことを報じたもの

である。

尙々、定而近日可被成御歸候間、万々貴面ニ可申入、急申候間、書中難見へ候。爲御養生、御鷹野ニ、此中御出之由、尤珍重ニ存候。遠見なと被成、一身を被爲遣候は、御氣順候て、一段と御爲には可然存候。松の雪の御詠歌、別而出来申候。御歌あかり申候と存候。友之雪ニ、ことのはもなしなと縁のことは、殊外出来申候。ところの御狂歌もむまよく出合申候。むまきと被仰懸候。先日之初雪の夜ハ、四ツ時分迄二之丸ニ罷在候而、其曉雪ニ驚申候つる。

とし／＼にかはらぬそらの初雪をめぐらしと見る身そふりにける
かやうに申候つる。將又去四日之晩、二之丸之御すき座敷にて、御茶被下候。虚堂之墨跡、御茶入ならしバ、御水差、五ほし御茶碗ハ古田織部わりかうたいの高麗。御花入ハ雅樂と申由候。生駒雅樂頭上申由候。紫竹之御茶杓、三本之内御茶ハ御すてこの無所殘名物共拜見申候。御花を被爲入、後之御炭、御手前ハ久不被成、御失念候間、將監ニ可被仰付由候。前後四度座敷へも御出候。御茶ハ將監立被申候。玄治、但馬四罷出候へと御意にて、御座敷へ罷出被申候。昨日六日ニ又是へ御成候て、御機嫌能

一時餘御前に候て、還御之時退出仕候。御歸之時分万々可申入候。恐々謹言。

霜月七日(寛永十四年)

宗彭(花押)

松平石見守殿

尊報

(一) 生駒親正、讃岐高松城主、秀吉の時中老となる。慶長八年卒す。(二) 佐久間將監眞勝。(三) 岡本啓迪院。(四) 柳生宗矩。(五) 徳川實紀に、寛永十四年十一月六日、けふも麻布にならせられ、鶴雁鴻あまたからせられ、柳生但馬守宗矩が別業にて御膳召上らるとあり。(六) 池田輝澄、播磨山崎領主。(七) 池田仲博侯爵所藏。

三六 細川忠利に贈る書

(註) 寛永十四年十一月に、細川忠利は病を養はんが爲めに鎌倉に赴くことがある。この書狀はその時のものであらう。

尙々、今度御供申度存候つれとも、めし候事も候て、はつニ逢とてハと存候て、思留申候つる。存ことくにて候。仕合申候。御歸之時万々可申上候。

態御飛脚御札示被下、過分至極存候。其元ニ御座候間ニ、爲御音信、態人をも進、御氣相之様子をも、問可申儀ニ候へ共、方々よりの御狀御音信をも、此方ニ御座候時、御とめ被成なと、承候間、態乍存書狀をも不進、便宜ニ中庵迄申候つる、今度者御目見え仕、先口あけ仕候間、又おり／＼もめし候は、當年の事ハ、過候へとも、春の御いとまのたねと存悦申候。あはれ／＼晩をも不存命にて候へ共、春まてもなからへ候は、御上洛之時分、同道申罷上、道中かたり申候て、上洛申度存候。將又其元之佛法之事承候。都方にてさへ、今ハいつかたもあさましき心底にて候間、其元ハはやすたれはて申候間、彌以令察候。せめてすかたはかり成共、古徳先師殘る有様を見申候へハ、涙にて候間、かつ／＼も修理をもいたし度事にて候。此御居城近、鎌倉五山此躰にて御座候へハ、何事を申ても無曲世にて御座候。地ハ人ニ依てあらハれ候。可然人候は、建立も可成候へ共、人無之故にても御座候。又所よく立候へハ、人のよきも出來申候物にて候。日本ニ道御座候故、大覺(三)や佛光(三)、一山(三)

明極^(四)、皆々來朝候上ハ、又所より人も出來申事ニ候へ共、人も地も如此ニ成行候間、無了簡次第^(五)ニ候。佛國^(五)之御影堂御覽候哉。さても〳〵先年見申候て、涙をなかし申候。龍源院^(六)なとも、佛國派にて候。其外派中も今ニ御座候へ共、御影堂之戸サへたて不申候て、ゆきとをりニ仕候て置申候間、人もなく、人なき故ニ、所もはて申候。末法ニ成はて申候。我等式如此存、なけき候ても、なけく身も、一兩年之命にて候へハ、なけくかひなき儀ニ候。あまり人ハ、命みちかき物にて候故、何事をたくミ候ても、命みしかく候てハ不成事ニ候。人程命長物ハなきと、兼好ハ書申候へとも、世ニ功をなし候はんには、短候てハ成不申候。とかくやかて御歸被成候は、御心靜ニ爰元にて可申承候。恐々謹言。

廿六日(寛永十四年)

宗彭(花押)

細川越中守殿

人々御中^(七)

- (一) 建長寺開山大覺禪師蘭溪道隆。
- (二) 圓覺寺開山佛光國師無學祖元。
- (三) 宋僧一山一寧。
- (四) 元僧明極楚俊。
- (五) 佛國國師高峯顯日。
- (六) 建長寺塔頭。

(七) 細川侯爵所藏。

三七 波多策庵(?)に與ふる書

(註) 細川忠利の病を問ふ書狀で、忠利の侍醫波多策庵に宛てたものであらう。文中貴老御藥進ぜらる云々とあるによつて知られる。細川家記寛永十四年九月十日の條に、忠利が病んで盗汗が出るといふことが見える。

(寫) (端書)

「澤庵和尚ねあせの事の狀」

此中者不得隙、越守へも以書狀も不申候。御氣相彌御快氣之由珍重候。先日中庵物語被申候盜汗止不申候由ニ候。久左様ニ候へは、心血耗散困窮瘦なとまじ候物ニ候。いか、御座候哉。無御心元候。汗ハ何と候ても、内薰蒸之故と見え候。汗發故ニ、表開彌漏洩候上、表ニ陽散候て、表寒候。表寒候へ者、彌内薰蒸候。外寒來内熱之

理當然ニ候。偏ニ表を閉候へハ、内猶薰ス。閉表、清涼内、則内外兼汗自止候様ニ覺え候。愚病者ニ候故、自汗盜汗モ連々身ニ覺候故如此申候。御煩無御心元候。如此事候。貴老御藥被進候事、御心安被召思候は、(愚名)別而相應可有之候。万事氣のわさと存事ニ候。恐惶謹言。

十一月十二日(寛永十四年カ)

澤庵

たうかんやみ不申由、久しく左様ニ候へハ、しんけつがうさんし、こんきうやせなとまし候ものニ候。いかゞ御座候や、無御心元候。あせハ何と候ても、内くんしやうのゆへと見え申候。あせはつするゆへに、ひやうひらき、いよ／＼もれ候上ニ、ひやうにやうさんし候て、ひやうひえ候。ひやうひえ候へハ、いよ／＼内くんしやうし候。ほかかんきたらは、内ねつするのりたうせんニ候。ひとへにひやうをとち候へハ、内なをくんす。ひやうをとち、内をすゝしうする時ハ、内外かねてあせをのつからやミ申候様ニおほえ候。愚ひやう者ニ候ゆへ、しかんたうかんも、れんれん身におほへ候故、かくのことく申候。(二)

(一) 細川侯爵所藏。

三八 宗鏡寺外九人に與ふる書

(註) 但馬の知人に宛てて近況を報じたもので、二丸に於ける能の陪觀、東照社參拜、柳生宗矩の別邸へ家光の臨むこと、澤庵度々の登城のこと、島原の亂のことなどを委細記してある。

書中ニ如申候、殊外之御懇忝儀ニ候。然共身ニ無望候へハ、忝と申たる計、何之奇特も無之候。我らへ御懇ニ思召候衆ハ、爰元之様子いかゞ、目見えをも仕たるかなと、可思召候にと存候て、書付申候。ふけり申にても無之候。

一書申入候。其地無事之由珍重候。仍愚老事、十月廿一日ニ御目見え仕候。二之丸御座前新舞臺始之御能被仰付候。見物仕候へとの儀ニ候。二之丸へハ、惣別誰も召にて候ハねハ、年寄衆も不被參候。御能なとは、猶以其通ニ候。御能ハ七大夫、(三)金春八左衛門尉、(但馬カ)柳生馬殿、永井日向殿、(三)觀世大夫。御能之間にも、しつかに見申せ、

御能過候て、おとりをも見申せと、松平伊豆守殿御使として御意候。同又御使、本丸二之丸之間ニ、東照權現新宮被仰付候。乍次社參仕、其元景共見せとて、松平伊豆殿御案内者として、狂言の間ニ社參申候。暮候は、成間敷とて、御能之間ニ社參申候。其後結構御振舞、伊豆殿付て御座候而、御馳走無殘所儀候。御能はて候て、おとり御座候。五おとり相果事濟申候。入夜奥へ召候て、四つ時分まで、御前ニ只一人居申候。色々御尋之事共候ての儀ニ候。はしめ被仰候ハ、久々在府仕、苦勞ニ可存候。御煩故、御對面もなく候つると御意にて、すつと是へくと御意にて、上壇の上御火圍之キハ、御膝より二尺はかり間を、き候て、御意とも御返事申候て、ちかくと二時間はかりつゝ居申候。於餘之儀者、何事とても、是程御身近參候て、久居被申候人ハ無之候。柳生但馬殿屋形迄、四つ時分ニ罷歸候へハ、御上使被下候。中根平十郎と申御前出頭人にて候。御上使被下候儀者、國取大名ならてハ無之候。一、同廿七日、此屋敷へ御成にて、ひる時分より、暮迄得御意、但州愚老兩人まてにて、色々之儀御意にて候。還御之時、松平伊豆殿爲御上使、我等居申候長屋へ被下、明日晩ニ二之丸へ參候へとの事ニ候つる。廿七日、同八日、推つ、け

登城申候。廿九日ニ又召候而參候へハ、本丸下馬之橋之前にて、出御ニ參相候。遠々とひかへ申候へハ、はや被御覽付、松平伊豆殿爲御上使被下候。今日ハ寒候間、堀回はかり被成、早々可有還御之間、二之丸へ參、可相待由御意とて、即二之丸へ參候へハ、中根平十郎殿承にて、被仰置候とて、さむくなきやうニ、火鉢とも出し、時分ニ振舞をすゝめ申せとの上意とて、伊豆殿も自道御立歸候て、付て御座候而、御馳走ニ候。不大形御念入タル忝次第共にて候。さ候て、やかて還御候。入夜四つ時分迄、又いつものことく居申候て、退出申候。

一、當月四日、又召候而、登城申候處ニ、松平伊豆殿爲御意被仰候ハ、澤庵ハ御道具共未被見候間、御道具共見せさせらるへき爲に、御茶可被下候間、路地へ參候へ、玄治、但馬相伴ニ罷出候へとの事ニ候。即路次へ參候へハ、伊豆殿路次ニ御座候而、御指南ニ候。石灯籠行灯など、路地之躰不及申候。御座へ入申候へハ、床ニ虛堂ノ墨跡昔安國寺所持之ナリ名譽ノ墨跡也。根本山崎ノ妙喜庵より出申候。四クダリ半サゲテ三クダリ、名印紙白、見事サ中々虛堂ニハ勿論、天下一ノ墨跡ニ候。御釜野溝さて上様出御被成候て、御意ニハ、澤庵ハ道具共被見間敷間、見せん爲茶をと云事

ぢや程ニ、ちかうよりて能見られよ、手燭ノと御意にて、御内へ入せられ候。能々見申、其後御振舞出^(二)迄御入候。さて中立仕候中、又出御候て、御花入させられ候。雅樂花入也。生駒雅樂頭上被申候。御祕藏にて、名ヲ雅樂ト申候。金之物也、御座へ入申候へハ、又出御候て、御意ニハ、花ヲ御自身入させられ候後ニ、炭をも可被成候。御茶ハ久御煩にて不被成、御失念も御座候間、佐久間將監ニ立させうすと御理ヲ被仰ニはかり出御候て、又御内へ入せられ候。御茶過候て、出御候て、御炭被成候。御炭殊外出来申、御機嫌能候。已上四度御出被成候。御茶入ハ、ならし^(三)ばと申かたつき、是ハ秋月持申候。筑紫陣之時、秋月此茶入ヲ持申て、太閤へはしりこミ申候て上申シ、身上御免安堵仕候茶入ニ候。藥ノ色こいとて、なれはまさらてこひのまさらんとて付申名にて候。中々可申様もなき御茶入にて候。御水さしハ、烏帽子箱と申候。備前物にて候。名物にて候。御茶碗ハ織部持申候わりかうだい、高麗紫竹茶杓、^{三本之内}御茶ハすて子と申御つほの茶と、伊豆殿被仰聞候。一々名物共、さてこ可申様も無之事ニ候。諸大名于今無御對面候。其外出家など誰々とても、^(二四)僧正之外懸御目衆も無之候。御茶など、申事ハ、誰も無之候。三大納言殿達へも、^(二五)

御茶ハ未被進候間、去年御すき未出御道具など出候儀、中々之儀とて、御年寄衆も不大方之由被仰事ニ候。小出大和守殿も御悦にて候。但馬國より罷出、か様之儀ニ御座候事ハ、其元にて愚老ニ御懇思召候御衆ハ、御悦も候ハんと存候て、委書付上せ申候。八日ニ又召候。いつものことく、二之丸にて御振舞被下候。奥へ參候時ハ、灯ニ成申時も毎度ニ候。八日ニハ、午時より參候。はや文字見え不申候間、本をたミ候て申様ニハ、御氣盡させられ候ハ、我ら儀ハ、何時も御誼次第罷上儀ニ候間先、と申候へハ、か様に面白事にハ、氣ハ盡ぬと御意ニ候。さ候へ共、御氣色見はからい立可申躰を仕候へハ、又御意ニハ、澤庵ニ一ツ不審があると御意にて候間、何としたる儀にて御座候ぞと申候へハ、但馬所ニ居ても、濟ハせうすれ共、又不自由ノ事も可有候間、屋敷を言付、作事をといへとも、堅いやとの事にてある程ニ、先其通にてあるが、惣別ハ澤庵など、上には苦になる事ハ、何も有間敷とおもへハ、物を苦にせらる、是か不審など御わらいなから御意にて候間、申様ニハ、さてくか様之事迄御言葉にかゝり申儀、冥加おそろしき儀ニ御座候。私ハ一切居所にかまい無御座、成次第ニ仕候。是か心安御座候と申せば、大なる事ハ

苦ニ可シ成、さ様之事嫌とある程ニ、少ク^(小)して、苦ニ不成様ニ、城近所ニ居所をそとして居たらは、登城の爲にもよからんとおもふ。御花鼻^(鼻カ)なども、可然からんと御意にて候間、かたまり候てはいかゝと存、但馬守と談合申、如何様にもと申てすべらかし罷退候。入魂ノ衆之被申候ハ、か様ニ御心ニかけられ被仰候を、度々あいそらなくいやと申たらは、是ほと御直ニか様之事をたれに可被仰ぞ、澤庵なればこそ被仰るニ、あいそらもなき者じやと思召候て、御氣もふり候は、結句上落も成にくき様ニも可有之か、又も 御意にて候は、ともかくもと申候て居申候は、其家出来候とて、永在江戸ニ落着にてハ有間敷候。殊外御いたはりにて候間、御くつろきに、上落あり度と候は、そこに^(一七)のうハあるましなと、被申衆も御入候。又も 御意にて候は、いなとハ被申間敷候。若不罷下候以前ニ、はや堀田賀州^(一八)被仰付候をハ、かたく斟酌申、其屋敷をハ、大橋龍慶^(一九)法印へ被遣候。

一、十二日ニ中根平十郎殿爲 御上使被下候。御菓子拜領申候。か様之儀、我等躰之者には、中々無之事ニ候。此次最前直ニ御意にて候書物^(二〇)、澤庵持て登城申御約束にて候。大事之書物にて候へ共、一兩日御咳氣心にて候間、御城へ 召候事、少間

可有之間、平十郎ニ渡申候て、上申候へ、登城と御意候まで下見被成、登城申候時、直ニ口上可被成 御聞由候間、書物上申候。咳氣ハ能候へ共、九州にて大ウス^(二一)一揆を起申ニ付、さ様之事共被仰付候か、十二日之後者無 御召候。此狀者、其元御懇之衆へ、書中之旨申度候て進候間、皆々ノ御名付書落申候衆にも、御懇之衆へハ見せまいらせられ候て可被下候。

霜月十七日(寛永十四年)

宗彭(花押)

宗鏡寺

吉祥寺

唱念寺

策庵老

富田 常仙老

道賀老

幽庵老

藤田 紹三老

松井清左衛門殿

秋半兵衛殿

九州國ハ肥前ニ候か、島原と申ハ、松倉長門知行被申候。其以前有馬殿所知にて候。今ハ有馬をハすて、島原と申所ニ、城御入候。海をへたて候ハ肥後、地つゝきハ長

崎などにて候。大ウス皆々(二三)申者共成返、一揆ヲ起、村々皆一味仕候テ、島原ノ城へ取かゝり、二之丸を取候て居申候。男女貳萬四千三百餘人、有馬之古城ニ居申人數、島原へ取詰申候。寺澤兵庫殿領内天草と申にも、一揆を起、皆々やき申候。大ウスノ起タルはかりハしすめ可申候が、天草皆一揆ト一ツニ成候は、如何可有之やと申て、自唐津注進狀參候。磯野九兵むこ潮井三右衛門と中人狀をうつし候て、今日越候を見申候。又島原之儀者、細川越中殿領内近候故、九州よこ目衆へ、早々様子被申、自横目衆注進候。越中殿へも、日々飛脚下候。今度越中殿内衆、早速横目衆へ様子被申候事、さりとてハ常之仕置能故ニ、か様之はづを合候。越中殿手柄とて、上意にも殊外御感にて、九州ノ目にと思召候て、大名ニなさせられ、西國のはしに被爲置候。上様之御目も違候ハぬとて、御教書被下、殊外之規模にて候。今日中庵島原之繪圖を持來被申、見せ被申候。殊々敷一揆にて候。乍去大名一人も逆心存候は、雖爲一人、曲事之儀にて候間、大儀ニかゝり可被仰付候へ共、大ウス御成敗つらく候故、上様之御病氣を大事と聞申、はや御はて候を、世ニ御座候やうニしなすなと存、時分を見申、ころびたるやつはら、如此一揆を起申事にて候間、

天下ノ御氣にかゝる儀にてハ無之候。就其西國大名衆も、一人も西國へ不被遣候。父子ある衆ハ、若き子供ヲハ、國へ遣候て、我々ノ居城ニをき申、所之火用心をも申付候へとの義にて、子達ハ御いとま出、歸國被申候。越中殿子息肥後守殿(四五)も御下にて候。越中殿ハ此方ニ御座候。鍋島ハ島原ノ入口にて候。是モ子息一人下被申、鍋島殿(二六)ハ此地ニ御入候。寺澤兵庫殿ハ、今日下被申候。是ハ若候故、子とても無之候。領内天草をやき申候故、下不被申候て不叶義ニ候。爰元ハしつかに候て、日々御城まハリの鳥など御拳にてとらせられ、爲御養生とて出御候。昨日も上野へ御成、今日も御鷹近邊御つかい候。諸大名衆へ無御對面候事ハ、殊外大勢にて禮義たゞしく被成御對面、其後ハ御振舞御能、殊之外御氣之盡申事にて候故、不入義にて候。如何やうにもして、御養生御堅固ニ被爲成候事專ニテ候との、皆々被申様と聞え候。見申たる所ハ、去年よりも、御色などハよくふとせられ候(七カ)。然とも根本元氣之虚にて候由、いしや衆も被申候。御氣虚心虚と聞え申候故、あふなく被申召候か、御養生一段能候。平人も不成事ニ候。醫者衆ゆるし不申候へハ、蜜柑一ツモ不參候。堅御養生ニ候。奇特と申義候。今ハ玄治一人にて候。殊外出頭にて候。道三(二七)、蘆庵(二八)ハ于

今御前ノナヲリ無之、笑止ニ存候。乍去やかて濟可申候。玄治御鷹野へも、どこへも御供、御城ニ晝夜ひしとつめられ、迷惑かり無是非儀ニ候へ共、御前能外聞一ト云無ニ候。書中ニ如申候、御すきの時も罷出候へとて、但馬殿と兩人被罷出候。醫者衆之内ニ、御茶被下候衆ハ、今まで無之候。玄監(鑑カ)、台徳院殿時、さ様ニ候。其外無之由候。已上(二九)

- (一) 喜多七大夫長能。 (二) 永井直清。 (三) 觀世左近大夫重成。 (四) 松平信綱。 (五) 徳川實紀に寛永十四年十月廿七日、この日麻布のほとりへ御鷹狩あり、柳生但馬守宗矩が別墅にて晝餉を供すとあり。 (六) 柳生但馬。 (七) 徳川實紀に寛永十四年十月廿九日城外にて鷹を馴したまふとあり。 (八) 岡本啓迪院。 (九) 安國寺惠瓊。 (一〇) 生駒親正。 (一一) 眞勝。 (一二) 秋月種實。 (一三) 古田織部。 (一四) 天海。 (一五) 尾張義直紀州頼宣水戸頼房。 (一六) 小出吉英。 (一七) 苦惱。 (一八) 堀田加賀守正盛。 (一九) 大橋重保幕府の祐筆。 (二〇) ダイウス即耶蘇教徒、一揆は鳥原の亂をいふ。 (二一) 勝家。 (二二) 有馬晴信。 (二三) 轉宗のこと。 (二四) 堅高。 (二五) 光尙。 (二六) 勝茂。 (二七) 曲直瀬玄鑑。 (二八) 半井驢庵成近。 (二九) 武井男爵所藏。

三九 細川忠利に贈る書

(註) 寛永十五年正月十二日、細川忠利鳥原出陣の命を受けて、是日出發するに臨み、澤菴に書を贈つて之を報ず。これはその返書である。

夜前二之丸にて、御意にハ、爲 御名代、上使なとニ參候内膳(シ)大將仕候て、城せめなと仕候ニ、いのしゝむしやとやらんニ、無方かゝりニかゝり候て、被相果候事、沙汰之限とて、御腹立之由、以傳被申候、誰之上にも、御分別之爲ニ成事にて候。俄之御上ニ被遊置候御狀、一入ニ存候。さてもく急々之儀、御難儀、誠世上かゝる事のミにて候。殊武家之御身、萬事御氣遣不安儀候。目出度やかて御吉左右承候。中庵近日先京迄可罷上用意仕候。有馬へ入申様ニ仕候て、今一度御ときをも仕候様ニト、われくハ存候へハ、此度相煩候て、御とも不申候とて、あふ人ことに向候て、なき申計之由、以傳只今參、物語被申候。恐々謹言。

孟正十五日（寛永十五年）

宗彭（花押）

細川越中守殿

御返事

（一）板倉内膳正重昌、島原一揆鎮定の命を受け、十四年十二月九日、原城に押寄せたが、賊兵死守して屈せず、幕軍敗色あり、十五年正月元日重昌討死す。（二）細川侯爵所藏。

四〇 小出吉英に贈る書

（註）近況を報じ島原亂の平定の状況をのべたもので、宛名は缺けて居るけれども、原本の表紙扉に小出家々藏とあるによつて、小出吉英にあてたものと認められる。

目かねにて灯ト書状わけ見え申候間敷候。不可過御雅量候。

柳但、島原事出来申候て、其國から色々被申候事とも、皆々申候ことくニ、落城迄あひ申候は、上様もとしより候て見置申候間、何かさてきとくな事と被思召

候。皆々きとくかり申候。來年二三月にすみ候は、はやきにて、可有之候と被申候ニ、落城比ニ注進被申、仕舞候て入府候事ハ、當月中にても有間敷候か、何もかも、あとの事を見たやうに被申候。先きとくかり申候。夜うちをこたえ、よこめの本陣へこへきそと被申候。これまであひ申、本陣へころさして打申候を、黒田殿あてをせたけ被申候。落成不申候て、鍋島方へなかれにて、鍋島家中之者多うたれ申候。黒田殿にてせり合不申候。今本陣あやしき事と申候。

久御左右不承候。松平出羽守殿御所領にて候間、早速可有御入部候。さ候は、急御隙明御歸國と存候。此度先御仕合にて御座候。

一、爰元無事ニ御座候。御在府之時ニ、御改儀無御座候。島原事迄すみ候間、去月廿七日ニ落城申候。珍重之儀、上之機嫌能、彌御氣色御息災目出度儀候。貴殿御屋敷などの事は、沙汰も無御座候。か様ニ候て、又爰元へ御參府之時分と可成候。其上易之地參候て、御家なと候所へ御座候儀なとにて候へハ、御手間も入申間敷候。不成共延申候ハ、先々珍重ニ存、柳但彌出頭日々召被出、はたと困り申候はかりに而候。此屋敷へも、細々御成にて候。

一、愚拙儀、春又腫物出申候。氣盡申相煩申候。御城(脱カ)も登城候へと、御内書度々候へ共、不相成、二月廿三日ニ罷出候。其前十日、此屋敷へ御成にて、御目見へ者仕候。廿三日ニハ、召ニより、乍次年頭之御禮申上候。殊の外御懇ニ御座候而、氣盡たと見へ、面色も悪候間、能々養生仕候へと、御念入、大伽羅と御書付候て、御手つからとせられ被下候。度々之御上使、御茶等、難申述儀ニ候。今ハ我等居申候所ハ、御存すミの長屋むさくせはき所居候へ共、御上使も、居申候所へ參候へと御詫にて候とて、度々長屋之内へ御出候て、御上使もかはり候て、度々隔心ニ可存とて、被相定、中根壹岐守殿一人被出候て、か様と御入念の儀と申、壹岐殿へ被仰渡て、登城之度々ニ、御言にて、御振舞一度も無之事者無之候。しら(マ)てもいる様ニと、御詫之由、壹岐守殿被仰聞候。當月五日ニ又登城し、御すき座へ參候へとて、御かこひの座敷にて、御酒出申、御くわしにて御茶被下、四ツ半時迄罷在候。思召も御振舞ハはしのまにて被下候から、御すき座へ參候。又同十日には、品川へ御成も見可參之旨、御内書兼日ニ御座候而も、未候へハ、御用之事及暮、其日之御成延候て、直ニ御城へト御意にて、從品川直ニ二之丸へ御城へ參候。是も御すき座敷にて御座候。

御振舞ハはしのまにて被下、御食すきてからめしと御意候。其座ニ御座候ニ、牡丹紫紅兩(マ)や出て、御自身入させられ、御茶御そは衆へ被付候。牡丹ニ付當座をと御詫にて、

よそにミぬ御前の庭の花の色これそことしのはつか草かな

御前之事ニ候へハ、久あんど申候儀、御氣のさハりと存、即刻之間、無正義候。又市中山居といふことを、

心さへうき世にすてはもとめすも身程の山のおくハあらしを

かやうに候内に、

□を取てこひと御座候て、花の一つにすへて、をかせられ、右ニ香爐袋ニ入候て御座候可罷畫時分ニ御意ニハ、茶すきと聞召候間、召上られ候御茶を入させられ候間、いなとも可被下候間、拜領申由、又香爐ハさひしき時のなくさミにとて、是も拜領申候様ニ、か様ニ御懇ニ御座候故か、いとまもしほもなく被申候ハす(マ)ためらひ申候。此月中此過可申上存候。つほハ魯宋の肩ぬきにて候。御茶之儀も、先有合候をそのまゝとりあへず、其まゝなくつほを出し候へ共、召茶を入申せと御念入候

間、召茶入かへて、明日持せて被下とて、朽木民部殿手にて、明日ニ持せ給候と而も、又品川へ御成し參候へ共、御用とて延候。堀田加州ハ信州松本を拜領、都合十萬石之御大名ニ御成候。としよりをものき申候。又御前之つめ奉公も、病者ニ候へハ、御ゆるし候間、心をのへ、ゆることと大名なみに成て居申せとの御事にて、今日之御茶も、加賀殿御進上之分ニ而、明日明後日かにて可有之候。

一、九州一揆之事、去月廿七日八日ニ落城候。其様子定テ自方々、可被成御聞候。乍去爰元にてさへ、様々取々ニ申、不一樣候。柳但馬殿へ、細越中殿御參候を見申候。廿七日卯刻ニ、三ノ丸へ細越中乗申候。二之丸へとりより寄申候所ニ、三丸ノ小丸へ上申候。二ノ丸へ火をかけ申、火矢とも申、入内から火ヲ出し候とも申候。細川殿かたの北には、鍋島より火をかけ申候由候間、黒田衛門殿衆壁までつめ候へ共、越中殿人數一はい御座候故、前へもすまされず、二之丸ハ火見候故、前へ我等進事も不成、さ候内ニ、申ノ刻ニ成候。二之丸ノ火本丸へ上り候てやけ候。はやとりの刻ニ成候故、冊をつけ、廿一日あけかたより四ツ時分までニせめおとし候。今少し間御座候間、勿論三ノ丸、二ノ丸、本丸へも、越中殿内衆中ハ、三ノ丸事ハ不及申、二

之丸へも本丸へも、旗ハ越中殿ノホリ一番ニ入申由候。又越中殿をそしり申衆多故、鍋島一番乗ニ申衆も御座候。よこめ衆からの注進には、惣せめと申來由候。惣せめとて談合して、惣せめに被仕候處さてハ無之、三ノ丸へ進候ト、しより越中殿めされ候て、よこめ衆へも被申候様ニハ、最前も手延之様ニ、江戸ニても取沙汰候由迷惑ニ候故、此度しよりも、よこめ衆へ不申、私心まゝに仕候間、三ノ丸へ乗可申候由理被申候へ共、先ハ待候へ、合點之不行者之とかく之儀と不入事、上様へハ、其様子も具可申候由、伊豆殿被仰候ニ付、待て居被申候へ共、様子能候故、無理乗被申、無雜作三ノ丸を取被申て、二ノ丸へ取かり候處ニ、鍋島方より火かゝり候との申様にて、然とも越中三ノ丸を取、二ノ丸一推よせ候て、入申所ハ、乗場能候故、一番ニのり申由候。二ノ丸ニ火があかり、本丸よりも火分かり故、そこでやれとて、惣かゝりニそれからハかゝり被申候と聞へ申候。たくまの俄事ときこし申候。三ノ丸へのり口ハ、立花殿、越中殿留之由候。

一、黒田右衛門亮殿ハ、廿一日ニ城中より夜打を仕候處ニ、とり合被申、兄弟三人各きふハやらんかになき事に而候へ共、三人なから、無事ニ敵をもち被申、家中

にも手負死人多候へ共、御手柄被成候。年若はしめての武道、一期之始に、一段様子能候とて、皆々褒美にて御座候。今度城責之時も、家中死人多候由候間、よき沙汰に而候。有馬玄蕃殿(一三)ハ、正月一日ノ合戦ニ、よき侍ありたけうたせられ、何事も一手柄すへき様もなきとて、心氣をやミ被申候様子、柳但州へも、堀丹州(一四)へも申來由、兼々承候。又今度も家中死人八分に隨有之候由候。惣メ七八千も、此度死人味方ニ有之由、堀田賀州今日御物語を承候。先々とも可仕候へ、落城候而珍重ニ存候。誰一番ニ々々なと、申候儀をひいき次第、とり／＼いつの時ニ、申物と聞え申候間、それ次第にて、實否ハ候事とかく申なからも、手柄之衆ハ、人之存者と見へ候間、不入事ニ候。

一、修理殿、主水殿、何れも／＼御無事ニ御座候。能圓寺にて逗留、近日上候由被申候。折々來儀語申候。連歌をも一折二折つ、兩度仕候。

とふ袖に梅の立見や宿の道

と發句仕候。又上落(落)と由被申候間、都への袖に霞の關もなしとも申候。

小智ハ菩提坊と申事を、上様被遊候。

麓なる一木の色をしりかほにおくもミとけぬミよしの、花

岩波にうきくる花をミよしの、むつ田の淀にとしはふれとも

と言上候つる、麓にて一木の花をミて、花ハこれよ、此外千樹萬樹も同し計よとて、よしの、おくふかき花をハしらぬと申心にて申入候。少智を一木の花にし、おくも見とけぬを菩提のさまたけと申儀にて、又岩波ニうきくる花を花と思、よしの、川淀ニとしふれとも、おくへ入て花をハミぬと申義、是又右之歌と同心被申候。此外別儀も爰元無御座候。御屋敷へも、二月廿三日、當春之御禮仕舞申候。其歸ニ修理殿へ參候て、御振舞共にて、ゆる／＼と語申罷歸候。絲櫻見ニ參候へと被仰候へ共、其時分ハ腫物相煩、御城へも不參中に而候故、殘多候所ニ、廿三日迄少ハのこりて、目出度花見仕候。殘花を見申候との心を、一首申候つるが且(是カ)はたと失念申候。今一首には、花ちりしあとの青葉ハ夏引の絲櫻ともいさよりてミむ

と申候。宗甫我句(一五)よく、酒をたへ被申候。とかく御座候内、御歸國たるへく候。我在府候て、自是以書狀可申候。御いとまする／＼と出申候は、御國にて可得御意候。半兵衛氣相取直満足仕候。せかれ若輩にて、今度は雲州御供不仕候而、御奉

公かき申、迷惑ニ可存候。万々期後音候。恐々謹言。

三月十三日 (寛永十五年)

宗彭 (花押)

(宛名闕ク)

- (一) 柳生但馬守宗矩。
- (二) 横目、即ち目付石谷十藏貞清。
- (三) 黒田右衛門佐忠之。
- (四) 鍋島勝茂。
- (五) 徳川實紀に寛永十四年十二月出雲國松江城主京極若狭守忠高卒して子なかりしかば、出雲隠岐の兩國二十六萬四千二百石餘を收公せられ、舍弟主殿高政が男刑部高和に、祖父宰相高次がとき江州大津にてたまはりし六萬石を、播州龍野にてかへたまはり、祀を奉ぜしめらる。(中略)よて出雲隠岐兩國沙汰すべきむね、使番堀市正利重御使にさゝれ、大河内善兵衛正勝、多賀左近常長は目付にさゝれこれにそひ、小出大和守吉英、吉田兵部少輔重恒、龜井能登守茲政は兩國在番命ぜらる。十五年二月十一日松平出羽守直政信濃國松本を轉じて出雲國一圓に給はり、隠岐國をもあづけらるゝとあり。
- (六) 朽木植綱
- (七) 徳川實紀に十五年三月八日堀田加賀守正盛信州松本にて六萬五千石に江戸近郊地をそへて給はり十萬石になされ連署の判をゆるさるゝ旨面命せらるゝとあり。
- (八) 細川忠利。
- (九) 忠之。
- (一〇) 仕寄、柵をいふ。
- (一一) 立花宗茂。
- (一二) 忠之。
- (一三) 豊氏。
- (一四) 堀丹後守直寄。
- (一五) 小出修理吉重、吉英の子。
- (一六) 小出主水正英、吉英の子。
- (一七) 小堀遠州宗甫。
- (一八) 内閣

記録課本澤菴書翰寫。

四一 小出吉英に贈る書

(註) 家光が澤菴を遇することいよく、厚く、爲めに居住の寺を建てようとする、澤菴が之を辭退しても許されな
いこと、京都へ歸山の暇を乞うても容易く許されな
ことなど委曲を盡して報じたものである。

半兵など方へも、書狀遣し度存候へ共、急申候間、書狀も不遣候。半兵も、年罷寄候間、如何様之躰にても、近所に居申候は、と可存候。此段承度候は、難儀ニ可存候。策庵なども、同心中と存儀候。策庵へ此書中被仰聞候は、定テ半兵へも可申聞候。

從雲州松江、三月十五日之御狀、此程到來拜見申候。雲州無事ニ御渡被成、今程者御國ニ可有御座と存候。爰元替儀無御座候。大樹御氣色、今程者すきと御本復、去

去年之御顔色ニ被爲成、諸人珍重ニ存候。柳但州日々召候故、以外困被申候。御屋敷之儀も、一切道之沙汰も無之候。いつにても、ふと御通なとに、可被成 御覽候は、可被仰付候か、従下被申上儀者、先當分之御用こそ可被申上候へ、はしたなる儀思出シ被申上儀者、御座候間敷候間、急々ニハ、道之事も被仰出間敷候間、無程御下向之時分ニ成候は、爲御手前には、延申儀珍重ニ存候。萬一御沙汰も候は、連々但州被致存知事候間、疎意御座候間敷候。我等事、此中御いとまの儀、堀田賀州迄申入候。然共従前角、色々様子共御座候間、いか、可有御座哉らん、難定存候。様子と申候ハ、我等當府ニ住居を相定、上方へハ或養生湯治なと、申儀は、心まかせニ仕候へとの儀を、先御内證にて、御すき座敷にて、相手向にて、様々被成御意候。我等御返答には、拙者儀、卅年近、世を捨申、山林之栖仕候。今一兩年之餘命と存候間、此段御免被成候様ニト申上候。御意には、本寺之爲をも、法の爲をも、深く思フヨシ、連々被聞召候間、爲法又ハ爲本寺にも、か様ニして居申、御前をも仕候は、悪クハ有まじ、其上權現様佛法之法度をも御心ニ思召、さ様之儀ニ付、遠國へ台徳院ノ被遣候。悪様ニ御耳ニ立候儀、御存知之上にて、早々被召出、

歸京之儀をも被仰付、其上ニか様ニ御近々ニ召サレ候。御内證之儀共、御直々ニ、被仰聞様ニ被成候間、卅年山居閑居仕、今罷出候事を、定而迷惑ニ可存候。それをすて候て、我へノ奉公ニすましきかとの御意、又御意にハ、二之丸へ切々召候而、物をも御問被成候事、世間ニかくれも有間敷候、然は但馬下屋敷長屋之すみニ、いつくの修行者とも往來とも不知躰にて、密々ニ二之丸へ召候事も、外聞いか、二候間、寺をも被仰付、本丸へも罷出候様に、面むきに候ハねは不成事ニ候。其上諸宗諸寺之御仕置をも被成度思召候。さ様之事も、御談合をも被成度思召候間と御意ニ候。我等申ハ、只御いとま申罷上候共、又御用と御座候は、いなとハ難申候。在府仕候上者、今之ことくにて候間、住宅仕候も同前ニ御座候間、住居住宅と被相定義者、御免も候様ニと申上候。被仰様ニハ、筑紫のはて、奥州のはてにて、僧にても俗にても、わか用とあらんニ、いなとハ誰か可申そ、その事ハ、澤庵一人にはかきらぬ、住宅仕候て、よろつ御談合にも立入り、猶々御問あり事ハ、限もなき事なれハ、いつまでも穩密之様ニ、二之丸へはかり召候儀も、いか、ニ思召候間、任御意申候へ、寺も末々迄の殘候爲、澤庵相果候已後迄も、跡をも殘し、紫野の末寺

と成候へハ、本寺の爲にても候なと、數々之御意ハ、紙面にも不被述儀候。か様ニ候へ共、先御返事をハ、重而可申上由申候へハ、それハ心か残りて悪キ、此返事ニ、別ニ思案ハ入間敷と御意候へ共、かるくしく申上も、却而慮外にても御座候間、先と申候て、よの御物語ニ成シ申候。龍慶(五)、但馬(六)をめして、常の御雜談、御歌共も御座候。さて去月廿八日之夜、又召候而、返事ハ何かと御意候。其已前柳但州とも、所々内談申候。但州被申様ニハ、江戸を住宅ニ仕、上方へクツロキ申モ、上方住宅ニテ、江戸へ召候時參モ、畢竟頼ヲ顔ノ様ナ物にて候。是非迷惑ト申、其後是非ホト言ヲ盡テ云ニ、是非イヤナラハ、ソレニテヨト被仰てハ、上落も成間敷候。御意ニハ背候て、江戸にて相果ルニテ可有候。さ様ニハ候へハ、詮もなき事にて候間、如何様ニモ、御意ニ應スルト申て、可然と被申ニ付、廿八日ニハ、江戸住宅之義、應御意申候。さて又公界ヲ仕(七)、傳長老(八)などの様ナル御奉公ハ、はや年過申候間、中く不罷成候間、其段を御免被成候様ニト申上候。殊外御機嫌能、御祝着ニ被思召候由候而、已後龍慶、但馬をめし、御雜談共に候。其後又以但州申様ニハ、江戸住宅之儀者、應尊命申候。大ナル寺など引離たる所に被仰付候儀は、人をも持不

申、俗方と違、出家者少年ヨリ仕立候ハねは、俄ハ人モ無之候。人無之候てハ、寺なとハ難持候間、御城近ク、丸之内又内々も御意候御花畠かなとに、そとしたる事を被成下候は、江戸住宅ハ是にてもすミ申候と申上候て給候へと申候。其通被申候へハ、御意ニハ、但馬ハ合點不行事を申、それなれハ、今ノ我か長屋にてもすむハ、わか物をも問とて、其なりにてハ、人之思所もいかゝにて候故、か様ニ御言を被爲盡候。せめて本の金地院が居成程にもしてをかねば、いかにしてもならぬ、澤庵迷惑する所はかりをいふて、わか爲の所をハ申さぬとて、御しかり被成候故、御尤之儀、合點不參候而申上候、御意を承候而合點今仕候とて申ておさめ候間、寺の是非も、何も此上からは、御意次第と申て居申せと被申候。最前廿八日夜、應御意申と返事申上候時、讚岐(九)などを以て、おもてむき可被仰候間、内々さ様ニ心得申せと、御内證にて候つるが、さ様ニ候て、猶も寺之望共、とのかくと可申候間、直付二年寄衆之前にて可被仰と、但馬にも被仰候由、但州兼テ被申聞候。今月朔日、於品川御茶可被下とて、兼而上意下候。伊掃部殿、土大炊殿、酒讚州、阿部豊後殿、堀田賀州、我等五人、御殿にて御振舞被下、御茶屋にて、御茶被下候。此御茶屋ハ、

先月新ク被仰付候。海ハ不珍候とて、岡ノ景ヲ表ニあて、被仰付候。景無所殘候。御茶入せイタカ肩衝、北欄ノ墨蹟、無比類物にて候。頑極ト申祖師ノ道號にて候。彈正花入、信濃釜にて候。御茶過、御炭被成候。御茶已後ノ炭なと見申せとて、各見申、其後仰出ニ、五人之衆へ、澤庵ハわが物をもとふ、折々、二ノ丸へ召候。さ候へハ、江戸ニ住宅ヲ被定候様ニト思召、主ハ殊外迷惑がりなれとも、後々までの爲にてもある、品川ハ景もよし、時々ハわか慰ニモクル所ナル程ニ、此所ニ好地を見定、寺を建立して、田地をも此まはりにて付候而可置とおもふ程ニ、皆々様ニ心得申せとの御意ニ候。年寄衆さて、澤庵ハ忝義、さても、か様之儀御座有間敷仕合ニ御座候。出家之儀ハ、行ききニ一所之地をも開申が役にて候ニ、寺を被仰付、知行田地之事迄、か様御意とある事ハ、中々之儀にて御座候。澤庵忝ク被存せうなと、御挨拶被申候。とかく候て、年寄衆ハ江戸へ罷歸られ候。暮迄御座被成候。愚老も罷歸なとて、御留候て居申候。衣更にて候故、上様も御歌被成候。

けふよりハかすみの衣ぬきかへて心ともにはるゝ海山

我ニ霞を可申請由申候て、

けふとてや富士の高峰もつくはねも霞の衣ぬきかへぬらしと申候へハ、中々此方之霞ハやらぬ、別ニ不申候てハ不叶儀とて、御邪れとにて又よミ申候。

いく度もかへてきなまし君か代ハ岩尾もつきぬ天の羽衣と

申候。殊外御機嫌能、及暮又御膳あかり候。澤庵も最前のまゝならば、めしかよからふと御意候て、膳と御意にて、御同座ニ御相伴ニ、御めしなと被下、其已後も、度々様ニ御さはき、何共可申様も無之、御懇之段、筆書にも難申事共ニ候。彌迷惑仕候。右之一絡素者應御意候。兎角先不罷上候へハ、萬事不罷成候。先中風心さし出申候。又先師一凍年忌も御座候。旁御暇申度由、賀州まで申入候。未相窮候。明晩十二日七つ時分登城可申旨、今朝御内書にて候。何時も前日ニ、か様ニ御内書候。定而御暇可被下にてハ有御座間敷候。先いつものとくの儀と存候。讚岐殿などは、今ハまた御暇ハ成間敷キ、寺などの様子も定り、大方筈をすましてならてハ成まひ事なと、被仰候。賀州、いや此度者被上候へて不叶義共候間、可申上由被仰候へハ、さ候は、被仰上よと被仰候由候。とかく先かけとめてをかせられ度思召候間、寺之屋敷又さしつなとも、在家とは違、大方談合せすハ成まひなと、御意候

はんも不存候。僧正(二三)なとハ、とかく大方目鼻も付てから上り候て、ゆることと上方
 ニくつろきたらはよからふ、今ハイヤノ上事てハなひなと、被仰候へ共、僧正之
 被仰候様ニハ、我々心合不申候故、先々上申様ニトノ申様ニ候、か様ニ御懇ナル事
 ハ、前代ニモ有間敷と、皆々被申候。其儀者皆々如被申にて候へ共、吾々身ニハ、
 今二三年までも不存餘命之中、心ニ不應身に罷成候事、此一生ヲすてたる上ニ、又
 同
 すと申様ニ存候て、迷惑仕候。今まで捨申ハ、万事時代心にも不合候故、我と思て
 すと申候。此度之儀を思ハ、又淵へ身をすて申と存計ニ候。右ニ申をとし候、朔日
 ニ御茶被下候。年寄衆ハ、御茶ノ御禮ニ、御城へ御出候。我等ハ御禮ニ參身にても
 無御座候故、不罷出處、朔日二日三日四日迄も、沙汰なしニ居申候。然者御意ニハ、
 澤庵ハ年寄共方へも、又本丸へも不罷出かと御尋被成候。加賀殿被仰様ニハ、イヤ
 今日迄罷出候躰ハ無之候と被申候へハ、今日四日四つ時分、加賀、澤庵を同心して、
 本丸へ參、年寄共にも、時儀を申様ニ仕、それより直ニ二之丸へ參候へと、但馬ニ
 同心ニト御内證候間、罷出候てと、賀州被仰聞、賀州まで參候へハ、城へ同心すへ
 きとて被召連、年寄衆へ品川にての仕合忝存候。御取成頼入由申て、二之丸へ參候。

こなたからは、御禮とも何共心も不付候を、何もかも御さしつにて、か様ニ様子よ
 きやうに、年寄衆の前までを御調被成様ニ被成候事共ハ、可申様モ無之候。か様ニ
 御座候程、迷惑ニ存候。紫野(二四)の事なとも、近年入院(二五)も未罷成候。か様之事も、御仕
 置も被成度との儀にて候。其外紫野の爲にも、悪事ハ有間敷と御意にて候間、訴訟
 申事候は、便ニモ可成候へ共、何にても訴訟申儀も有間敷候。不久餘命、年來之
 望音信不通之山中因但之間ニト、半年引籠り相果度なと、存候願相果候。不及是非
 儀候。猿が人のまねを仕から、綱をおとかいにつき申候ことく、我からの儀ニ候。
 因果歴然と存計ニ候。御暇被下候は、上洛申、貴面ニ万々可申入候。殊外困申、
 一日他行申候へハ、一日一夜ハ無正躰御座候。一向ニ早速仕舞申候へハ、萬事濟申
 と存計候。恐々謹言。

卯月十一日(寛永十五年)

宗彭(花押)

又申候。右之御茶屋見事ニ被仰候を、右ノ一會はかりにて、あくる日ニそのまゝこ
 ほせと御意にて、たゞミ申候。別而皆々忝かりと申候。其日の爲までニ被仰付候。

吉英公

玉床たまど下

- (一) 吉英の松江在番の事前號書狀參看。(二) 京都大徳寺へ歸山のこと。(三) 大徳寺の法度のこと。(四) 寺院行政のこと。(五) 大橋龍慶。(六) 柳生宗矩。(七) 幕府に出仕すること。(八) 金地院崇傳。(九) 酒井忠勝。(一〇) 徳川實紀に、寛永十五年四月朔日午後、品川の御殿にならせ給ひ、井伊掃部頭直孝土井大炊頭利勝酒井讚岐守忠勝阿部豊後守忠秋堀田加賀守正盛に御茶を給ふとあり。(一一) 徳川實紀に、寛永十五年四月二十七日僧澤菴が爲に品川に一寺を創建せらる、八木勘十郎守直構造の奉行命ぜらる、今の東海寺これなり、とあり。(一二) 紹滴。(一三) 天海。(一四) 大徳寺。(一五) 僧侶の出世住持。(一六) 品川東海寺所藏。

四二 細川忠利に贈る書

(註) 島原陣後忠利の病氣にかゝつたについての見舞につけて服薬に關する注意を述べ、又家光の病氣養生の事、品川に寺を建てられたことなどを報じたものである。

尙々、島原之陣中、さて〱御苦勞、中庵所からも申越候。家中手負死人數多之由、御そば衆若年衆迄疵を被蒙候由、若衆達のうつくしき顔に、玉のきすと哉らんと、いたゞ入申事候。御手前御氣もつき候半と存候所ニ、御息災之旨承、悅申候。御やうしやう専用ニ存候。大樹こゝろ之御やうじやう、中々大方之者之成事にてハ無之候。于今御酒一滴不參、御食物之あてがい、魚物も、あさひるハどくならぬ物を、いしや衆の書立之外ハ不參、晩食ハ御しやうじんにて候。灸も當年はや干二三百も被成候。きとくにて候。大人ハ別而御やうじやう入事ニ候。常々御やうしやうかんようにて候。しやうかのしる、つねに參候事あしく候へく候。ミツ丸など常ニ參候御無用ニ候。常にあまり藥參候事も、同者御無用ニ候。まことの時、藥きゝ申さす候。とをのけて藥をのゞ申候へハ、珍候てきゝ申候。珍事を人申候とて、色々之藥參候事御無用ニ候。藥のくのうにハ、さま〱きとくなる事、何の方にも、又一藥のくのうにもある物にて候。それをそのことくに信してたへ候へハ、下地に人の身にさハリ申事候へハ、其藥どくに成申候。下地に何事もなく平かなる身ニたへ候へハ、その藥よく候。わか身に何事のさハリあるをもしらす

してたべ候へハ、必あしき事出申候。其薬のとがにてハなく候共、あてかいやうのとかにて候。此薬妙ニよきなと、申事、世上ニ申人多候。それを一こんに御しんし候間敷候。

切々御狀被下候。終返事不仕、背本意候。島原落城之已後、少御所勞之事候處、萬病圓三粒參、御快氣之旨、奇妙なる儀被成候。補劑共參候は、氣益候而、彌塞り御積出可申候。滯氣御破候は、其後は、補藥も苦間敷候。塞たるまゝにて、補藥參候は、彌病氣増上可仕候。能御分別ニテ、早々御快氣珍重候。爰元無別條、大樹彌御氣色能、逐日御丈夫ニ被爲成候。愚拙事、切々召候而、品川又ハ二之丸致登城、老後之苦勞何共不仕様も無之候。御暇之儀申上候。御同心にてハ候へ共、延々ニ成申候。土用過候而罷上候へと御諛ニ候。漸近々ニ成申候。罷上候は、來春可罷下候。其時分者、此地へ御下可被成候間、於此地、可得御意候。於品川一寺建立^三被仰付候。か様之儀も、老後無餘命、分別ニ不能儀候へ共、不及異義子細故、無是非候。さ様之段、始終中庵方へ申遣候間、可被申上候。中庵も所勞十分ニ平愈難成存候。來年御入府候共、御供ハ成間敷存候。不便存候。昨雲も相果候由候。多年被召

置候無辨者にてハ候へ共、律儀ニ御座候つる。御憐愍にて一生を過、難有儀候。子共居可申候。昨雲同前ニ被召置候は、御慈悲と存事候。柳生但州息災ニ御座候。御兵法之儀御穿鑿迄候。數々御書物御吟味候而、此旨をと御尋候而、筆作^三仕候。御すきにて御座候故、毎度是のミにて御座候。香もさまたたかせられす候。御花ハ一座之内、二度もあらため入させられ候。御とせんさうに御とき無之候。御身之樂ハ、貴殿などの御心なくさミハ無之かと見え申候。天下之あるしとはかりにて候。樂ハそのしたに有之物と可申候。万々期後音候。恐々謹言。

六月十七日(寛永十五年)

宗彭(花押)

細川越中守殿

人々御中^四

(一) 將軍家光。 (二) 前號小出吉英宛書狀參看。 (三) 不動智神妙錄などのことをいふか。 (四) 細川侯爵所藏。

四三 小出吉英に贈る書

(註) 東海寺造營の事、小出吉英の高野大塔造營奉行についての注意等をのべたもの。

尙々、委申度候へ共、今日飛脚罷上候由候間、留筆候。無程可罷上候間、於上方、可得御意候。

六月十一日之御狀、今日七月二日ニ令披見候。即今日飛脚上申由、自修理殿被仰聞候間、早々一書申入候。

一其元御無事先以珍重存候。愚拙義、御同前ニ無事息災ニ居申候。品川一寺被仰付候。八木勘十奉行被仕候。同國之好ヲ思召被仰付候。寺領五百石、即品川ニテ被仰付候。如御書中、外聞も私身上ニハ願申儀無之、増テ六十六之後、餘年今一兩歳と存候ニ、大々ノ苦勞受身申事、此生取失申トヨリ外不存、殊繫猿ニ罷成、在府仕事、一生ノ浮沈相驚候へ共、いなと申かたき様子、段々難遁、此體、高察之外之心底ニ御座候。御懇之儀は、此時代にハ別ニ有間敷と存程、無御隔心、万事ハ心安御物語り被成、色々忝様子共ニ候。万々其段ハ、貴面ならてハ難申候。

一先可申候を、あとに成申候。高野御奉行^三之義、於此方承、我等迄行當タル様に存候。御迷惑於此方奉察候。か様ニ色々御役付被仰付候義者、御親之所ハ、行々之御爲可然義候へ共、當分御苦勞御氣遣迷惑と存事候。高野之麓ニ、先五六年も可有御座候間、高野之麓ヲ御住國と思召候へハ、在江戸不被成、御在國之心にて候間、申さハかく可有御座候間、自今之御分別の事候間、御座所なとも、かるく被成、御物入無之様之御分別入事ニ候。御國へも五日之間御座候。江戸とハ半分道にても御座候。中ニ御座候て、御國と江戸との御用被叶儀候。江戸にてハ、内外人之御交、御酒過可申候。御養生ニハ能可有之候。御手人數にて、御普請被成にてハ有間敷候。公義日傭たるへく候。御氣之盡候ハぬ様にて、無事ニ御結願成就可爲珍重候。か様之大儀なる御役なとに、かゝらやられ候時ハ、始終無事之御心誓願入事にて、人中ニ左様ニ思召候へハ、万事ニ付、御分別ニ成事ニ候。一年之中之事さへにても、五六年もかゝられ候へハ、其間之無事成就不淺御氣遣にて候。乍去存様ニハ無之物にて候へ共、御用心ハ右如申ニ心中ニ思召可然候。

一長春院殿^四御年忌、内々我等も、其前ニ可罷出候間、天祐同道申ても可下様ニ存候

處、何ニ仕候ても、御暇延々仕候。土用過可罷上由御意候。老人之炎天路次、霍亂
 など仕候てハ、無詮なと、御意にて候間、忝由申候て居申候。はや土用も過候へ共、
 御暇之御沙汰も無之候。此中モ御書物之事共に、さ様之物も仕無申候。御機嫌能候
 而、土用モはや過候間、先ハ上せ可有之とは、御意にて候へ共、とかく延やすく、
 今日迄居申候。

一鍋島信濃、今度於島原、軍法破て先懸仕候事、伊豆殿達テ被仰上、信濃殿入府被
 申候。榊原飛驒申分ハ、私下知仕候て、先懸仕候事候間、信濃迷惑には成間敷候由
 被申達候。一昨日御上使にて、今度島原軍法破申事にて候間、信濃にハ、先御目見
 仕候義無用との事、飛驒にハ閉門仕候て居申由との事にて候。何れも身上ハ別義有
 間敷様之御沙汰にて候。兩人ハ結句世間風聞ハ外聞規模之様ニ申候。身上も別儀有
 間敷由申候。

一大樹彌御息災ニ御成候。夏雨土用八專炎天候モ、當年ハ御霍亂モ不被成、御相伴
 ニ御めし被下候事共、毎度御座候。物の參様なとも、一段御養生方に能御座候。晚
 間にハ御精進にて參候。御酒ハ于今一滴モ不參候。御能御拍子など、細々御座候。

罷上て見物仕候へと御諚にて、上手之能拍子切々見申事候。柳但州無事ニ御座候。
 三十日餘、少御前悪候て引籠被居申候。御兵法事にて候。別之儀にてハ無之候。あ
 ら／＼しき事を 上様へ被申、金篇すねと存候へ共、上様から但馬機嫌をとらせら
 れ候とて、笑事にて御座候。此中色々御意之通共にて、但州へも異見を申候。上
 様まけさせられて、又々召出、いつものことくニ成申候。名譽なる主從之間にて御
 さ候。但馬被申候様、おれハ何共思ふてこそ、あなたニさう思召さは、あなた次第
 よ、おれか心ニそつとも如在かなひ物ヲ、まつすぐぢや程ニと被申候。大笑仕事候。
 此間ニ永井信州、小堀遠州被參候へハ、此三十餘もふすべくれて居るハ、よひまで
 よとて、如右被申候へハ、兩人之衆大笑被仕候。

一町奉行替申候。當奉行然々不存人にて候。其外此地別之子細も無之候。
 三日ニハ於廣徳寺御二ニ御座候。對馬殿よりも、人下申候而、御佛事共御座候。我
 等ニもすき御座候は、焼香ニ可參與申候間、御城色々之義、ふと被 仰候て、
 何そかそ書物共御座候。又ふと召候。讚岐殿御下屋敷へも、切々御成にて候。度
 々自讚州可參之旨、御使度々被下候へ共、左様ニはしりまハリ候事ハ成不申、御城

へ御用之事にて、可致登城候。さきくへ参事ハ、行々成間敷存共不参候。先日只一度参候。其後ハ不参候。品川へハ参候。此中ハ、品川へ御成稀ニ御座候。今度寺被仰付候所、品川ハ何共すまぬ事にて候へ共、それにもかまひ無御座、あなた次第にて御座候。方丈、庫裡、衆寮、小書院、御成書院、東廊、西廊、唐門、惣門、客寮、文庫、土藏、先當分立申候。佛殿、法堂、山門ハ、先已來との事にて、土臺ヲハ、今ツキ被申候。品川ニ橋ヲハタシ、橋向ニ門前ヲ立候。大方屋敷も出来申候へ共、首尾ハ來年三月中ニと大工共申由候。其間ハ先罷上、手前之用共叶申、來春下申覺語ニ御座候。今かくと御暇之仰出を待て居申候へ共、延々ニ成申候。迷惑仕候。万々於上方、懸御目可申承候。恐々謹言。

七月二日 (寛永十五年)

宗彭 (花押)

吉英公

尊報

- (一) 寛永十五年四月二十七日八木宗直に奉行を命じたことは上に註した通りである。
 (二) 澤菴の六十六歳は即ち寛永十五年である。
 (三) 徳川實紀に寛永十五年五月廿八

日、此日小出大和守吉英戸川土佐守正安高野山大塔造營奉行命ぜらるとあり。(四) 小出氏の奥方であらう、未詳。(五) 紹杲。(六) 徳川實紀に、寛永十五年六月廿六日鍋島信濃守勝茂、榊原飛驒守職直、肥前國有馬より参着せしかば、評定所にめして、軍法違犯の旨を諸老臣尋鞠す。たゞし松平伊豆守信綱は其座に臨まず。廿八日、此日評定所にて大會議あり。廿九日、この日鍋島信濃守勝茂は出仕をとゞめられ、榊原飛驒守職直并子左衛門職信は家にこもらしめらる。有馬城攻に軍法を犯せしが故なりとあり。(七) 永井尙政。(八) 小堀政一。(九) 阿部對馬守重次。(一〇) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

四四 小出吉英に贈る書

(註) 澤菴は七月六日に暇を賜はり十六日江戸を發し晦日京に着し八月十二日に堺に下つた處、後水尾院より院参の勅命を蒙り、九月八日上洛し九日院参し、その後も屢院参して原人論を講じ奉つた。この書狀はその進講の事を報じたものである。

尙々、江戸へ御返事共申度候へ共、書中如申候、物之本ニ見懸申、彼是心隙無之候間、後便ニ可申入候。此書中無正儀慮外之爲躰候。

其已後絶書音候處、貴札本望之至候。其元御無事、殊公儀御材木船着岸、御満足令察候。御手前御小屋懸出來候事、先月廿三日、御遊座之間、是又珍重存、世上殊外及寒氣已至而申候間、御普請も不成様ニ可有御座候。江戸御下之御尋被成候而、御下之事候哉。不及其儀、御下向候哉。兎角當月中可有御下候。愚拙事、自仙洞、于今御抑留候間、切々院參仕候。原人論申物講釋可仕由候故、難遁爲其逗留仕候。諸公家諸門跡御聽衆にて候故、難儀仕候へ共、勅命難遁、不及是非候。當月中懸り可申候。其故内見仕候とて、日夜心隙無之、賀茂之奥ニ引籠居申候。大徳寺ハ人多候て、書を見可申様も無之候。江戸へ御下候て、先京迄可有御上存候哉、於御下者、懸御目度存候。爰元隙明次第、但州へ罷下、冬籠可仕候ハ、國へ我等罷下候時之儀、被仰渡候由、忝存候。恐々謹言。

小春十日(寛永十五年)

吉英公

宗彭(花押)

尊報

(一) 高野山大塔造營の材木をいふ。

(二) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

四五 小出吉英に贈る書

(註)

澤菴院參して原人論を進講し奉つたが奏對旨に稱ひ、爲めに國師號を賜はらんことを仰出された。澤菴は之を辭し奉つて、代りに大徳寺二世徹翁義亨に諡號を賜はらんことを請ひ奉つた。依つて十一月十五日徹翁義亨に天應大現國師の號を諡せられた。この書狀はその事を吉英に報ずるものである。

尙々、昨日者罷出候故、御報不申入候。將亦如來寺材木之儀被仰聞候。被掛御心忝存儀候。愚老之儀、仙洞ニ存外隙入申候而、下國延々、向寒之天致難儀候。昨日御使者尊書示被下候。折節院參仕候而、御報不申候。御上洛之由不存候。よとや个庵より、大坂迄御越之様子ハ、書中ニ被申越承候。當山徹翁者、開山直弟當山

第一世之祖師に而候。始而

國師號被下、其御禮又下國之御暇乞、彼是昨日

院參仕候。今日者又近衛殿^(三)へ御禮御暇乞相兼候而參候。明朝板周防殿^(三)へ、但州へ罷下候御暇乞ニ可參哉と存居候。左様ニ候は、直ニ其元へ參候而、可懸御目候。方々御苦勞共奉察候。万般期面上抛筆候。恐々謹言。

十一月廿六日(寛永十五年)

宗彭(花押)

小出大和守殿

貴報^(四)

(一) 大徳寺第二世徹翁(てつとう)義亨、第一世とあるは二世の誤寫であらう。(二) 前關白近衛信尋。(三) 所司代板倉周防守重宗。(四) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

四六 小出吉英に贈る書

(註) 近況を報じ、木下長嘯子の歌の事、諸大名の消息等をしらせた書狀である。堺より出したものであらう。

道三御狀傳被下候。返書仕候。乍恐奉頼候。

正月十五日之御札、昨日二日ニ到來拜見申候。先以其元御家内御一門、何れも御無事珍重過之間敷候。舊冬者、御參府之後、早々被成 御目見、御懇之様子無所殘候旨、於爰元悅申儀候。高野之儀、御下知次第、一庵御上洛存候。拙老義ハ、とかく仕候は、四月ニ入可申候。若又其中可被下之旨、御左右共候は、其段者難計存候。又去年罷上候時、爲御上使、中根壹岐守殿御出候。私ハ他行仕候故ニ、書置候狀、春者無 御説も共、早下不申候は、無律儀者たるへき由 御意候。但是ハ御じやれことに被成 御意候と書被申候。御しやれことなから、其はつも御座候間、三月中ニは罷下候ても可然候へ共、庵^(三)ハ入申候へハ、又物の本共取みたし、私座する程より外は、あき所も無御座様ニ取亂申候て居候間、是を又仕舞申にも、殊の外苦勞ニ成申候。又上洛申ても、此度者院參不申候て、打通には難成御事ニて御座候。去年^(三)忝次第一禮申上候而、罷下候ハてハ不叶義候。彼是仕候は、延々ニ成可申存候。今心急存儀候。兎にも角にも急シクて過候人間界と存候。我身上ニさへ此通ニて、其時々^(三)の代ニ任ての有様と存候。四十年已前までハ、中々誰々も隙にて

候間、網などにて、魚を一所ニ引寄候て、魚共かひし〜と急ぎ候様ニ御座候時代
 二も、壽の長ク延可申様無之候。六十七迄(四)なからへ申候事不思議ニ存候。笛清兵衛
 親九十近御座候。高木履にて、日々出石中往還仕候而、わめき申候。ケ様之人間も
 御座候。はや物語共作り申とて、大切なる紙迄書すて〜仕候。

一 當年昌桂發句三物御書付御下見申候。舊冬玄的(五)二者、近衛大御所にて、終日參
 會申候。

一 長嘯老之自讚歌一首見申候。其元に居申時も、終不承候。一代之間ニ、歌之秀
 逸とはいかゝしたる御事候哉、作者之心難計候、此外承り事(キカ)なる歌とも、連々數々
 承候。於此歌、別而秀逸とハ不及凡慮義候。

有明のつれなく見へし別より曉はかりうき物ハなし

ケ様之歌を一期に一首よみて死度なと、名人之被申候事共、世々語傳候。有明之
 歌よりも、何程まさりたる様之歌も、同作者の歌に見へ候に、有明之歌をか様ニ被
 申候事ハ、大方ハ心のふかき事さも可有之かとも被存候。よミくたしたることは、
 又ハつねの事にて、心の深き所一入にも候か。詞にも工にもと〜とて一角ある所ハ

無之、常のことはにて、思入深所甘心候哉。又ミるめなきの歌ハ、工のふかき所を、
 甘心ニ作者被思入候哉。一角工出さん〜と思わるゝ歌、見かたき惡候なと、公
 家など常々被仰候間、作者之心ニ、さ程ニ不被思候。歌ニは一段能歌有之様ニ、各
 被仰衆御入候。作者之是と被思候分ハ、可然候なと、の事共、已前にも承候。歌の
 心ハ、待戀又ハ久待戀なと、申題たるへく存候。にほの海ハ水にて候間、みるめは
 なく候。人ニあはぬ間之なミタハ、波ニうけて、下へはなみたといひかけ申候。人
 をみるめなき涙ハいつあふてこほれやむへきぞ、にほの物もは〜海見るめに、あふ
 まてめをか〜んとハ、此海桑原となるへきかとなり。東海三變ナル爲桑田トと、麻姑仙
 人か申候。永生して東海二變して桑田と成り、又海ニ成ルヲ三度迄見たと申事にて
 候。白鬚の明神の、此海の七度あし原と成しをも、まさに見置し老可爲也と有し心
 ニて御座候。桑原となるまで生たらハ、泪もやむへきかなと、籠可申候哉。毎度六
 ケ敷歌よみて御座候。長嘯もはや老々たるへて、數年(マ)の不如意にて、それをも心に
 苦すして、風流に送られし心中清き人、さて〜いとうしき御人にて御座候。か様
 の人ハ、少ハ世事に心はゆかすとても、朝夕烟のたへかちにて候。不成候事、か様

之所へ、心ハつかぬにて候か、なげかしき御事にて候。筆をさらへ、一首吟味もなき事書付候。

むかしよりむかしなからの人こゝろすむもにこるもおちあひの水

一 柳但無事之由被仰聞候。此程從下屋敷ニ居申候時、隣草にて、御庭松平石見殿飛札悦候便ニ、書狀參候。御手前様之義も書中ニ被申越候。

一 土大炊殿御中風之事、連々我等申候。大炊殿御中風可被成と申居候。堀丹州へ物語申候へハ、大炊殿へも、物語被申候へハ、大炊殿御心中ニも、さ様ニ思召候由被仰候との事承候間、御案之内にて御座候。さて、笑止なる御事ニ候。先當座大事さへ候わねハ、可然候。

一 一行書之三幅一對之事、爰元ニ可仕と存候。持下候間、於爰元可仕候。華紙澤山ニ御座候。

一 松平下總守殿御所望之事、令得其意候。何時成とも書可申候。

一 如來寺川邊之水入申候所被仰付候而、今程奉行衆被仕候。殊寺之後三間被入候段、無所殘末代之御寄進、於愚拙忝存候。外宗之儀ニ候へ共、先祖仕置候故、半兵

なと年寄申候故、我等居申内、堂可仕度存通候間、存立候て、我とも老之万事六ヶ敷成申候而ハ、難義仕候。今程内作事仕、近日仕舞可申候。万事御影と存忝。鐵炮町へ水入申候へハ、寺之爲能とても、それはいか、ニ御座候間、鐵炮町と左との間、井績(井カ)を付申、大水之時者、上をこし申ても、鐵炮町之うしろの北之堀へめぐりて、町へ不入候様ニ仕候へハ、田地へも水入不申、寺、鐵炮町、田地三方之能様ニ罷成候由、半兵なと被申候事候間、さ様にて可然由申候。

一 大僧正(一〇)へ書狀進候。乍慮外被仰聞候て可被下候。柳但州へ同夕、吉祥寺、城雲檢校兩人よひ候而、終日語申候。雲ニ誹諧發句、吉祥寺所望候而、發句被申候。何共脇仕かね申候。誹諧ハ前句からの物と見へ申候。律儀なる人、じやれことのいひかけられぬと同事と見へ申候。常之連歌ことはニても、心か誹諧ニ參候句ハ、付句もひかれて參と見へ候。誹諧とても、心が律義ニ參候へハ、たゞ言葉にて連歌仕候様ニ參候。土民か物申候とても、ことはハたゞことはニても、心が律儀ニ御座候へハ、おとけことはニてハ無之候。可然人之被申候ことはハ、うつくしききやしやなることは見被申候へ共、じやれことばにて、一通り御座候ことく、まつ、常の連

歌ことはニても、誹諧底ハ御座候と申事候。もろこしのよしの、山に入ぬともおのれしとおもふ我ならなくにと申ハ、誹諧と哉(ら脱カ)ん申候。日本のよしのを金嶺と書申候。もろこしにも、金峰と申が候ゆへ、もろこしのよし野と申よし候。それニ其後もと御座候へ、よしのは、山深所也。よしのなりとも、あとをおひてまいらん、日本のよしの、事ハ、さておきぬ、もろこしのよしの也ともといひたるは、誹諧牀のよし申候。城雲句前に成申候へハ、吉祥寺さし合をくりと申候へハ、難儀被仕候。又返報ニ城雲しきりにさし合くり被申候中ニて承、大笑仕候。試筆ニ發句仕候。こゝろむる筆ハつちのとの卯毛哉。

策庵脇々折節失念申候間、書付不申候。今たち京物とて、策庵より送られ候間、今たちハ京物なれハ粟田口とうきのぜうやつくりをくらんと申遣候。私事三月ニ堺まで用事共御座候間、先罷上、それより上洛申、東行可仕候。其已前又々自是御便札可申上候。恐々謹言。

二月四日(寛永十六年)

宗彭白

貴報

吉英公

玉床(二)

- (一) 澤菴が去年江戸より京都へ上らうとして出發した時のこと。
- (二) 堺の祥雲菴であらう。
- (三) 去年寛永十五年院參進講の御禮を申し上げて後江戸に下らうとすることをいふ。
- (四) 澤菴の六十七歳は寛永十六年である。
- (五) 信尋。
- (六) 木下長嘯子。
- (七) 池田輝澄。
- (八) 徳川實紀に、寛永十六年正月元日、土井大炊頭利勝は營中において俄に中風發し退出す、よて目付野々山新兵衛兼綱をつかはされて看せしめ、醫官今大路道三親昌、半井驢菴成近、野間玄琢成岑をもつかはさるとあり。
- (九) 忠明、小出吉英の妹婿。
- (一〇) 天海。
- (一一) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

四七 小出吉英に贈る書

(註) 江戸着府を報じたものである。澤菴が京都より江戸に下つたのは、寛永十一年十二月、同十四年閏三月、同十六年四月及び正保元年十二月の四回である。この書狀は四月十三日付でこの日江戸に入府したことを記し

てあるから、寛永十六年のものと認める。

尙々、途中之躰、書中無正儀候。但州中屋敷へとの事にて候へ共、晴ヶ敷所へ、見事にも無御座荷物共打籠申事、迷惑ニ存候。先如前之下やしきへ參候。

木曾路、此筋兩所へ御人被遣候由忝存候つる。此所にて御書拜見仕候。我等儀、京迄ハ三月中ニ罷立候へ共、近來之勞苦ニ、殊外草臥申而、一兩日も加申、大津よりは、二日ニ罷出候。桑名にて、いつも殊外御馳走、家郎衆ニ苦勞をかけ申候儀、迷惑ニ存、美濃路を熱田へ出申候。彼是少ハ日數も籠申候而、今日入府仕事候。御上ニ、道にて懸御目儀も可有御座哉と心懸、道行之御衆ニ心を付罷下候つるニ、御在府にて、可懸御目致満足候。三月中ニ參着申様ニ、今度之御意之旨御座候へ共、さ様にも不罷成、漸此躰ニ御座候。万々奉期貴面、書中不具候。恐々謹言。

卯月十三日 (寛永十六年)

宗彭 (花押)

小出大和守殿

尊報

- (一) 堺より京まで上つたことをいふ。
- (二) 小出吉英の江戸より歸國のことをいふ。
- (三) 家光の命をいふ。
- (四) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

四八 小出吉英に贈る書

(註) 澤菴は寛永十六年四月十三日江戸に着し、十八日家光に謁し、二十一日新造の寺に入寺した。五月十九日家光之に臨み、寺名を萬松山東海寺とつけた。この書狀はその狀況を報じたものである。

尙々、以貴面可申入候。

今日之御機嫌無所殘儀候。其段可被心安候。今日之歌ニ、久しかれ寺もにいはいりつくは山海となるまで君か代なれば如此申候。萬々期貴面候也。

五月十八日 (寛永十六年)

宗彭 (花押)

小出大和守殿

人々御中^三

宗彭

(一) 原本十八日とあれど、事實は十九日で澤庵の書誤りであらう。(二) 大徳寺塔頭龍光院所藏。

四九 小出吉英に贈る書

(註) 小出吉英の邸の事、澤庵登城將軍と唱和の事などを報

じたもの。

尙々、不圖以參可申入候。

一昨日之御返事御持被下候。御書中之旨、尤無餘儀御隙入、不及御理儀候。御兄弟之御間之被仰分承、我等式も笑止ニ存候。隨分御異見被成、御無事可爲珍重候。我等も御かけにて、笑止かり申候由、御次候は、被仰可被下候。將又御屋敷之儀被仰入候由、近頃、珍重存候。定而可相調候。讚岐殿參會申候は、彌御物語可申

候。愚拙儀、此間はさしつとひ隙無之と迷惑候。自本寺、爲當日祝儀、使僧下申候。

玉室、江月よりも、兩僧爲使下被申候。明日可召上之旨ニ存候。十二日、又昨日も登城申候。雞鳴ニ歸寺仕候。昨日は殊外御機嫌能候而、八ツ時分御振舞被下、又源太夫ニ山里月出候ヲ、御茶湯御花など被爲入、御茶被下、御相伴にて御會席被下、御歌共數首御座候。夜前ハ御詠共、殊出來申候。私ニモ十首被仰付、當座ヲ仕候。か様ニ深更などに成にてハ、品川へ罷歸事も成間敷候間、か様之時は、江戸ニ宿所無之てハ成間敷候間、烏丸居申候所ヲ申付候よし、中根殿へ被仰渡候。あさの川と哉らん申ハ、うかひの男をしつめ申たる川候哉。其迷魂螢と成候とて、殊外大なる螢にて候。大なる籠ニツ、今朝爲持被下候。螢を是非^{程カ}多見事始事候。

扇 風 よをひろくふく秋風を手の中にたゝみてもつや扇なるらん

社頭月 瑞垣の内外をてらす月かけのすめるや神の心なるらし

不思思戀 君にわかふかき心ハわたつ海のあわひの貝のかたおもひかな

不來秋風 なひくほと見んも程なし五月女の早苗とる手にうこく秋風

武野月 武^{織カ}をあふみかけてのるらし足はやき月毛の駒か夏の夜の空

かやうの事とはなしの内あんし候はん様も無之候存候。よき事ハ一ツも無之候。近日以參可申入候。殊外之あつさにて御座候。恐々謹言。

六月廿日(寛永十六年カ)

宗彭(花押)

吉英公

尊報

(一) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

五〇 小出吉英に贈る書

(註) 澤菴登城、和歌唱和のこと、吉英より贈物に對する謝禮をのべたもの。

尙々、一昨夜は御機嫌能候而、七ツさかりより、山里の芝原ニ御座候を被下、御當座など御座候。愚詠、

萩 風 半よりいつちさそひて行つらんみし夢かへせ萩の上風

武野々月 はてしなき武藏野ながら初秋ハいり方はやきみしか夜の月

互恨戀 我もハ秋になされてかなしきをそなたハ何と葛のはのかせ

萩 うへし植て花さくころに成ぬれハゆきも庭に宮城野之原

蟲 聲 たれ爰にこうろきとてか庭夜草のかけ野に松むしの聲

御歌ハ書付不申候。

一 昨日ハ御使札之處、愚老氣相致本復候故、應召令登城候。路次ニて候故、御報不申、昨日罷歸、罷寄、可得御意候へ共、御隙をも不存、又兩日困申候故、直ニ歸寺仕候。朝倉之漬山榊被下候。方々定而被遣方多可有御座候之間、私者國よりの者ニ而候間、不被下候共宜候ニ、被懸御心忝存候。一昨日八ツ時分より、御前へ罷出候て、夜半迄居申候。烏丸殿屋敷へ被入、昨日從待所歸寺仕候而、困申候故、今日返事申入候。廿九日ニハ、當寺ニて御齋參候様ニ、朝涼ニ被成御出候は、常住躰可申付候。御同名奎殿へも被仰合、可被成御同心候哉。御連枝御隔心ニて惡候は、御無用候。重而主水殿杯被仰合候様ニ可仕候。御一人御座候て、緩々と御雜談可被成候。旅庵可被召連候。恐々謹言。

七月廿六日^(三) (寛永十六年)

宗彭 (花押)

吉英公

玉床下^(四)

(一) 吉英の弟吉成。(二) 小出正英。(三) 小出吉英は高野山大塔造營奉行を命ぜられ、寛永十六年末か十七年初に出發して彼地に赴いたやうである。この書狀はその出發前のものであるによつて、十六年のものと認む。(四) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

五一 小出吉英に贈る書

(註) 吉英より送り見せた鐘の銘についての返事である。或は東海寺へ買求めようとしたのであらうか。

尙々、松岡之寺^(二)、于今無退轉御座候。殊秀頼之御息女御住持にて候。法鐘などハ、本所へ返り候て可然儀候。當寺などの望無之候。若立御耳上意之儀不存事候。我等御耳にハ立申間敷候。一昨日十三日者、御成^(三)にて、御機嫌能、終日及暮被成御

座候。月ハ散々之義候。殊村雨仕候。折節當座と被成御意候。

よしやふれなかめにしはしさわるとも世にそなひある月のむらさめなど、申候つる。

昨日爲御使、旅庵被下候處、少内談申候儀候而、對人居申候内、是首座承置候而、旅庵をハ御返し申候由申候故、返答不申候。背本意存候。然者鐘之銘之寫^(四)とて態々申遣、御取寄候而被見候。過分至極存候。松岡之寺之鐘と見へ申候。先日堀田加賀守殿へ、元盛物語申候付、様子聞立申候と被仰候ニ付、又名匠被遊候銘、間も御座候間、見申度候て申入候。松岡之鐘^(五)間候へ者、鐘之用者無御座候。銘者見申候而満足仕候。餘事期面顔之時候。恐々謹言。

九月十五日 (寛永十六年)

吉英公

玉床下^(三)

(一) 鎌倉東慶寺。(二) 徳川實紀に、寛永十六年九月十三日、けふ品川東海寺にならせられ、銃もて白雁二打留給ふとあり。(三) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

五二 小出吉英に贈る書

(註) 吉英が高野に赴くについて餞別の書状である。

祈禱にも可成候、七座之大盤(般)若も、信仰より利生御座候。祈禱ニタカセラレ候は、功德ハ般若同前たるべく候。御門出之時先御ふた所御子達様御座候。御座候て、少銀石ニウセラレ候は、御立被成候あとにても、路次之御氣遣御座有間敷候。昨日は能時分被成御出、緩々と御語被成候間、可爲満足候。

閏十一月廿六日(寛永十六年)

宗彭(花押)

吉英公

尊下

明日御發足(三)は、定而延可申候。寺社奉行衆よりの返答無御座候哉。今日は以參御暇乞も申度存候へ共、六日江戸(マ)へ居申候而、罷歸候へは、殊外草臥申躰ニ候。

又御手前にも、御用意又人之御尋多可有之所へ、無餘義と存候て、乍心不參候。廿

六日、松山城殿(三)へ御同座申度候。此方之御上、愚老困衰仕、露命難期候故、一入御殘多存候。永々是ニ御座候間、いつ成共と存候て、隣家迄參候へ共、及暮候か、朝か、如何様ゆるくと可申承時分見候ハねハ、打通くいたし候。御上と候へハ、一入御殘多様ニ存候事、紫野入院杯の義ニ、來年自然罷上候義も可有之か御座候共、四月、日光(三)へ御供申候様ニ候は、日光過候ハすは、上落(落)も成申間敷候。日光ヲ見申候かと御意候。未見申候由申候へハ、來年よく候由、か様ニ御意ニて御座候間、大概可被召連かと存事候。若又來年上申事成不申候は、來々年ニ可爲御上洛候間、其時は必御供仕、罷上候て可有御座候。それハ取分命難期候。來年迄さへ、心ニ頼申事ハ一切無御座候。當年之中ヲも、心ニいさゝか頼無之様ニ存事候。いつ迄もくせニ可有之様ニ存躰と見へ申候。人達は不思議千萬に存事、入院之事(四)、昨日も酒讚州へ前後之事、委物語申候。本寺末寺杯のまきれの事共までも、委物語申候へハ、さてくさ様之事か、いさゝかしらぬ事じやなと、被仰、きもをつぶし候つる。万事御無案内なる事ニて候故、下からかすめ申候を無御存候。公事にも不成事迄公事ニ成候。非道を申者、皆々御才覺勝申事候。不入事ながら、なけかしき事ニて御座候。

高野之公事(五)なとも、皆下からハ非道ニテ、上ニ非道ハ無御座候。下ばかりニ成候故、かすめ申ニテ、奪ひ取事ニ候。上之威光なく候て、まけてをり／＼致し候て、あけくにハそれか即法ニ成て、從而異義もいはれざる様ニ成いたした事候。灌頂(クワンヂヤウ)なと、申も、佛法一段／＼と即印可ニ而候。師匠からさすけ申事と聞へ候。其師匠かたの學侶カラ、自昔大師以來法度ニテ候間、灌頂さつけまいと申を、是非さつからふと、弟子方から申上事ハ、難成事候。灌頂さすべきと被申候て、用意申てから、させまひと被申ハ、無曲と被致方ハ無餘儀候へ共、夫ハ私事ニ而、公事ニ被出候ハぬ事ニ而候。公事に成そうに、但州被申候間、愚老、公事にハ成間敷子細ニ而候よし申候つる。去故御心ニも入可申と存、書中申候。殊ニ高野へ御奉行ニ御出候間、爲御心得ともを存候て申事候。惣別さて惣山ハ、大師之法つぎ、佛法ヲたもち申衆之(マ)ましたるへき事ニテ、ひしり(ヒシリ)なと申ハ、小者に召つかわれ候者のかしらをまるめ候て居申者ニ而候。諸國をおひ(ヒ)をひて勸進して、廻るもの共ニ而候。學侶へ對て、我山しやなと可申道理ニテハ無之聞へ候。只今皆々のしり共の申地も、大師之に候。學侶ハ、次第／＼ニ修行をきわめ、檢校ニ成候へハ、大師の代を仕事候。山之事ハ學

侶次第にて可有之事候へ共、下ばりニ成て、皆々か様ニ成申事候。不入事に候へ共、高野へ御座候故、筆の次如此申候て、大中可被成候。大徳なとも、門前を北へ成共、南へ成共、又寺ヲ如何様ニ仕候へとも、長老分之はからい次第ニ而御座候。將又伽羅三柱(マ)内大伽羅ハ、私祕藏之伽羅ニテ候。木がさも如形御座候間ヲ、京都堺にてとられ候。残すことなく成申候間、少なから進上申候。よき香何程も可有御座候へ共、將軍家より出申候と申候へハ、格別之事候間、沈箱ニ御入可被成候。殘二種も御直ニ被下候。三度拜領申候を、一々少ツ、包申候。四季土用五柱(マ)之御薰物進上申候。是こそ勅作と申候。御直ニ院參候而、東行之はなむけとて、拜領申候。正直之義候。自然ニ少銀石御上せ候は、一時の御(五)首(六)續ク

- (一) 徳川實紀に、寛永十六年閏十一月廿三日、小出大和守吉英、戸川土佐守正安、高野山大塔造營奉行命ぜられ暇たまふとあり。(二) 松平山城守忠國、丹波篠山城主。
 (三) 寛永十七年四月十三日家光江戸を發し日光に詣づ、十六日着す。(四) 大徳寺入院出世の法度の事をいふ。(五) 行人と學侶の争をいふ。この後、正保二年に至り、幕府その訟を斷ずることあり。(六) 吉英の大塔造營奉行として赴くをいふ。(七) 高野

山にある僧侶の一派聖方をいふ。(八) 笈。(九) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

五三 細川忠利に贈る書

(註) 能見物に招かれたに對する謝禮の狀である。

(端書)
(澤庵書翰寫)

追而申候。昨日之松風近比見不申候面白能にて候。松のむかふをまはりてとをられ候様子ともハ、わさを□に持て仕候者の可成様子にてハなく候。つねに道なとわけとをり候に、松の枝のさかり候を、をしのけてとをり候様、もてあまさぬ見かけにて候つる。松風之時は、但馬殿も我なから我をわすれられ候哉。さて上手かなと被申候つる。藤永、朝長、何れも／＼出來申候。不存候者之目に、さあつへきやうに見申かよき上手と申候間、我等こときの目に能見へ候か上手たるへきと存事に候。かしく。

(日附闕ク、寛永十六年カ)

澤庵(花押)

細川越中守殿

人々御中

(一) 細川家記に、寛永十六年十二月二十日、細川忠利、澤菴及び天海を請じて能樂を張行す。澤菴、松風の能の勝れたるを賞讃することが見える。(二) 柳生宗矩。(三) 細川侯爵所藏。

五四 小出吉英に贈る書

(註) 家光の諸所へ臨みしこと、其他近況を報せるもの。

尙々、其元被成御仕舞、御國かへ被成御入候は、少可被伸御窮屈候。

九月十三日之尊書、殊方々へ被遣候同前ニ、愚拙方ニも朝倉五岱被掛御意候。毎度之儀御禮巨申盡候。

一 公方様彌御丈夫ニ被爲成、日々御鷹野被遊候。先月廿三日、酒讚州於下屋敷、口切之御茶上被申候。永井信州、堀田加州、私、柳但馬四人御座へ參候。同廿七日、

信州^(三)へ二之丸御スキ座敷迄被爲借、すきを可有御覽とて、信州御茶被上候。殊外スキ出来候とて、御感にて、其後山里ノ芝原ニテ、荷茶湯など、様々御馳走ノ亭主振共にて、御機嫌能、御馬共被下、無所揃儀候。一山^(三)ノ無ノ一字、下ニ細字ノ文躰御座候。墨跡茶入に肩衝にて御座候。廿九日、當方^(四)へ御成、挑灯にて還御候。當月九日、賀州於下屋敷、御口切御茶被上候。讚州、信州、但馬、私、一段御機嫌能候。今日十一日、柳但州御口切御成之分ニ而間、少御風心候とて延申候。明日^(明後力)か明日かとの御事ニ候。中比^(五)ニハ、當寺へ可有御成候間、壺之口切候様ニトノ御事ニ候。拜領之茶に而候。引申て床ニ置之外ハ、何にても馳走可申上風情ハ無之候へハ、氣遣ハ無御座候。此表一段無事無替儀御座候。御同名對州^(六)御無事、屋敷御普請も、向寒氣候間、春可被成とて、漸御仕舞之様ニ被仰候間、去廿九日ニ參候。

一 高野之御普請^(九)及寒氣候。來月者御知行へ御歸可被成候間、御尤之儀候。

一 吉祥、宗鏡、策庵、松井清左衛門など、爲御見舞被參候由、于今被致逗留候。ヨキ御伽にて候。定テ漸御先へ可被參存候間、書狀モ不遣候。

一 被聞候ても不入事ニ候へ共、奇特ナル義に而候間、書付候。松前^(一〇)近キ夷ニ大浪

打申候ト一度ニ、山ヤケクヅレ、灰土或モへ木共フリ來リ、十三日ヨリ十六日マテ、松前へ人ノ面モ不見、マツクロニ成、其後漸明ク成申候。灰土四尺五尺ツモリ申候。又夷ト松前之通ノ海ハ、五六里モワヲリタル山、水底ヨリ生出申候故、松前へノ通、風波ノ難心安成申候。昆布ナト取ニ參候商人共、所之者彼此十人計モ、夷表ノ地ニテ果申候と、自志摩^(一一)守注進申候。不思議ナル事共ニ御座候。

一 酒讚州二番目息民部殿^(一二)、先月御死去。定テ弔狀共可被進候。備後殿^(一三)も少御煩候て、熱海ニ久御逗留候て、湯治被成候。然々共無之様ニ、加賀殿被仰て、笑止カリ被成候由承候。定テ今程能候ハんと存候。此外何事モ無御座候。増上寺住持^(一四)又被相果候。以傳無事ニ居被申候。猶後便ニ可申述候。恐々謹言。

小春十一日(寛永十七年)

東海寺宗彭(花押)

小出大和尚守殿

尊答^(一五)

(一) 徳川實紀に、十七年九月廿二日、王子村の邊放鷹せさせ給ひ鶴雁を得給ふ。酒井讚岐守忠勝に鶴を下さる。廿三日酒井讚岐守忠勝別業にならせ給ふ。これ昨日の鶴もて襲し

奉り、御茶を獻ずるとなりとある。(二) 徳川實紀に、十月廿八日、この日永井信濃守尙政二丸に於て御茶を獻すとあり。この書狀に廿七日とあるは誤か。(三) 寧一山。(四) 徳川實紀に、九月晦日(三十日)品川へならせられ大森より六郷橋邊御放鷹あり。鶴雁鴨など得給ひて東海寺へならせらるとあり。この書狀廿九日とあるは誤か。(五) 徳川實紀に、十月九日堀田加賀守正盛が別業にならせられ、正盛御茶を獻ず、酒井讚岐守忠勝、永井信濃守尙政、柳生但馬守宗矩御相伴なりとあり。(六) 徳川實紀に、十月十二日午後柳生但馬守宗矩が別業にならせ給ふとあり。(七) 徳川實紀に、十七年十月廿日品川へならせられ、かしの御殿にて澤菴御茶を獻ず。酒井讚岐守忠勝、永井信濃守尙政、柳生但馬守宗矩御相伴たり。御かへさの道より御使もて澤菴に瀬戸尻脹の茶入をたまふとあり。(八) 小出吉親。(九) 大塔造營、吉英その奉行たり。十五年に始まり二十年六月七日上棟す。(一〇) 徳川實紀に、十七年九月廿七日、この六月十四日蝦夷の内浦嶽焼あがり、土砂降下て、松前蝦夷のあたり終日暗夜の如く、其うへに高波おしあげて土人七百あまり溺死せしむね注進ありとあり。(一一) 松前志摩守公廣。(一二) 酒井忠勝二男民部忠經、十七年八月十七日死去、十九歳。(一三) 酒井忠朝。(一四) 酒増上寺住持南譽、十六年九月十八日寂す。(一五) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

五五 小出吉英に贈る書

(註) 家光の近狀を報じ、大徳寺法度前々の如くならんことを望む由をのべたもの。

當月五日、伊掃部殿下屋敷へ御成、一段御機嫌克御座候。酒讚州、堀賀州、柳但、此三所へは、毎度上意故参り候。餘へは不参候故、出府不仕候間、座敷之様子は不存候へ共、六日ニ但州、賀州兩公、江月、天祐爲見廻被参候。御物語り承り候。殊の外大御酒候て、柳生などハ無性ニ候ツルヨシ被申候。以上。

江月、天祐下向之節、自京都尊書被下候。霜月廿日過、可爲御下國之旨、永々之御苦勞、少御氣延ト致推察候。

公方様一段御息災ニ被成御座、万人喜申事候。當寺へも、十月廿日ニ、口切之御茶立候而、終日被成御座、御機嫌能、御茶入杯被下候。又霜月十九日ニ、拜領之茶入開ニ御成、同御機嫌克御座候。當寺領物成惡敷候由被聞召、知行がへ被仰付候。

又御城近ニ而、中屋敷作事被仰付候^(六)。延壽堂屋鋪後園等之地も、同時ニ被仰付候。忝悦共様々御座候得共、老後苦勞難艱^(七)仕事候。此度兩人之長老被召^(八)、入院事共被仰付候得ば、此段生前之大幸と存候。妙心寺之儀も、大徳と一同ニ連申上候。此節同時ニ可被仰付、御内々ニ而、此度被召候。是又愚老大幸此事候。召兩長老、當寺居住日夜申談儀候。御書中ニ被仰越火事、御家内無事、奇妙之儀候。御一門多候而、皆々御あつまり故と申事候。柳生但州家寄妙^(九)ニ無事、殊ニ其夜明日御成とて、下屋敷ニ被居候間、火事之内兩度御上使御座候故、脇坂淡路殿其外火消衆皆々あつまり被申候而、消留被申候。此中方々火事、毎夜之事候。妙心派之嶺南新地之寺、不殘一炎ニ焦ト成候。尾張殿^(一〇)、松平出羽殿、此間燒申候。方々之儀ニ候。一兩日靜申候。其外無別條、靜謐之御事候。薰物御返之御詠、殊之外出來申候。御贈答申度候へ共、今日終日兩老へ茶を進候とて、日を暮、灯下一書如斯候。被爲詰被下候當年之茶一袋致進獻候。一服上り候は、可爲本懷候。事々期後音留筆候。恐々謹言。

極月十二日(寛永十七年)

東海寺宗彭(花押)

小出大和守殿

人々御中^(一一)

- (一) 徳川實紀に、十七年十二月五日、井伊掃部頭直孝余々木の別業にならせ給ふとあり。
 (二) 宗玩。
 (三) 紹杲。
 (四) 前の書狀に注す。
 (五) 徳川實紀に、十一月十九日品川へならせらるとあり。
 (六) 徳川實紀に、十七年十月廿五日、この日東海寺澤菴へ別に宅地を給ふとあり。
 (七) 江月・天祐。
 (八) 大徳寺法度の事、舊の如く入院を許さるゝことをいふ。
 (九) 徳川實紀に、十一月十五日尾張の邸失火ありとあり。
 (一〇) 徳川實紀に、十二月二日昨夜四谷邊火災ありて延燒數百町に及ぶとあり。
 (一一) 内閣記録課本澤菴書翰寫。

五六 近衛家家臣某に與ふる書

(註) 江月・天祐の江戸下向のことを報せるもの。

江月、天祐下向之時、尊翰被傳賜、辱致拜誦候。兩老被參着候節、迫事多時分故、當年者 仰出御目見之兩端共無之、春亦十五日於不過者、急々之御沙汰御座候間敷存候。緩々底當時之風體不及是非候。二月中上洛被申候者、隨分之仕合與存知仕候。

兩老共、當寺中被致暫居候。日夜遂閑話候。何事々々不思義難計義候。此品川之野寺三人聚頭候事、佛家之因緣歟。儒者之自然歟。此寺未營先、茅屋一僧、退移別所、以其跡爲此寺、問其僧之國、則但馬國高野興長寺僧也、此寺之作事奉行亦但州八木宗頼子孫八木勘十郎仕。隣壁清德寺、是又南浦之弟子物外可什之遺跡也。物外大燈與法之兄弟也。件之僧自藤澤移此地。三五年居住。昔但馬國山名之一門牢人、藤澤三年蒙上人之恩志、歸國之後、爲報恩、彼興長寺建立。以其由緒、件僧又自但馬至藤澤、自藤澤又至此地。三年五年之内、愚等移此地、彼僧今得知音雖易、茅庵之地其間不遠、賜寺之引料黃金、剩爲替地百俵之田地賜之。是又不思議之御事共候。不覺任筆閑言語共、伊勢ヤ日向物語候。

(日附署名宛名闕ク。寛永十七年)

(一) 紹明、大應國師。 (二) 近衛公爵所藏。

五七 西洞院時良に贈る書

(註) 江月・天祐の下向の便に寄せられたる書に答へ、家光

が琵琶琴和琴を武士町人等の玩ぶを禁じたること、奢を禁じたること、及び禪錄外題染筆の勅命を拜したることなどをのべたもの。

高覽之後、可被附丙丁童子候。

一書啓上候。江月、天祐下向之節、嚴翰拜誦不去手、禁裏仙洞諸家御無事、千喜萬悅。就中

仙洞御勇健之旨悦申義候。御自分御息災之旨、兩長老物語被申候。別而於拙老悦申候。且發固猶候上り候哉。小人之作事大人被作事者不祥之儀候。人世之一大事者、命一之外有御座間敷候。朝儀之御爲、又御家之御爲、一日モ御在世久候へハ、其中若御代も御心持御行跡萬事落着之事候。押無之候へハ、若御代者亂申事、古今其通ニ候。御身ニ御好候事を放ニ被成候而、御家ヲ不思召候は、無曲儀候。武將之御陰言も一段能候。其段可御心安候。就其爲御心得申候。去月十六日、酒讚史へ御成候。其座ニテ被仰候様者、琵琶琴和琴等ハ、公家高人之所作也。然ヲ武士町人或盲